

入 札 説 明 書

岡山大学（東山(一)）附属中学校校舎改修Ⅰ機械設備工事

資 料 一 覧

1. 入札説明書（技術資料書式を含む）
2. 工事発注概要書
3. 工事請負契約書（案）
4. 競争加入者心得・工事請負契約基準

令和 7 年 6 月 1 8 日

国立大学法人岡山大学

入 札 説 明 書

岡山大学（東山（一））附属中学校校舎改修Ⅰ機械設備工事に係る入札公告(建設工事)に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 令和 7 年 6 月 1 8 日

2. 契約担当官等

国立大学法人岡山大学 学長 那須保友

3. 工事概要等

- (1) 工 事 名 岡山大学（東山（一））附属中学校校舎改修Ⅰ機械設備工事
- (2) 工事場所 岡山県岡山市中区東山二丁目13-80（岡山大学東山（一）団地構内）
- (3) 工事概要 工事概要図面のとおり
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和8年3月31日（火）まで
- (5) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。
電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（<http://portal.ebid03.mext.go.jp/top>）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規定及び運用基準に基づき行う。
なお、電子入札システムにより難しいものは、岡山大学長に承諾願を提出し承諾を得て紙入札方式に代えることができる。（別記様式1）
- (6) 本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、申請書及び資料（以下、「技術資料」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（実績評価型）の工事である。

4. 競争参加資格

- (1) 国立大学法人岡山大学契約事務取扱規程（以下「契約規程」という。）第6条及び第7条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における管工事に係るA等級又はB等級の一般競争参加資格（令和7・8年度）の認定を受けていること（会社更生法（平成14年 法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年 法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に文部科学省が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成22年度以降に元請として完成・引渡しが完了した、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、又は鉄骨造で、施工面積が1棟500㎡以上の校舎、研究施設、庁舎、病院、又は診療所の機械設備工事に係る新営又は全面改修工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。
- (5) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ① 1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
・これと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
 - ② 平成22年度以降に上記（4）に掲げる同種工事の施工の経験を有する者であること。
 - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ④ 配置予定の監理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるの

で、その旨を明示することができる資料を提出することとし、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

- ⑤ 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う際の要件については、下記を参照すること。

- 1) 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下のア～クの要件を全て満たさなければならない。

ア 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

イ 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

ウ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

エ 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に関わる工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る）については、これら複数の工事を一の工事とみなす）

オ 特例監理技術者が兼務できる工事は、工事現場が同一地域（県民局）内にある工事でなければならない。

カ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立合等の職務を適正に遂行しなければならない。

キ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

ク 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

- 2) 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項ア～クの事項について確認できる書類を提出すること。
- 3) 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要なくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。
- (6) 競争参加者においては、工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績の建設工事のうち、令和5年度及び令和6年度に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点合計の各年度の平均が2年連続65点未満でないこと。
- (7) 技術資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 上記3（1）に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- (イ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2）に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。

以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する更生手続が存続中の会社等又は更正会社（会社更正法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更正会社をいう。）である場合を除く。

- (イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であつて、1) から4) までに掲げる者に準ずる者
 - (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
 - (10) 岡山県又は広島県に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。
 - (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとし、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - ① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時、請負契約を締結する事務所をいう。)を代表するもので役員以外の者をいう。
 - ② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。
 - (イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
 - (ロ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。
 - (ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。
 - (ニ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
 - ③ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。
5. 設計業務等の受託者等
- (1) 上記4(8)の「上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。
 - ・(株)総合設備計画
 - (2) 上記4(8)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する親会社、子会社及び同一の親会社を持つ会社である。

6. 担当部局

〒700-8530

岡山市北区津島中一丁目1番1号

国立大学法人岡山大学施設企画部施設企画課総務・契約担当

電話番号086-251-7124

FAX 086-251-7128

E-mail sisetu-soumu@adm.okayama-u.ac.jp

7. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、技術資料を提出し、学長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い技術資料を提出することができる。この場合において、4(1)及び(3)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに技術資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間：令和 7年 6月19日(木) 9時から

令和 7年 7月 1日(火) 12時まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

- ② 提出場所：上記6に同じ

- ③ 提出方法：電子入札システムにより提出すること。

ただし、紙入札参加希望者は上記6に持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)すること。

- ④ 提出様式：<http://www.okayama-u.ac.jp/user/shisetsu/tender.html> にて
Word ファイルを入手可。

- (2) 申請書は、別記様式2により作成すること。

●申請資料提出については、下記資料も参考にすること。

施設企画部 HP—入札関連様式等—入札参加書類(工事)記入例と作成上の注意事項.PDF

http://www.okayama-u.ac.jp/upload_files/shisetsu-pdf/kinyuurei_r040530.pdf

- (3) 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

なお、①の同種の工事の施工実績及び③1)の配置予定の技術者の同種の工事の経験については、平成22年度以降かつ技術資料の提出期限の日までに、工事が完成し引渡し済んでいるものに限り記載すること。

- ① 同種の工事の施工実績(別記様式3)

上記4(4)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式3に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

- ② 競争参加者(企業)の工事成績評価(別記様式4)

建設工事における令和5年度及び令和6年度に完成した工事成績の各年度の合計、工事成績を受けた工事の件数及び平均点を記載すること。併せて、記載した工事成績評価通知書の写しを提出すること。

- ③ 配置予定の技術者(別記様式5)

- 1) 配置予定技術者の資格・同種工事の施工経験

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式5に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。資格については、証書の写しを添付すること。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

2) 配置予定技術者の工事成績

同種工事の施工経験として挙げた工事が令和3年度から令和6年度（過去4年間）に完成したものであり、主任（監理）技術者又は現場代理人として施工した工事であれば、その工事成績（ただし、工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績に限る）について別記様式5に記載すること。併せて、記載した工事成績評定通知書の写し及び当該技術者が当該工事に主任（監理）技術者又は現場代理人として従事していたことが判る書類（CORINS等）を提出すること。

なお、当該工事成績評定点が6.5点未満の場合は「競争参加資格なし」となるので注意すること。

④ 契約書等の写し

①及び③1)の同種の工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、この写しをもって契約書の写しに代えることができる。記載した事項の内容が判断できる平面図等の資料も併せて提出すること。

⑤ 緊急時の施工体制（別記様式6）

岡山県又は広島県に所在する本店、支店及び技術者が常駐している拠点を記載すること。

⑥ 事故及び不誠実な行為（別記様式7）

中国地区において、文部科学省から指名停止措置要領に基づく指名停止を受けたもの及び岡山県又は広島県を区域に含む営業停止を受けたもので、本工事の開札の日を基準として、指名停止要領に基づく指名停止の期間終了後6ヶ月以内のものを全て記載すること。また、通知書の写しを全て添付すること。

⑦ ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況（別記様式8）

ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する次の認定等について記載する。これを証明する認定通知書の写し又は一般事業主行動計画策定・変更届の写しを併せて提出すること。

(イ) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業（※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る））又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

(ロ) 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（トライくるみん認定企業・くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

(ハ) 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）

※外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当認定を受けていること。

⑧ 継続教育（CPD）の取組（別記様式9）

建築CPD情報提供制度及び建築CPD運営会議の構成員、構成員である協議会の参加団体が証明する証明書（競争参加資格確認申請書及び資料の提出期限の日から過去1年以内に単位取得が証明されたもの）により、当該団体の推奨単位以上を取得している証明について記載する。これを証明する書類の写しを併せて提出すること。

(4) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングについては、実施しない。

(5) 競争参加資格の確認は、技術資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和7年7月14日（月）までに電子入札システム（紙により申請した場合は、書面）により通知する。

(6) その他

① 技術資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 学長は、提出された技術資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された技術資料は、返却しない。

④ 提出期限以降における技術資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 技術資料に関する問い合わせ先 上記6に同じ

8. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、学長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

① 提出期限：令和7年7月22日（火）12時まで（土曜日、日曜日及び祝日をく）

② 提出先：上記6に同じ

③ 提出方法：書面（様式自由）により提出場所に郵送もしくは持参するものとする。

(2) 学長は、説明を求められたときは、令和7年7月29日（火）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

9. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定

① 入札参加者は、「価格」、「技術資料」をもって入札に参加し、次の要件に該当する者のうち、(2)③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(イ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(ロ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

② ①において、評価値の最も高い者が2人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

① 「標準点」を100点、「加算点」は最高20点とする。

② 「加算点」の算出方法は、(3)の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。

③ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

【 評価値＝（標準点＋加算点）／入札価格 】

(3) 評価項目及び評価基準等

評価項目及び指標		評価基準		配点	満点
① 企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の 施工実績 (※1)	・国、特殊法人等（注1）及び地方公共団体が発注する同種工事の実績あり。	3	3
			・その他の発注者による同種工事の実績あり。	2	
			・同種工事の実績なし。〔欠格〕	欠格	
	工事成績	当該工事種別の令和5年度及び令和6年度（過去2年間）に完成した工事成績の平均 ※工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績			4
		・81点以上		4	
		・80点以上81点未満		3.5	
		・79点以上80点未満		3	
		・78点以上79点未満		2.5	
		・77点以上78点未満		2	
		・76点以上77点未満		1.5	
		・75点以上76点未満		1	
		・72点以上75点未満		0.5	
		・72点未満（含実績なし）		0	
		※各年度（過去2年間）の平均点が2年連続で6.5点未満〔欠格〕 ※文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、令和5年度及び令和6年度（過去2年間）に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がある。〔欠格〕		欠格	

② 企業 の 信 頼 性 ・ 社 会 性	配置予定 技術者の 能力	資格	・ 指定した資格取得後 10 年以上又は上位の資格	3	3
			・ 指定した資格取得後 5 年以上 10 年未満	2	
			・ 指定した資格取得後 5 年未満	0	
			・ 上記以外 [欠格]	欠格	
		同 種 工 事 の 施工経験 (※2)	・ 国、特殊法人等（注1）及び地方公共団体が発注する同種工事において主任（監理）技術者又は現場代理人としての経験あり。	3	3
			・ その他の発注者による同種工事において、主任（監理）技術者又は現場代理人としての経験あり。	2	
			・ 同種工事において主任（監理）技術者又は現場代理人以外での経験あり。	0	
			・ 同種工事の経験なし。 [欠格]	欠格	
		工事成績	同種工事の施工経験として挙げた工事について主任（監理）技術者又は現場代理人として従事した場合の工事成績（令和3年度から令和6年度（過去4年間）に完成した工事に限る） ※工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績		4
			・ 81 点以上	4	
			・ 80 点以上 81 点未満	3.5	
			・ 79 点以上 80 点未満	3	
			・ 78 点以上 79 点未満	2.5	
			・ 77 点以上 78 点未満	2	
			・ 76 点以上 77 点未満	1.5	
			・ 75 点以上 76 点未満	1	
			・ 72 点以上 75 点未満	0.5	
			・ 72 点未満（含実績なし）	0	
			※65 点未満 [欠格]	欠格	
		継続教育 (CPD) の 取組状況	(建築CPD情報提供制度及び建築CPD運営会議の構成員、構成員である協議会の参加団体が証明する証明書（競争参加資格確認申請書及び資料の提出期限の日から過去1年以内に単位取得が証明されたもの）		1
			・ 当該団体の推奨単位以上を取得している証明あり。	1	
			・ なし。	0	
	法令遵守 (コンプライアンス)	事故及び不 誠実な行為 (※3)	(当該区域における営業停止又は文部科学省の指名停止期間終了後3～6ヶ月以内の当該工事の入札執行の有無)		0
			・ あり。	-2	
			・ なし。	0	
	地域精通度	地理的条件 (緊急時の 施工体制)	・ 当該工事施工地域（岡山市）に技術者・資機材等の拠点あり。	1	1
			・ 当該工事施工地域（岡山市）に技術者・資機材等の拠点なし。	0	
	ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況	(ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する以下のいずれかの認定の有無) ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業（※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る））又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る） ○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（トライくるみんな認定企業・くるみんな認定企業・プラチナくるみんな認定企業） ○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定） ※外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。 ・ あり。		1

		・なし。	0
合 計			20

(注1) : 「特殊法人等」には国が資本金の1/2以上を出資する法人を含む。

※1 企業の施工能力における「同種工事」とは、平成22年度以降に元請として完成・引渡し完了した、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、又は鉄骨造で、施工面積が1棟500㎡以上の校舎、研究施設、庁舎、病院、又は診療所の機械設備工事に係る新営又は全面改修工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。

※2 配置予定技術者の能力における「同種工事」とは、平成22年度以降に元請として完成・引渡し完了した、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、又は鉄骨造で、施工面積が1棟500㎡以上の校舎、研究施設、庁舎、病院、又は診療所の機械設備工事に係る新営又は全面改修工事を施工した経験を有すること。

※3 「あり」とは、以下のいずれかに該当する場合である。

- ①中国地区を区域に含む文部科学省から受けた指名停止又は岡山県又は広島県を区域に含む営業停止の期間が2週間以上1ヶ月未満、及び期間終了後3ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合
- ②中国地区を区域に含む文部科学省から受けた指名停止又は岡山県又は広島県を区域に含む営業停止の期間が1ヶ月以上2ヶ月未満、及び期間終了後4ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合
- ③中国地区を区域に含む文部科学省から受けた指名停止又は岡山県又は広島県を区域に含む営業停止の期間が2ヶ月以上3ヶ月未満、及び期間終了後5ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合
- ④中国地区を区域に含む文部科学省から受けた指名停止又は岡山県又は広島県を区域に含む営業停止の期間が3ヶ月以上、及び期間終了後6ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合

10. 入札説明書に対する質問（設計図書等に対する質問を含む）

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ①提出期間：令和 7年 6月19日（木） 9時から
令和 7年 7月 9日（水）12時まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

②提出先：上記6に同じ

③提出方法：書面（様式自由）により提出場所に持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残る方法に限る。）すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

なお、施設企画課総務・契約担当(sisetu-soumu@adm.okayama-u.ac.jp)宛への電子メールでの質疑書（要押印）の送信も可能とするが、この場合も上記期限までに、必ず書面で提出すること。

(2) (1)の質問に対する回答書は次のとおり岡山大学ホームページ(<http://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/tender.html>)により閲覧に供する。

①期間：令和7年7月15日（火）から令和7年7月18日（金）まで

②上記による閲覧が不可能な場合：

(イ) 閲覧場所：上記6に同じ

(ロ) 閲覧期間：上記①の期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から16時まで。

11. 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 入札書提出期限：令和 7年 7月22日（火） 9時から
令和 7年 7月23日（水）11時まで

(2) 持参による提出場所：上記6に同じ

(3) 開札日時：令和 7年 7月24日（木）13時

(4) 開札場所：〒700-8530

岡山市北区津島中一丁目1番1号

国立大学法人岡山大学本部棟3階入札室

(5) その他 : 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、学長により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

12. 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、学長の承諾を得た場合は、持参すること。郵送又は電送（ファクシミリ）による入札は認めない。
- (2) 代理人が入札する場合は、あらかじめ代理委任状を提出しなければならない。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札執行回数は、原則として2回とする。

13. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 納付

有価証券等の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。）なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とする。

現金で納付する場合は、本学が指定する金融機関に振り込むこと（手数料は落札者が負担する）。

14. 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。電子入札による入札の場合は、入札書に内訳書ファイルを添付し同時送付すること。ただし、学長の承諾を得た場合は持参すること。（郵送による提出は認めない。）
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。
- (3) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、宛名及び工事名を記載し、記名及び押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合は押印は不要）を行った工事費内訳書を提出しなければならないが、学長等（これらの補助者を含む。）が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が次の各号に該当する場合には、競争加入者心得第31条第12号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

1. 未提出であると認められる場合（未提出であると同一視できる場合を含む。）	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合

4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合		

(4) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(5) 工事費内訳明細書へ法定福利費を明示すること。

(6) 提出された工事費内訳書は返却しないものとする。

15. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。ただし、学長の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。

1 回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

16. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、技術資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、学長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に上記 4 に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

17. 落札者の決定方法

(1) 契約規程第 12 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高の評価値をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき者の入札価格が、本学が定めた最低基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うものとする。

18. 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記 4 (5) に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

19. 契約書作成の要否等

別紙の契約書(案)により、契約書を作成するものとする。また、競争参加者又はその代理人は、落札者として決定した日から特別な事情がある場合を除き、7 日以内に別冊契約書(案)により取り交わしをするものとする。

20. 支払条件

請負代金は、請求書に基づき 3 回以内に支払うものとする。

21. 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約をするものとする。

22. 再苦情申立て

学長からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記 8（2）の回答を受けた日の翌日から起算して原則 7 日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に書面により学長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、国立大学法人岡山大学入札監視委員会が審議を行う。

① 提出期間：令和 7 年 7 月 30 日（水） 9 時から

令和 7 年 8 月 7 日（木） 12 時まで

当該書面を持参する場合は、上記期間（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

② 提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記 6 に同じ

23. 関連情報を入手するための照会窓口

上記 6 に同じ

24. その他

（1）契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別冊契約書（案）を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。

（3）技術資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

（4）提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

（5）本工事に共同企業体として申請を行った場合は、構成する者は、単体有資格者として申請を行うことができない。（事業協同組合についても同様とする。）

（6）第 1 回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から 30 分以内には、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。開札処理に時間を要し予定時間を超える場合は、発注者から連絡する。

（7）落札となるべき同じ価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時については、発注者から連絡する。

（8）落札者は、上記 7（3）③の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

（9）本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。数量書は、見積を行うために必要な図面及び仕様書の交付と同時に公開し、その提供方法は入札説明書の交付と同様とする。

この数量書に対する質問がある場合においては、次により提出するものとする。

また、入札説明書に対する質問書と数量書に対する質問書は区別して提出するものとする。

また、数量書に対する質問において、数量の差異等に係わる質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。

① 提出期間：令和 7 年 7 月 2 日（水） 9 時から

令和 7 年 7 月 9 日（水） 12 時まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

② 提出場所：上記 6 に同じ

③ 提出方法：書面（様式自由）により提出場所に持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残る方法に限る。）すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

なお、施設企画課総務・契約担当(sisetu-soumu@adm.okayama-u.ac.jp)宛への電子メールでの質疑書（要押印）の送信も可能とするが、この場合も上記期限までに、必ず書面で

提出すること。

- ④ 回答書 : 数量書に対する質問書への回答書は、次のとおり岡山大学ホームページ (<http://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/tender.html>) により閲覧に供する。

(イ) 期間: 令和7年7月15日(火)から令和7年7月18日(金)まで

(ロ) 岡山大学ホームページによる閲覧が不可能な場合:

- ・閲覧場所: 上記6に同じ

- ・閲覧期間: 上記(イ)の期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から16時まで。

(10) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

(11) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。

① システム操作・接続確認等の問合せ先

文部科学省電子入札システムヘルプデスク 電話: 0570-001184

② ICカードの不具合等発生等の問合せ先

取得しているICカードの認証機関

ただし、申請書又は応札等の締め切り時間が切迫しているなど、緊急を要する場合は、上記6に連絡すること。

別記様式 1

紙入札方式参加承諾願

1. 工事名 岡山大学（東山（一））附属中学校校舎改修Ⅰ機械設備工事
2. 電子入札システムでの参加ができない理由（必須）

上記工事は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、今回に限り紙入札方式での参加を希望いたします。

国立大学法人岡山大学長 殿

令和 年 月 日

住 所

法人等名

代表者氏名

印

競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和 年 月 日

国立大学法人岡山大学
学長 那須 保友 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

令和 7 年 6 月 1 8 日付けで公告のありました岡山大学（東山（一））附属中学校校舎改修Ⅰ機械設備工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、国立大学法人岡山大学契約事務取扱規程第 6 条及び第 7 条の規定に該当する者でないこと、資本関係又は人的関係がある者が当該入札に参加しようとしていないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く）、入札説明書に記載する本工事に係る設計業務の受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 入札説明書 記 7（3）①に定める同種の工事の施工実績を記載した書面
2. 入札説明書 記 7（3）②に定める工事成績を記載した書面及び工事成績評定の通知書の写し
3. 入札説明書 記 7（3）③に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
4. 入札説明書 記 7（3）④に定める契約書等の写し
5. 入札説明書 記 7（3）⑤に定める緊急時での施工体制を記載した書面
6. 入札説明書 記 7（3）⑥に定める事故及び不誠実な行為について
7. 入札説明書 記 7（3）⑦に定めるワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況を記載した書面及び証明する書類の写し
8. 入札説明書 記 7（3）⑧に定める継続教育（C P D）の取組状況を記載した書面及び証明する書類の写し

注） 紙入札方式を希望する者は、申請書に返信用封筒（表に申請書の住所及び商号又は名称を記載し簡易書留料金を加えた所定の料金に相当する切手をはった長 3 号封筒とする。）を添えて提出すること。

同 種 の 工 事 の 施 工 実 績

会社名 _____

同種工事の判断基準		平成22年度以降に元請として完成・引渡しが完了した、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、又は鉄骨造で、施工面積が1棟500㎡以上の校舎、研究施設、庁舎、病院、又は診療所の機械設備工事に係る新営又は全面改修工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。
工事 名称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	(都道府県・市町村名)
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	受 注 形 態	単体／共同企業体（出資比率 %）
工 事 概 要	建 物 用 途	
	構 造 ・ 階 数	
	建 物 規 模	㎡ （施工面積 ㎡）
	工 事 内 容	(必要に応じて工事内容を記載する。)
CORINS 登録の有無		有（CORINS登録番号）・無

工 事 成 績

会社名：_____

i) 工事成績の平均点

以下の様式に従い、建設工事の工事成績について、工事成績評定の完成日を基準として、年度毎に平均点を算出する。

発注機関：工事成績相互利用登録発注機関	令和5年度	令和6年度
a：各年度の工事件数	$a_1 =$	$a_2 =$
b：各区年度の工事成績の合計点数	$b_1 =$	$b_2 =$
x：各年度の平均点 $x = b / a$	$x_1 =$	$x_2 =$
y：過去2年間の平均点 $y = (b_1 + b_2) / (a_1 + a_2)$	y =	

注1：工事成績相互利用登録発注機関発注工事の実績がない場合はその旨を記入すること。

注2：各年度の平均点及び過去2年間の平均点の算出にあたっては、小数点以下第2位を四捨五入する。

注3：工事成績評定の通知書の写しを年度毎に整理して添付すること。

ii) 工事の品質に関わる重大な問題の有無

以下の様式に従い、文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に、令和5年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例についての有無を記載すること。また、判断できない事例がある場合は、有・無欄は選択せず、その事例について具体的かつ簡潔に記載すること。

重大な問題が発生した事例	有 ・ 無
--------------	-------

○事例

工 事 名			
発注機関名			
完成年月日	年 月 日	引渡年月日	年 月 日
具体的な内容（発生時期、発生場所、内容、原因、対応状況等）			

注1：「重大な問題」とは、以下のア)～エ)に記載する事項である。

- ア) 重大な人的被害を生じた事故がある場合
- イ) 重大な人的被害を生ずる蓋然性の高い物的事故が発生したことがある場合
- ウ) ア) 又はイ) の事故を生ずる蓋然性の高い工事目的物の欠陥が発見された場合
- エ) 上記の他、安全性に係る不具合が、数ヶ月にわたり改善されず繰り返された場合

別記様式 5

配置予定技術者の資格・施工経験・工事成績

会社名

1) 配置予定技術者の資格・同種工事の施工経験

配置予定技術者の従事役職・氏名		〇〇技術者 〇〇〇〇
法令による資格・免許		(例) 1級〇〇工事施工管理技士 (取得年) 監理技術者資格者証 (取得年) 監理技術者講習終了証 (取得年)
同種工事の判断基準		平成22年度以降に元請として完成・引き渡し完了した、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、又は鉄骨造で、施工面積が1棟500㎡以上の校舎、研究施設、庁舎、病院、又は診療所の機械設備工事に係る新営又は全面改修工事を施工した実績を有すること。
工事の経験 の概要	工 事 名	
	発注機関名	
	施 行 場 所	(都道府県・市町村名)
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	従 事 役 職	現場代理人, 主任技術者, 監理技術者 等
	建 物 用 途	
	構 造 ・ 階 数	
	建 物 規 模	(㎡) (施工面積 ㎡)
	工 事 内 容	
	CORINSへの登録	有 (CORINS登録番号) ・ 無
工事成績評定点		点 (詳細は別記様式5-2のとおり)
申請時における他工事 の従事状況 等	工 事 名	
	発注機関名	
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	従 事 役 職	現場代理人, 主任技術者, 監理技術者 等
	本工事と重複する場合の対応措置	例) 本工事に着手する前の 月 日から後片付け開始予定のため本工事に従事可能

工事成績評定点

会社名：_____

配置予定技術者氏名：_____

i) 工事成績の平均点

以下の様式に従い、建設工事の工事成績について、工事成績評定の完成日を基準として、年度毎に平均点を算出する。(主任(監理)技術者又は現場代理人として従事したもののみ評価する。)

発注機関 工事成績相互利用登録発注機関	令和3年 度	令和4年 度	令和5年 度	令和6年 度
a : 各年度の工事件数	a 1 =	a 2 =	a 3 =	a 4 =
b : 各区年度の工事成績の合計点数	b 1 =	b 2 =	b 3 =	b 4 =
x : 各年度の平均点 $x = b / a$	x 1 =	x 2 =	x 3 =	x 4 =
y : 過去4年間の平均点 $y = (b1+b2+b3+b4) / (a1+a2+a3+a4)$	y =			

注1 工事成績相互利用登録発注機関発注工事の実績がない場合はその旨を記入の上、提出すること。

注2 各年度の平均点及び過去4年間の平均点算出にあたっては、小数点以下第2位を四捨五入する。

注3 工事成績評定の通知書の写しを年度毎に整理して添付すること。

注4 主任(監理)技術者として従事したことを証明できる書類を添付すること。

緊急時での施工体制

工事名：岡山大学（東山（一））附属中学校校舎改修Ⅰ機械設備工事

会社名 _____

岡山県又は広島県に所在する本店、支店及び技術者が常駐している拠点を記載すること。

営業所等氏名	郵便番号	所在地	本店・支店等の区分 (該当に○印)
			・本店 ・支店 ・営業所 ・その他
			・本店 ・支店 ・営業所 ・その他
			・本店 ・支店 ・営業所 ・その他

(記載例)

営業所等氏名	郵便番号	所在地	本店・支店等の区分 (該当に○印)
株式会社〇〇建設 △△支店	000-0000	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇- 〇	・本店 ○支店 ・営業所 ・その他

事故及び不誠実な行為

会社名 _____

1. 営業停止

岡山県又は広島県を区域に含む営業停止措置のうち、本工事の開札日から起算して6ヶ月以内に期間が終了したものを全て記載すること。	
措置を行った機関	営 業 停 止 の 期 間
(記載例) 国土交通中国地方整備局	(記載例) 年 月 日 から 年 月 日 (ヶ月)

注1) 営業停止の通知の写しを添付すること。
注2) 措置を受けていない場合には、その旨を記入の上、提出すること。

2. 指名停止

中国地区において、文部科学省から受けた指名停止措置のうち、本工事の開札日から起算して6ヶ月以内に期間が終了したものを全て記載すること。
指 名 停 止 の 期 間
(記載例) 年 月 日 から 年 月 日 (ヶ月)

注1) 指名停止の通知の写しを添付すること。
注2) 措置を受けていない場合には、その旨を記入の上、提出すること。

ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況

会社名 _____

ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況について、「認定あり」・「認定なし」のどちらかを「■」にすること。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業（※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る））又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）	☐ 認定あり ☐ 認定なし
次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（トライくるみん認定企業・くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）	☐ 認定あり ☐ 認定なし
青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）	☐ 認定あり ☐ 認定なし

※外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。

注1）認定通知書等、証明することのできる資料の写しを添付すること。

継続教育（C P D）の取組状況

会社名 _____

継続教育（C P D）の取組状況について、「当該団体の推奨単位以上を取得している証明あり」・「証明なし」のどちらかを「■」にすること。

建築C P D情報提供制度及び建築C P D運営会議の構成員、構成員である協議会の参加団体が証明する証明書（競争参加資格確認申請書及び資料の提出期限の日から過去1年以内に単位取得が証明されたもの）	☐ 当該団体の推奨単位以上を取得している証明あり ☐ 証明なし
--	--

注 1）上記を証明する書類の写しを添付すること

機 械 設 備 工 事 発 注 概 要 書

年 度		令和7年度			配置・案内図等	下図による
工事名称		岡山大学（東山（一））附属中学校校舎改修Ⅰ機械設備工事			本件に関する照会先	岡山大学施設企画部施設企画課総務・契約担当 086-251-7124
工事場所		岡山県岡山市中区東山二丁目13番80号 （岡山大学東山（一）団地構内）			・本工事位置周辺建物では、日常の授業等を行っており、また、民有地に隣接していることから、工事の施工においては、騒音、振動、粉塵の抑制に特に配慮した施工計画が必要である。 ・本工事建物周辺は、児童生徒、教職員及び近隣住民の往来が著しいため、工事車両の構内徐行を徹底するとともに、工事資材の搬出入の際には、安全対策、安全管理を徹底すること。 ・学校行事、入試等により作業中止を求められる日がある。 ・敷地内は禁煙であり、工事用地内、工事車両内であっても同様とする。 ・関連する建築工事、電気設備は別途発注される予定である。 岡山大学東山（一）団地配置図	
工 事 概 要	建 物 概 要	棟名称	中学校1号館			
		工 種	模様替			
		構 造・階 数	RC造 地上3階			
		建 築 面 積	(430㎡)			
		延 面 積	(1,315㎡)			
		改 修 延 面 積	1,315㎡			
	屋 内 工 事	空 気 調 和 設 備	○			
		換 気 設 備	○			
		排 煙 設 備	・			
		自 動 制 御 設 備	・			
		衛 生 器 具 設 備	○			
		給 水 設 備	○			
		排 水 設 備	○			
		給 湯 設 備	・			
		消 火 設 備	・			
		都 市 ガ ス 設 備	○			
		医 療 ガ ス 設 備	・			
		撤 去 工 事	○			
	屋 外・ そ の 他 工 事	空 気 調 和 設 備	・			
		給 水 設 備	○			
		排 水 設 備	・			
		給 湯 設 備	・			
		消 火 設 備	○			
		都 市 ガ ス 設 備	○			
		医 療 ガ ス 設 備	・			
		撤 去 工 事	○			

※（ ）の数値は、当該既設建物の面積とする。
注）表中の・印の事項については、○印の事項のみ適用する。

本図面は工事概要を示すものであり、発注図とは異なる

岡山大学（東山（一））附属中学校
校舎改修Ⅰ機械設備工事
【概要図面】

図面番号	図面名称	縮尺 (A1)	縮尺 (A3)
M-0 1	表紙・図面リスト	—	—
特-0 1	特記仕様書（1）	—	—
特-0 2	特記仕様書（2）	—	—
特-0 3	工事区分表	—	—
M-0 2	配置図・案内図	1/600	1/1200
M-0 3	建物断面図	1/100	1/200
M-0 4	防火区画図	1/200	1/400
M-0 5	凡例	—	—
M-0 6	空調設備 機器表	—	—
M-0 7	空調設備 配管系統図	—	—
M-0 8	空調設備 1・2階配管平面図	1/100	1/200
M-0 9	空調設備 3・R階配管平面図	1/100	1/200
M-1 0	換気設備 機器表	—	—
M-1 1	換気設備 ダクト系統図	—	—
M-1 2	換気設備 1・2階ダクト平面図	1/100	1/200
M-1 3	換気設備 3・R階ダクト平面図	1/100	1/200
M-1 4	空調和・換気設備 立面図	1/100	1/200
M-1 5	空調和・換気設備 リモコン配線計装図	—	—
M-1 6	空調和・換気設備 1・2階リモコン配線平面図	1/100	1/200
M-1 7	空調和・換気設備 3・R階リモコン配線平面図	1/100	1/200
M-1 8	給排水衛生・ガス設備 機器表、器具表、系統図	—	—
M-1 9	給排水衛生・ガス設備 外構図	1/200	1/400
M-2 0	給排水衛生・ガス設備 1・2階平面図	1/100	1/200
M-2 1	給排水衛生・ガス設備 3・R階平面図	1/100	1/200
M-2 2	給排水衛生・ガス設備 各階トイレ詳細図	1/30	1/60
M-2 3	空調設備 機器表、1階配管平面図（撤去）	1/100	1/200
M-2 4	空調設備 2・3階配管平面図（撤去）	1/100	1/200
M-2 5	換気設備 機器表、1階ダクト平面図（撤去）	1/100	1/200
M-2 6	換気設備 2・3階ダクト平面図（撤去）	1/100	1/200
M-2 7	給排水衛生・ガス設備 外構図（撤去）	1/200	1/400
M-2 8	給排水衛生・ガス設備 機器表、器具表、系統図、1階平面図（撤去）	1/100	1/200
M-2 9	給排水衛生・ガス設備 2・3階平面図（撤去）	1/100	1/200
M-3 0	給排水衛生・ガス設備 詳細図（撤去）	1/50	1/100

岡山大学（東山（一））附属中学校校舎改修Ⅰ機械設備工事

I 工 事 概 要

1. 工事場所 岡山市北区東山二丁目13番80号 岡山大学附属中学校東山（一）団地構内

2. 完成期限 令和8年3月31日（火曜日）

3. 建物概要

建 物 名 称	中学校1号館			
工 種	模様替			
構 造	RC造			
階 数	地上3階			
建築基準法による	建築面積(㎡)	430㎡		
	延べ面積(㎡)	1,315㎡		
消防法施行令別表第一の区分	7項			
改 修 面 積（㎡）	1,315㎡			
備 考				

4. 工事種目（●印の付いたものが対象工事種目）

工事種目	中学校1号館			屋 外
●空調設備	一式			
●換気設備	一式			
○排煙設備				
○自動制御設備				
●衛生器具設備	一式			
●給水設備	一式			一式
●排水設備	一式			
○給湯設備				
●消火設備				一式
●ガス設備	一式			一式
○雨水利用設備				
●撤去工事	一式			一式

5. 指定部分 ●無 ○有 対象部分（指定部分工期 年 月 日 ）

6. 概成工期 ●無 ○有 令和 年 月 日（ 曜日）
（第1編1.1.2）[第1編1.1.2]

7. 設備概要（●印の付いたものを適用する）

方式及び種別	設 備 概 要
空調方式	●パッケージ形空調機（EH P）
主要熱源機器	○
自動制御方式	○電気式 ○電子式 ○デジタル式
給水方式	●高置タンク方式 ○加圧給水ポンプ式
排水方式	建物内の汚水と雑排水（○合流式 ●分流式） ポンプ排水 ○有（○汚物 ○雑排水 ○湧水） ●無 排水槽 ○有（計画容量 m3） ●無 建物外放流先 （1）汚 水 ●直放流下水管 （2）雑排水●直放流下水管
消火設備の種類	●屋内消火栓設備 ○スプリンクラー設備 ○泡消火設備 ○連結放水設備 ○連結送水管 不活性ガス消火設備 ○（ ）
ガスの種類	●都市ガス（種別13A、高位発熱量45.0MJ/m3(N)、低位発熱量40.6MJ/m3(N) 供給圧力 Pa、一般ガス導管事業者名 岡山ガス（株）） ○液化石油ガス

※改修の場合は既存概要を示す

II 工 事 仕 様

1. 共通仕様

(1) 国立大学法人岡山大学工事請負等契約要領（平成16年4月1日学長裁定）別記第1号の工事請負契約基準、現場説明書、図面_30_校及び本特記仕様書3枚によるほか、●印の付いたものを適用する。
●公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和7年版)(以下「標準仕様書」という。)
●公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和7年版)(以下「改修標準仕様書」という。)
●公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(令和7年版)(以下「標準図」という。)
●文部科学省機械設備工事標準仕様書(特記基準)(令和4年版)(以下「文科仕様書」という。)
●文部科学省機械設備工事標準図(特記基準)(平成31年版)(以下「文科標準図」という。)
●工事写真撮影要領(令和5年9月)

(2) 建築工事及び電気設備工事を本工事に含む場合は、それぞれの特記仕様書を適用する。
なお、建築工事の特記仕様書は()図、電気設備工事の特記仕様書は()図による。

2. 特記仕様

(1) 本特記仕様書の表記
1) 項目及び特記事項は、●印の付いたものを適用し、○印の付いたものは適用しない。
2) 項目に記載の(第 編 . . .)内表示番号は、標準仕様書の該当項目番号を示す。
3) 項目に記載の〔第 編 . . . 〕内表示番号は、改修標準仕様書の該当項目番号を示す。
4) 項目に記載の<第 編 . . . >内表示番号は、文科仕様書の該当項目番号を示す。

章 項 目 特 記 事 項

●適用区分

建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。
●風圧力
風速 (Vo= 32 m/s)
地表面粗度区分 (Ⅲ)
○積雪荷重
建設省告示第1455号における区域 別表 (34)
この工事現場に、下記のいずれかの電気保安技術者を選任する。

●電気保安技術者
(第1編1.3.2)
[第1編1.3.2]

●施工条件
(第1編1.3.3)
[第1編1.3.3]

●環境への配慮
(第1編1.4.1)
[第1編1.4.1]

○機材の品質等
(第1編1.4.2)
[第1編1.4.2]

1. 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者 ●

2. 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者 ●

3. 高等学校又はこれと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者 ○

4. 旧電気工事技術者検定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者 ○

5. 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者 ○

6. 第1種電気工事士の資格を有する者 ●

7. 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者 ○

8. 第2種電気工事士の資格を有する者 ○

9. 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学（実験を含む）に関する科目を修めて卒業した者 ○

工事用電力を構外から引き込む場合は、法令に基づく有資格者を定め、監督職員に報告する。

構内での喫煙は厳禁とする。（屋外・車中を含む。）
また、敷地外であっても学校周辺での喫煙については慎むこと。
騒音・振動・粉塵の発生を伴うと予想される作業実施の際には、その発生を抑制する工法を採用すること。やむを得ず騒音・振動・粉塵の発生を伴うと予想される工法を使用する場合は、第三者にその影響を及ぼさない措置を講じること。
本工事場所周辺の構内建物では、工事期間中に置いても通常の教育・研究等を行っているため、工事施工においては、その教育・研究等に配慮した施工計画をたて、監督職員の承諾を受けること。
分離発注される建築工事、電気設備工事の受注者と工程・施工区分等について事前に協議を行い、合意に基づく施工計画により作業を実施する。

(1) 本工事において、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和4年2月閣議決定）」に定める特定調達品目の分野「公共工事」の品目を調達する場合は、判断の基準等を満たすものとする。
(2) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。
①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びビスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
③接着剤は、可塑性（フタル酸ジエー n-ブチル及びフタル酸ジエーエチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性剤を除く）が添加されていない材料を使用する。
④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びビスチレンを発散しないが、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

機材名

●機材の検査等
機材の検査に伴う試験
(第1編1.4.5～6)
[第1編1.4.5～6]

●施工調査
(第1編1.5.1～3)

○技能士
(第1編1.5.2)
[第1編1.6.2]

○技術検査
(第1編1.6.2)
[第1編1.7.2]

●完成時の提出図書
(第1編1.7.1～5)
[第1編1.8.1～6]

●石綿含有材料の事前調査
(第1編4.1.2)

●他工事又は他工種との取り合い

●電動機
(第2編1.2.1)
[第2編1.2.1]

●電源周波数
○50Hz ●60Hz

●容量等の表示

●総合試運転調整
(第2編1.3.1～3)
[第2編1.3.1～3]

●足場その他
(第2編4.1.1)
[第1編2.2.1]

監督職員の行う機材の検査及び機材検査に伴う試験は下記による。

機 材 名	検 査 試 験	備 考
	○ ○	
	○ ○	
	○ ○	

事前調査 ●本工事 ○別途
調査項目 ●既存資料調査
調査範囲 ○図示 ●工事対象エリア
調査方法 ○図示 ●目視
※図示に特記された検査箇所については、レントゲン撮影調査を行うこと。

下記の職種及び作業に適用する。

施 工 部 分	検 査 立 会 試 験	備 考
	○ ○ ○	
	○ ○ ○	
	○ ○ ○	

工事完成後提出する完成図等の種類及び提出部数は下記による。

名 称	体 裁 等
● 完 成 図	CADデータ（電子納品）及び電子データ
○ "	原図 ○ A1版（ 部） ○ A3版（ 部）
○ "	複写図 製本（A4版厚紙表紙金文字入り）（ 部）
● "	複写図 仮製本 ● A1版（ 1部） ● A3版（ 2部）
● 施 工 図	CADデータ（電子納品）及び電子データ
● 保全に関する資料	○紙媒体（ 部） ●電子データ(PDF, Excel, Word)
● 試験成績書	○紙媒体（ 部） ●電子データ(PDF)
● 機器完成図	○紙媒体（ 部） ●電子データ(PDF)
● 諸手続書類（写）	○紙媒体（ 部） ●電子データ(PDF)
● 工 事 写 真	●紙媒体（ 1部） ●電子データ

※紙媒体はA4版ファイル綴じ、電子データはPDF形式とする。
電子納品は次による。
(1) 貸与する設計図CADデータの著作権者名：（株）総合設備計画
ファイル形式：JWW
貸与条件：貸与するCADデータを本工事における施工図又は完成図以外に使用しないこと。
(2) 電子納品の対象は上記によるほか、監督職員と受注者で協議を行う。
(3) 電子成果品は、提出前にウイルス対策を実施したうえで監督職員に提出する。
(4) 提出方法及びファイル形式は以下による。
CADデータ：JWW、DXF及びPDF
提出方法：CD又はDVDに保存し、2部提出する。

工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有材料の事前調査を行う。

図面に特記なき場合は、工事区分表による。

換気扇、圧力扇及び標準仕様書に記載なく特記のないものの電動機の保護規格は、製造者規格による標準品としてよい。

○50Hz ●60Hz

(1) 機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。
(2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。

○本工事 ○別途
調整項目（測定箇所等は監督職員の指示による。）
○風量調整 ○水量調整 ○室内外空気の温度の測定
○室内気流及びじんあいの測定 ○騒音の測定 ●飲料水の水質の測定
○雑用水の水質の測定

●別契約の関係受注者が定置したものは無償で利用できる。
○本工事で設置する。（ 図参照）
○内部足場（ ○ 種 ○ 種）○外部足場（○ 種 ○ 種）
「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。

●埋め戻し土・盛土
(第2編4.2.1)
[第2編7.1.1]

●建設発生土の処理方法
(第2編4.2.1)
[第2編7.1.1]

●耐震措置

●根切り土の良質土 ○山砂の類
以下の配管は、管の周囲に山砂の類を施す。
●埋設配管
○
○
○
○構内敷きならしとする。 ●構外に搬出し、適切に処分する。

設備機器の固定は、次によるほか、すべて建築設備耐震設計施工指針2014年版（独立行政法人建築研究所監修）による。
(1) 機器の据付け及び取付け
設計用水平地震力は、機器の重量[kN]（水槽類は満水時の液体重量を含む設備機器総重量）に、地域係数 0.9、及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。

設計用標準水平震度				
機器種別	●特定の施設		○一般の施設	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階 屋上及び 塔屋	機器 防振支持の機器 水槽類	2.0 2.0 2.0	1.5 2.0 1.5	1.5 2.0 1.0
中間階	機器 防振支持の機器 水槽類	1.5 1.5 1.5	1.0 1.5 1.0	0.6 1.5 0.6
地階・1階	機器 防振支持の機器 水槽類	1.0 1.0 1.5	0.6 1.0 1.0	0.4 0.6 0.6

・上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。
・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの
・水槽類にはオイルタンクを含む。
・重要機器は次による。
[名称：加圧給水ポンプ] [名称： 、記号：]
[名称：消火水槽] [名称： 、記号：]
[名称：消火ポンプ] [名称： 、記号：]
[名称： 、記号：] [名称： 、記号：]
[名称： 、記号：] [名称： 、記号：]
(2) 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1／2とする。

(1) ステンレス鋼管の接合は、下記による。
●呼び径60S u以下（●S A S 3 2 2を満足した拡管式継手）
(2) 溶接部の非破壊検査 ●不要 ○要（ ）

図示の位置に取り付ける。

既設配管を含む部分の試験○要（方法及び圧力： ）
●不要

標準仕様書第2編によるほか次による。ただし、各工事種目で別に指定されたものは除く。
●給水管床下ビットの保温種別は保温なしとする。
●結露防止層付硬質塩化ビニル管は保温なしとする。
○共同構内の保温種別は下記による。 配管：
ダクト：
次の露出配管は、塗装又は記載の仕上げとする。
○屋外：○ドレン管（○指定色塗装 ○ ）
○金属電線管（○溶融亜鉛メッキ仕上げ[付着量300 g /㎡以上] ○指定色塗装）
●屋内：○金属電線管（○溶融亜鉛メッキ仕上げ ○指定色塗装）
●排水管(外装なし)（○溶融亜鉛メッキ仕上げ ●指定色塗装）
●ドレン管(外装なし)（○溶融亜鉛メッキ仕上げ ●指定色塗装）

電線及びケーブルは、エコマテリアル仕様とする。

●既存躯体への穿孔
(第2編5.2.1)

穿孔機械を使用し既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工する。
はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に下記の方法により埋設物調査を行い、監督職員に報告する。
○走査式埋設物調査 ○放射線透過検査

工事名称
岡山大学（東山（一））附属中学校校舎改修Ⅰ機械設備工事

図面名称
特記仕様書（1）

縮尺
A 1：－
A 3：－

作成年月
令和7年6月

図面番号
特－01

備 考

岡山大学施設企画部

●空調設備	●設計温湿度	<table><tr><td></td><td>外 気</td><td colspan="4">屋 内</td></tr><tr><td></td><td>一般系統</td><td colspan="4">一般系統</td></tr><tr><td></td><td>一般系統</td><td colspan="4">個別系統(目標値)</td></tr><tr><td></td><td>温度</td><td>湿度</td><td>温度</td><td>湿度</td><td>温度</td><td>湿度</td></tr><tr><td>夏 季</td><td>35.5℃</td><td>51.7%</td><td></td><td></td><td>26℃</td><td>成行</td></tr><tr><td>冬 季</td><td>0.0℃</td><td>67.4%</td><td></td><td></td><td>22℃</td><td>成行</td></tr></table>		外 気	屋 内					一般系統	一般系統					一般系統	個別系統(目標値)					温度	湿度	温度	湿度	温度	湿度	夏 季	35.5℃	51.7%			26℃	成行	冬 季	0.0℃	67.4%			22℃	成行	○排煙設備	○ダクト (第3編1.14.1) [第3編1.2.1] ○排煙口の形式 ○排煙口開放及び復帰方式 ○排煙風量測定	○亜鉛鉄板 ○普通鋼板(厚1.6mm) ○パネル形(○天井取付 ○壁取付) ○スリット形(○天井取付 ○壁取付) ○ダンパー形(○天井内取付 ○) ○電気式(遠隔操作 ○要 ○不要) 排煙口から手動解放装置への配線は、標準仕様書第4編1.5.1表4.1.11による耐熱・耐火ケーブルとする。 建築設備定期検査業務基準書 2016年版((一財)日本建築設備・昇降機センター)の排煙風量の検査方法に準じる。	●排水設備	●配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1] <第2編2.1.1> ●台所流し等の排水管 ●満水試験継手 ○放流納付金等 ○その他	配管材料は(○下記による。 ●図示による。) (1)屋内 雑排水管(合流) ○ 雑排水管(給湯室系統) ○ 汚水管 通気管 ボンプアップ管 第一桝まで 樹間 大便器、小便器、洗面器及び掃除流し等との接続管は、ビニル管(RF-VP)とする。 図示の位置に取り付ける。 ○要(本工事() ○別途) ○不要 排水設備等計画確認申請書の提出を行うこと。	○特殊ガス等設備工事	○一般事項 <第5編1.1.1～2> ○機 材 <第5編2.1.1～2.4.3> ○施 工 <第5編3.1.1～3.2.8>	1)ガスの種別は、下記による。 ○窒素ガス(○高純度 ○一般) ○ヘリウムガス(○高純度 ○一般) ○水素ガス(○高純度 ○一般) ○酸素ガス(一般) ○アルゴンガス(○高純度 ○一般) ○炭酸ガス(一般) ○圧縮空気(○高純度 ○一般) ○圧縮空気(空気圧縮機)
		外 気	屋 内																																															
		一般系統	一般系統																																															
		一般系統	個別系統(目標値)																																															
	温度	湿度	温度	湿度	温度	湿度																																												
夏 季	35.5℃	51.7%			26℃	成行																																												
冬 季	0.0℃	67.4%			22℃	成行																																												
○銅板製煙道 (第3編1.1.3) [第3編1.1.1] ○ダクト (第3編1.14.1～3) [第3編1.2.1] ○チャンパー (第3編1.14.4) [第3編1.2.1] ○ダンパー (第3編1.15.6～14) [第3編1.3.1] ●配管材料 (第2編2.1.1～2) [第2編2.1.1] <第2編2.1.1> ○弁類 (第2編2.2.1～6) [第2編2.1.1] ●保温及び消音内貼 (第2編3.1.1～2) [第2編3.1.1] [第2編3.1.3]	銅板厚(○3.2mm ○4.5mm) ○低圧ダクト(○コーナーボルト工法(長辺の長さが1,500mm以下の部分) ○アングルフランジ工法) ○スパイラルダクト(○低圧 ○) ○高圧1ダクト(範囲は図示による。) (1)内貼を施すチャンパーの表示寸法は外法を示す。 (2)空気調和機に取り付けるサプライチャンパー、レタンチャンパー及びダクト系で消音内貼りしたチャンパーには、点検口を設ける。なお、大きさは図示による。 (3)外壁に面するガラリに直接取り付けけるチャンパーは雨水の滞留のないように施工する。 (1)防煙ダンパー 復帰方式 遠隔復帰式(定格入力DC24V) (2)ピストンダンパー 復帰方式 遠隔式 配管材料は(○下記による。 ●図示による。) (1)蒸気管 給気管 ○ 還管 ○ (2)油管 ○ (3)冷温水管 ○ (4)冷却水管 ○ (5)ドレン管 ○ (6)冷媒管 ○ ○図面に特記なき場合の耐圧は、JIS又はJVSKとする。 ○ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。 ○ファンコイルユニットと冷温水管の接続部(往・還)には、ボール弁を取付ける。 ○ 標準仕様書第2編3.1.4によるほか、次による。 ○蒸気還り管の保温不要(屋内露出は除く。) ○遠気ダクトの保温要(保温の厚さ2.5mm、範囲は図示による。) ○外気ダクトの保温要(保温の厚さ2.5mm、範囲は図示による。) ○膨張管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の温水管の項による。 ○建物内のエア抜き管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の温水管の項による。(エア抜き弁以降の配管は除く。) ●暗渠内(ビット内を含む)の空調用ドレン管は保温(○有 ●無)とする。 ●冷媒管の保温外装は次による。 ●図示による ○屋内露出箇所 (○) ○屋外露出箇所 (○)	○システム構成その他 ○電気計装用配線 (第4編1.5.1) [第4編1.2.1] ○自動制御設備 ●衛生器具設備 ●給水設備	○システム構成その他 ○電気計装用配線 (第4編1.5.1) [第4編1.2.1] ●自動洗浄装置及びその組み込み小便器 ●自動水栓の電源種別 (第5編1.1.7) [第5編1.1.1] ●衛生器具ユニット (第5編1.1.3) [第5編1.1.1] ●配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1] ●量水器 (第2編2.2.16) [第2編2.1.1] ○量水器樹 (第5編1.8.4) [第5編1.1.1] ●弁類 (第2編2.2.1～6) [第2編2.2.1] ○水栓柱 (第2編2.2.23) [第2編2.1.1] ●管の地中埋設深さ (第2編2.7.2) [第2編2.5.2] ●建築物導入部 ○引込納付金等 ●その他	●個別感知フラッシュ方式(●AC電源 ○自己発電) ●AC電源 ○自己発電 ○ 別図による。 配管材料は(○下記による。 ●図示による。) (1)一般配管 ○ ○ ○ (2)地中配管 ○ ○ ○ (3)水道直結配管 ○引き込みは水道事業者の指定により、量水器以降の地中埋設配管は(○)とし、他の部分は(1)による。 ○親メーター(○現地表示式(直読式) ○電文式 ○ﾊﾞｽ式) (○貸与品 ○) ●子メーター(○現地表示式(直読式) ○遠隔表示式(○電文式 ○ﾊﾞｽ式) (○買取り ○) ○水道事業者指定品(○貸与品 ○買取り) ○標準図MC形 ●図面に特記なき場合の耐圧は、5Kとする。 ○ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。 ○水道直結部分の耐圧は、10Kとする。 ○ 埋設深さ(管の上端深さ)は原則として、 車道通行部分は(●600mm ○ mm) その他の部分は(●300mm ○ mm)以上とする。 ●建築物導入部の変位吸収方法は、標準図(建築物導入部の変位吸収配管要領)による。 (○(a) ○(b) ●(c)) ○別図による。 ○要(○本工事() ○別途) ○不要 水道事業管理者に給水装置申請を行うこと。	○給湯設備 ○配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1] ○弁類 (第2編2.2.1～6) [第2編2.2.1] ○保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3] ○不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2] ○泡消火設備 (第5編1.5.8) ●ガス設備 ●配管材料 (第6編2.1.1) [第6編2.1.1] [第6編3.1.1] ●メーター (第6編2.1.7) [第6編2.1.1] ○ガス漏れ警報器 (第6編2.1.3) [第6編2.1.1] ○一般事項 (第11編1.1.1～3) ○機 材 (第11編2.1.1～3) ○施 工 (第11編2.2.1)～2.3.1)	配管材料は(○下記による。 ○図示による。) ○ ○図示による。(特記なき場合の耐圧は、5Kとする。) ○ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。 湯沸器の給排気筒(二重管)の隠べい箇所は保温を行う。なお、保温の種別は標準仕様書第2編3.1.5表2.3.5のh・(イ)・Ⅹとする。 配管材料は(●下記による。 ○図示による。) (1)屋内消火栓 一般配管 ○ 地中配管 ○ (2)連結送水管 一般配管 ○ 地中配管 ○ (3) ○ ○広範囲型2号消火栓 ○易操作性1号消火栓 ○1号消火栓 ○2号消火栓 ○10K 外面被覆鋼管の呼び径100A以下はねじ接合とする。 ○屋外露出部分 ○有(○e2・(ハ)・Ⅶ ○) ○無 別図による。 別図による。	○雨水利用設備 ○システム構成その他 ○配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1] ○量水器 (第2編2.2.16) [第2編2.1.1] ○弁類 (第5編1.5.1) [第5編1.1.1] ○事前調査 (第7編1.2.1) ○掘削 (第7編2.1.1) (第7編3.1.1) ○試験 (第7編3.1.4) ●撤去工事 ●発生材の処理等 [第1編5.1.1～2]	○システム構成その他 配管材料は(○下記による。 ○図示による。) (1)一般配管 ○ (2)集水管 ○ ○遠隔表示式(パルス式) ○現地表示式(直読式) ○図面に特記なき場合の耐圧は、5Kとする。 下記の項目について事前調査を行う。 ○揚水井 ○地中熱交換井 ○既設井分布調査 ○既設井分布調査 ○法的規制調査 ○法的規制調査 ○地表探査 ○地質情報の収集、整理 (探査方法:電気探査の比例抵抗法) ○代表井による熱交換効率の把握 (測定方式:直流型方式) (熱応答試験方法: (解析方法:標準曲線法) ○周辺環境調査(騒音・振動測定)	○図示による。 発生材の処理は、下記による。 (1)引渡しを要するもの 1)品 名 2)引渡し先 3)集積場所 4)集積方法 (2)特別管理産業廃棄物 1)品 名 2)処理方法 (3)現場において再利用するもの 1)品 名 多目的室の空調機1台 2)使用場所 第2技術準備室 (4)再生资源化するもの 1)品 名 (5)その他の発生材 1)品 名 2)処理方法																																									
●換気設備	●ダクト (第3編1.14.1～3) [第3編1.2.1] <第3編1.2.1～4> ●ダンパー (第3編1.15.6～14) [第3編1.3.1] ○シールする排気ダクトの系統 ○チャンパー (第3編1.14.4) [第3編1.2.1] ●保温 (第2編3.1.4) [第2編3																																																	

工事区分表

1. ●印の付いたものを適用する。
2. ●が重複する項目は、それぞれの区分が必要とする工事を自ら行う。
3. 区分建築を本工事とする。

区 分		建 電 機 土 備			備 考
項 目		築	気	械 木 品	
コンクリート穴あけ	梁、壁木製型枠入	●			墨出し、補修除く
〃	壁スリーブ入れ	●	●	●	ボイド等
〃	床スラブ木製型枠入	●	●	●	墨出し、補修除く
〃	床スラブスリーブ入れ	●	●	●	ボイド等
同上開口部補強	鉄筋切断及び補強筋入れ	●			
配管ダクト類の防水		●			
貫通部補修					
A-1Cパネルの穴あけ、補修	ダクト等の貫通部	●			
F-C版の穴あけ	スリ＝ブ入れ				
同上補修					
インサート	F-C版				
インサート	コンクリート床	●	●	●	
天井点検口	点検口取付及び、開口部補強	●			ボード切込、墨出し共
軽量鉄骨下地開口部墨出し	電気設備関係開口部		●		照明器具等
〃	機械設備関係開口部		●		空調吹出口
軽量鉄骨下地開口部補強	天井及び壁、ボード切開	●			照明器具、空調吹出口
					給排気、ガラリ等
開口補強を必要としない ボード等の切開		●	●	●	ボード切込、墨出し共
特殊仕上材の天井、壁、 床に取付ける器具等の 穴あけ加工		●			石、金属パネル等
盤等重量物の下地補強	露出形器具取付用	●			
床点検口	点検口取付及び、開口部補強	●			
防火区画貫通部補修		●	●	●	モルタル充てん等
機器・配管取付後の 壁、床等の補修		●	●	●	配管、コンクリート等 既設撤去後不要箇所 のアラ埋め含む
キッチン流し台、 本体、水切		●			水切り板、同穴あけ共
同上用配管接続	給排水用			●	
流し台、 本体、水切	ステンレス製、 塩ビ製（ライニング共）	●			水切り板、同穴あけ共
同上用配管接続	給排水用			●	
流し台	陶器製			●	
洗面器等取付化粧板 ルーフトレン		●			配管用ライニング
堅樋	防露工事共	●			
雨水排水管	第1樹から排水幹線までの配管	●			※ 第1樹を含む
〃	幹線の配管	●			
生活排水、実験排水管	建物及び第1樹までの配管	●		●	第1樹までの配管
〃	第1樹から排水幹線までの配管	●			※ 第1樹を含む
〃	幹線の配管	●			
大型機械基礎		●			
同上基礎土鉄骨架台				●	
機器用アンカーボルト	ボイラ等機械設備関係機器			●	墨出し、型枠入れ共
〃	自家発電機等電気設備関係機器			●	墨出し、型枠入れ共
一般機器類の基礎	仕上げ共	●			
屋外自立盤の基礎	仕上げ共				
屋外貯油槽	地下式				
共同溝	歩床コンクリート				
建物、共同溝接続トレンチ					
同上接続部止水板					
各種槽類	コンクリート製				
〃	SUS、FRP、鋼製			●	
〃	樹脂製				
〃	屋外大型のもの基礎	●			
〃	屋上設置のもの基礎	●			
換気扇取付	ダクトのあるもの			●	天井扇等
〃	壁、サッシ等への取付（材共）			●	フード取付共
同上用スイッチ				●	
同上用電源配線				●	
同上用枠、取付板等	木製、アルミ製、鉄製				
全熱交換器				●	
同上用スイッチ				●	
外壁取付ガラリ	給排気用	●		●	
内壁取付ガラリ		●			
ガラリへの給排気 ダクト接続				●	
煙感知器連動防火戸		●			
同上用リレーズ	配管配線、ボックス共			●	
同上用煙感知器	リレー及びリレーまでの配管配線共			●	
排煙防炎ダンパ	リレー＝取付まで①			●	
煙感知器連動シャッター	リレー＝取付まで②	●			
煙感知器連動防煙垂れ壁	リレー＝取付まで③				
上記①～③用煙感知器	リレー＝までの配管配線共			●	

区 分		建 電 機 土 備	備 考
項 目	名 称	築 気 械 木 品	
道路側溝用排水	L型・U型と管敷設	●	
制御盤	制御盤以降の配管、配線共		●
同上用電源配線	1次側接続まで	●	接地共
屋内消火栓	消火ポンプ、制御盤		●
屋内消火栓起動リレー		●	
同上表示灯及び起動装置		●	
自動火災報知器		●	
連結送水口	座板共		
独立煙突			
同上煙道	銅板製		
同上雷保護設備			
配管配線用ビット		●	
壁、配管、ダクト、配線用の二重床開口	フリーアクセスフロア等	●	
コンクリートシャフト			
点検口		●	
天井フック			
機械室、電気室の防音遮音処理		●	
特殊サイズ鏡			
化粧用洗面器、鏡			●
雷保護設備			
保守管理用タラップ、はしご		●	トレンチ、床下部、屋上
室内テレビ用吊金物		●	
テレビアンテナ	取付共	●	
同上用基礎			
グリストラップ及びガソリントラップ	コンクリート製 ステンレス鋼板製または樹脂製		
電動シャッターの配管配線	二次側、操作盤、押鉤取付共		
同上用電源配線	一次側接続まで		
自動扉の配管配線	二次側	●	
同上用電源配線	一次側接続まで	●	
電気錠操作盤	接続装置共		●
同上配管配線			●
電気錠	配管配線、接続ボックスまで	●	※建具表参照
同上配管配線	操作盤～接続ボックスまで		●
中央監視装置本体	関係機器、関係機器間配線を含む		
同上用電源配線	一次側接続まで		
同上用信号線	各メーターから装置まで		
コンピュータ本体	据付共		
同上用電源配線	一次側接続まで、S-Wの取付配線共		
同上用配管	接続まで		
冷蔵、冷凍、恒温恒湿、シールド、防音、無音室等の内装	現場製作		
同上用電源配線	一次側接続まで		
同上用照明・コンセント	電源配管配線、接続ボックス共		
同上用配管	接続まで		
冷蔵、冷凍、恒温恒湿、シールド、防音、無音室等の内装	プレハブ型		
同上用電源配線	一次側接続まで		
同上用照明・コンセント	電源配管配線、接続ボックス共		
同上用配管	接続まで		
芝生、種子吹付け			
法枠、モルタル吹付け			
コンクリート擁壁			
植栽			
電気温水器			●
ガス温水器			
排水目皿			
消火器			●
消火器ボックス		●	●
カーテン・ブラインドボックス		●	
カーテン			●
ブラインド		●	
暗幕ボックス		●	
暗幕			●
実験台			●

項 目		区 分	建 電 機			エ レ ク ト リ ク 機 器	備 考
			築	気	械		
昇 降 機 関 連	昇降機設備本体	三方枠、同取付後の壁補修まで (トロ詰め)	●				
	同上用機械室	天井フック、床シンダーコンクリ ート、防塵塗料、搬入用等開口、 換気ガラリ共	●				
	同上用監視盤		●				
	同上換気扇取付		●				
	機械室換気扇取付	サーモ、スイッチ共					
	各種信号用制御線	停電用、火災用等			●		
	三方枠周囲の壁仕上		●				
	各階出入口用開口	敷居取付持出し共	●				
	昇降路内中間ビーム設置		●				
	ビット内防水		●				
	動力、照明要電源、 接地引き込み				●		
	コンセント設置	ビット内、機械室内			●		
	インターホン配線	シャフト外、監視盤～制御盤 シャフト内、制御盤内接続共			●		
	非常放送用スピーカ						
	同上用配線	シャフト外、AMP～制御盤 シャフト内、制御盤内接続共					
	監視カメラ						
	同上用配線	シャフト外、監視制御装置～制御盤 シャフト内、制御盤内接続共					
点検用タラップ	ビット内						

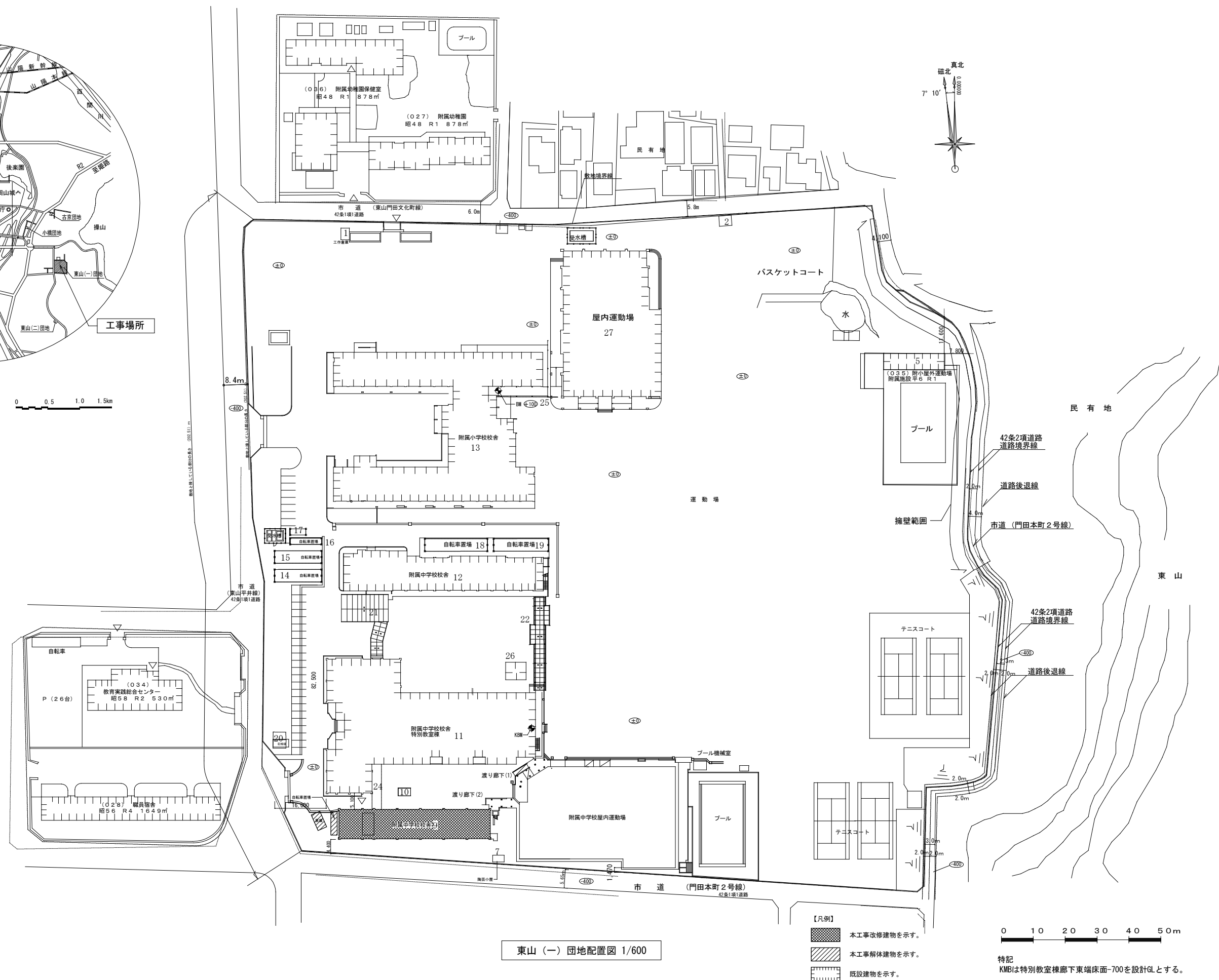
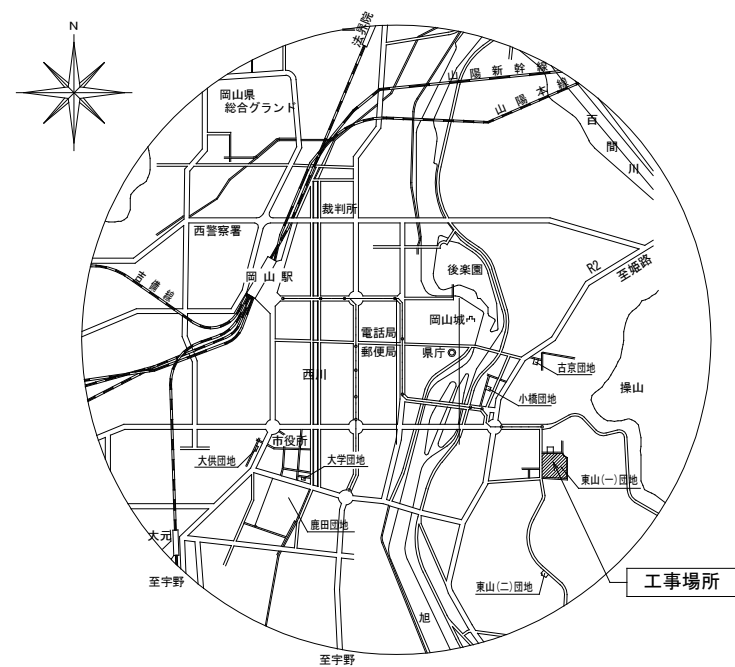
区 分		建 築	電 気	機 械	エ ス カ レ ー タ ー	備 考
項 目						
エ ス カ レ ー タ ー 設 備	搬入口、据え付け用穴明け、同復旧					
	フレーム受け用枠					
	吊込穴、フック、復旧工事					
	転落防止柵、網、仕切り板					
	三角ガード					
	天井目地、床、回り仕上げ					
	スプリンクラー等					
	防火シャッター					
	床部照明工事					
	下部機械室耐火構造及び防水工事					
	機械室受電盤までの動力線、電灯線、接地線の 配管配線					
	点検用電源の機械室までの引き込み配管配線					
シャッター及びエスカレーター電気インターロック用 接点の供給及び配管配線工事（必要な場合）						
監視盤との信号用配管配線工事						

区 分		建 築	電 機	機 械	クレーン	備 考
項 目						
クレーン設備	走行レール、ストッパー					
	クレーン点検台及びはしご					
	走行用給電装置					
	電気工事（電源盤以降２次側）					

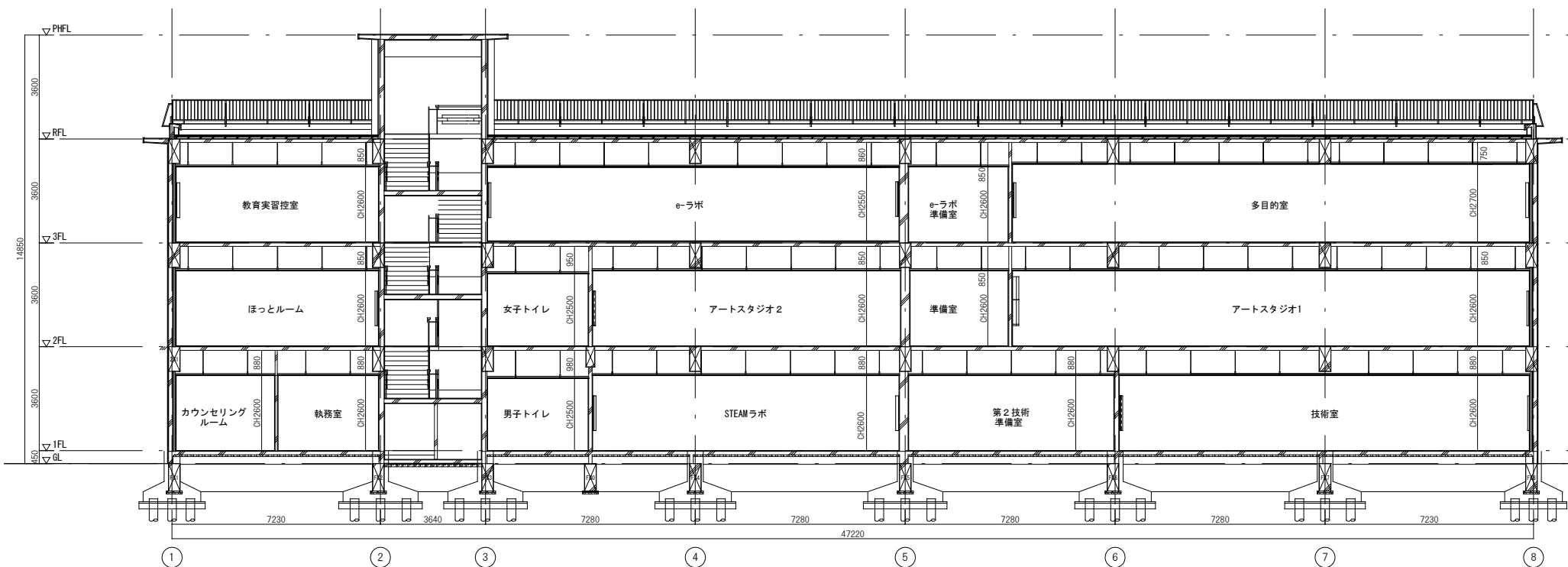
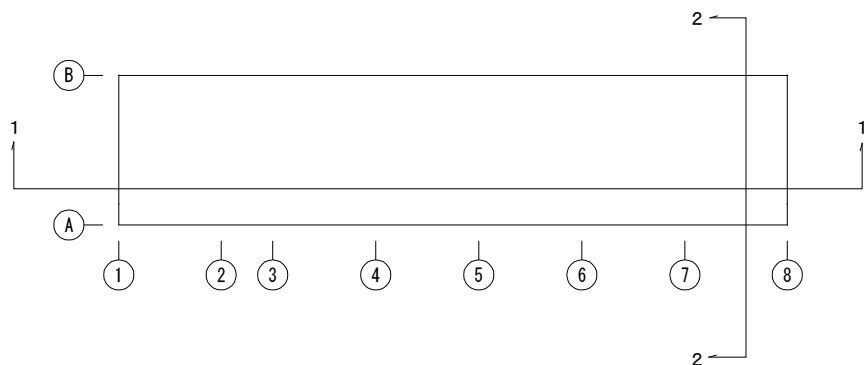
区 分		建 電 機 土 備	備 考
項 目		築 気 械 木 品	
名 称	摘 要		
プロジェクター			●
スクリーンボックス		●	
プロジェクタースクリーン			● 手動
サイン			●
ブラインド撤去		●	
暗幕ボックス撤去		●	
暗幕撤去			●
カーテンレール撤去		●	
カーテン撤去			●
備品撤去			●

[illegible]

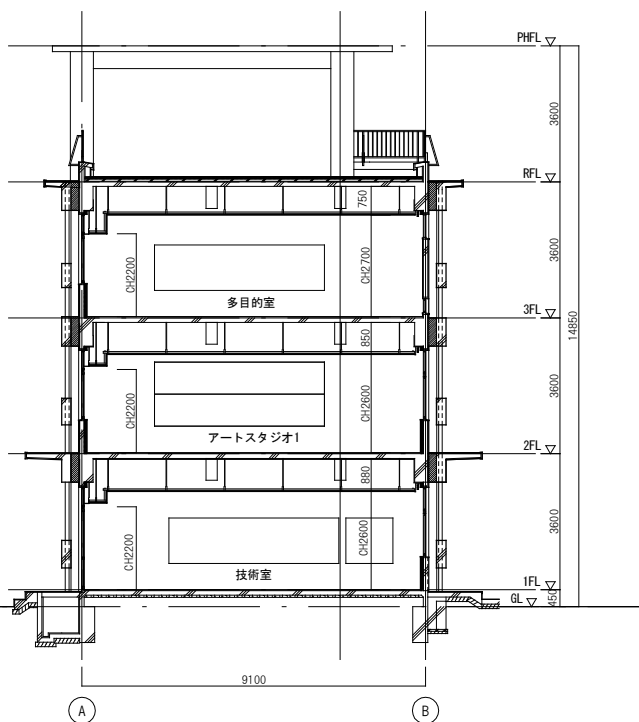
記 事		岡山大学施設企画部	工事名称	縮尺	図面番号 特-03
			図面名称	作成年月	
			岡山大学（東山（一））附属中学校校舎改修Ⅰ機械設備工事	A1:- A3:-	
			工事区分表	令和7年6月	



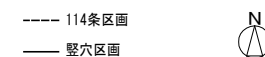
KEYPLAN



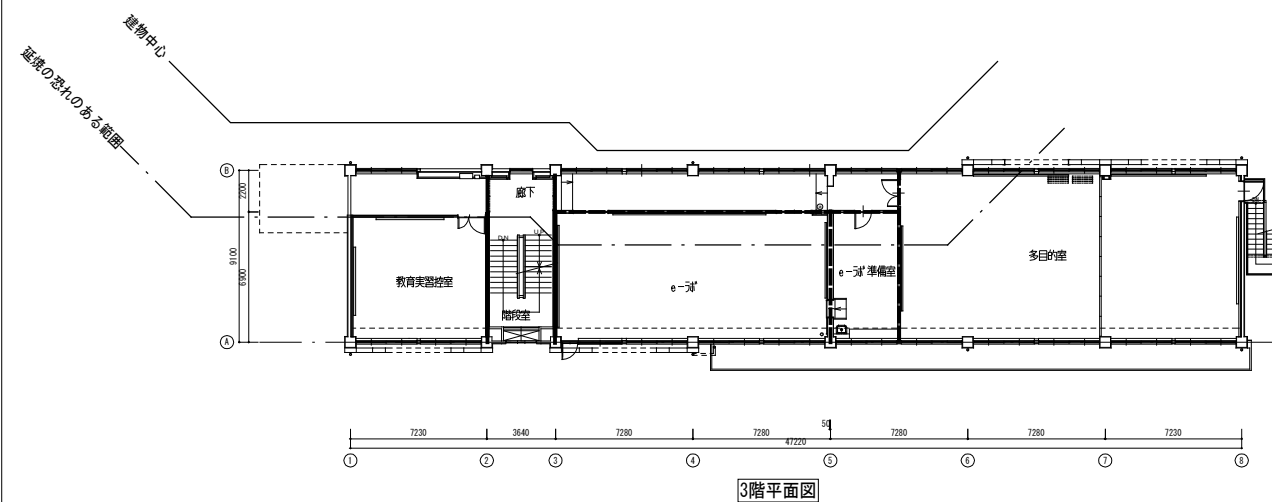
断面図-1



断面図-2



2階平面図



3階平面図

備考		 岡山大学施設企画部 一級建築士事務所(都)第12961号 一級建築士第364242号 佐藤 勲	 株式会社 総合設備計画 一級建築士事務所(都)第12961号 一級建築士第364242号 佐藤 勲	設計業務名	工事名称	縮尺 A1:1/200 A3:1/400	図面番号 M-04
				岡山大学(東山)附属中学校校舎改修設備設計業務	岡山大学(東山(一))附属中学校校舎改修Ⅰ機械設備工事	図面名称 防火区画図	

凡例（共通）

[illegible]

凡例（空調換氣設備）

[illegible]

注記 1. 凡例に無きものは特記仕様書、標準図および図示とする。

2. 硬質ポリ塩化ビニル管（塩ビ管）の接合については、躯体等の真通で両端が固定されている場合は、管の伸縮を吸収できる伸縮ソケット（伸縮継手）を取り付けること。

3. 冷暖配管工事はメーカーの責任施工又はメーカーリストによる標準品とする。

 メーカーリストは一般社団法人公共建築協会「機械設備機材等評価名簿（最新版）」による。

 尚、決定に当たっては全て、監督職員の承諾を受けること。

4. 冷暖配管の保温外装は屋内露出部を樹脂製保温塩化ビニルカバー、屋外露出部を溶融アルミニウム-亜鉛鋼板ラッキングとし、外壁露出は指定色塗装（外壁と同系色）とすること。

 屋内露出の排水水管、通気管は保温なしとし、配管を指定色塗装とする。

5. 風量測定口は下記に設置とする。

 ①送風機の吐出ダクト又は吸込ダクト

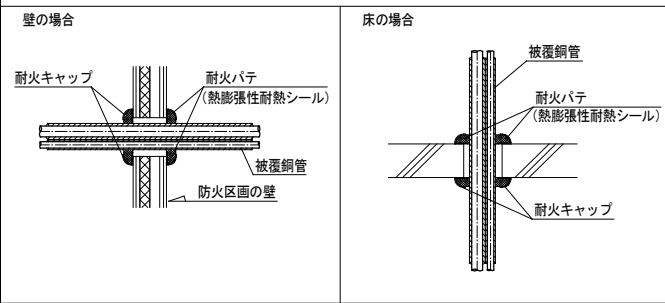
 ②外気取入れダクト

 ③風量調整ダンパーの上流又は下流

凡例（給排水衛生設備）

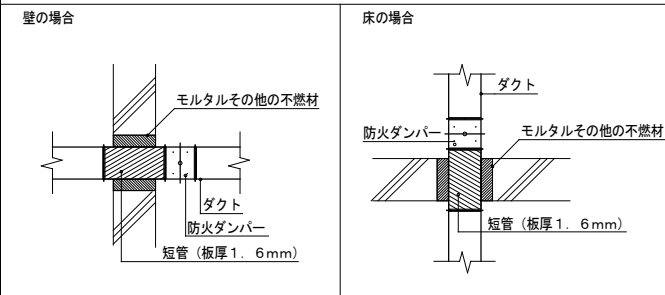
[illegible]冷媒管防火区画貫通部処理要領図（参考図）

- ・防火区画及び防火上主要な間仕切りを貫通する場合は、国土交通大臣認定工法による区画貫通処理を行うこと。



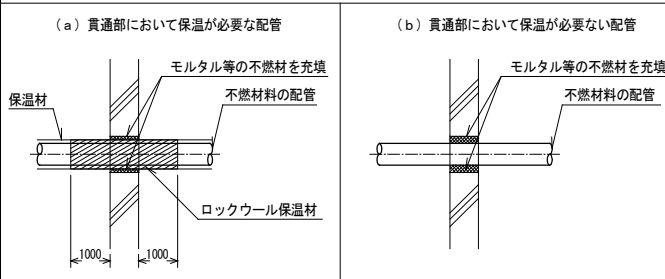
防火ダンバー設置要領図（参考図）

- ・防火ダンパーは指定性能評価機関の認定を受けたものとする。
- ・防火ダンパー設置箇所には天井点検口（別途建築工事）を設置すること。

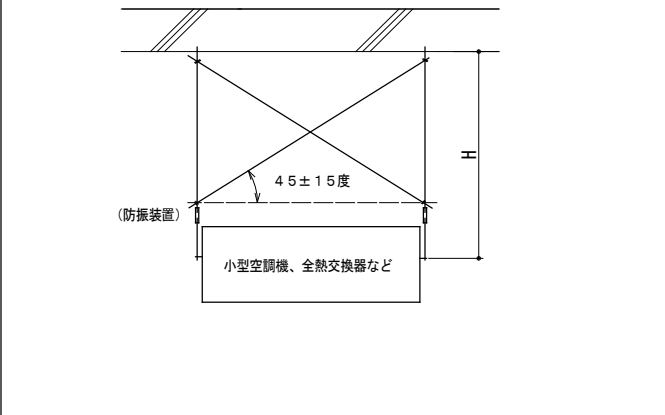


配管防火区画貫通部処理要領図（参考図）

- ・貫通部周囲の充填材は、必要に応じて脱落防止措置を施す。
- ・給水管その他の管の貫通する部分及び防火区画等を貫通する部分からそれぞれ両側に1m以内の距離にある部分を不燃材料で造る。

振止め断面（参考図）

- ・ 4面に斜材を設けること。(H=1.5m以下、重量100kg以下とする。)
- ・ 上記(H=1.5m、重量100kg)を超えるものには型鋼にて支持する。
- ・ これにより難い場合は監督職員との協議による。



備考		 岡山大学施設企画部	 株式会社 総合設備計画 一級建築士事務所(都)第12961号 一級建築士第364242号 佐藤 勲	設計業務名	工事名称	縮尺 A1:— A3:—	図面番号 M-05
				岡山大学(東山)附属中学校校舎改修設備設計業務	岡山大学(東山(一))附属中学校校舎改修Ⅰ機械設備工事	図面名称 凡例	

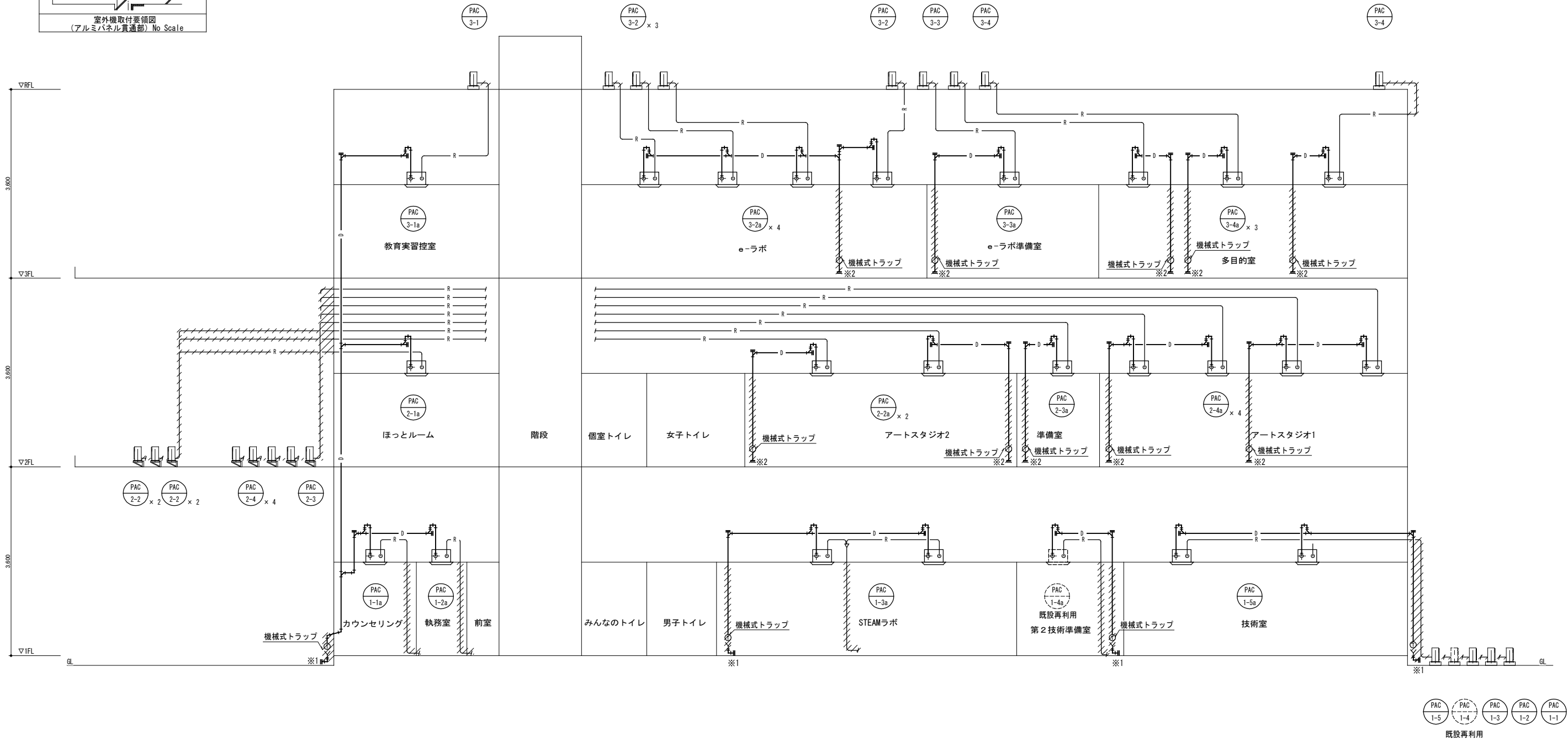
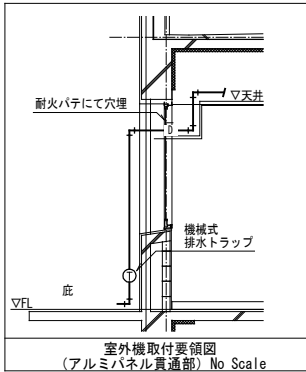
空冷パッケージエアコン

機器番号 (屋外機)	機器番号 (屋内機)	屋内機型式	形状	機器能力		電源容量								付属品(屋外機)					付属品(屋内機)					台数 (組)	リモコン	非常電源	設置場所(屋外機)		設置場所(屋内機)		備考
				冷房 [kW]	暖房 [kW]	相 電圧 (φ) (V)	消費電力[kW]			圧縮機 [kW]	送風機[kW]		電流値 [A]	遮断器容量 [A]	防振	転倒防止金物	ブロック基礎	ブラケット架台 (吹出部用)	保護カバー (吹出部用)	フィルター	昇降グリル	ドレンアップ	防振								
							冷房	暖房	暖房最大		屋外機	屋内機																			
PAC-1-1	PAC-1-1a	2方向カセット	シングル	3.6	4.0	1~200	0.80	0.88	1.36	0.59	0.05	0.05	14.40	20	G	●	●		●	●		●	H	1	1		1階	屋外	1階	カウンセリングルーム	
PAC-1-2	PAC-1-2a	2方向カセット	シングル	3.6	4.0	1~200	0.80	0.88	1.36	0.59	0.05	0.05	14.40	20	G	●	●		●	●		●	H	1	1		1階	屋外	1階	執務室	
PAC-1-3	PAC-1-3a	4方向カセット	ツイン	20.0	22.4	3~200	5.55	5.53	7.33	4.52	0.227+0.227	0.106×2	33.70	40	G	●	●		●	●		●	H	1	1		1階	屋外	1階	STEAMラボ	
PAC-1-4	PAC-1-4a	4方向カセット	シングル	10.0	11.2	3~200	2.47	2.35	4.10	1.95	0.19	0.11	20.40	30	G	●	●		●	●		●	H	1	1		1階	屋外	1階	第2技術準備室	既設再利用(旧ACP13)
PAC-1-5	PAC-1-5a	4方向カセット	ツイン	20.0	22.4	3~200	5.55	5.53	7.33	4.52	0.227+0.227	0.106×2	33.70	40	G	●	●		●	●		●	H	1	1		1階	屋外	1階	技術室	
PAC-2-1	PAC-2-1a	4方向カセット	シングル	7.1	8.0	1~200	1.59	1.61	3.60	1.29	0.08	0.11	20.40	30	G	●		●		●	●	H	1	1		2階	底上	2階	ほっとルーム		
PAC-2-2	PAC-2-2a	4方向カセット	シングル	7.1	8.0	1~200	1.59	1.61	3.60	1.29	0.08	0.11	20.40	30	G	●		●		●	●	H	2	1		2階	底上	2階	アートスタジオ2		
PAC-2-3	PAC-2-3a	2方向カセット	シングル	4.0	4.5	1~200	0.97	1.10	1.60	0.71	0.05	0.05	14.40	20	G	●		●		●	●	H	1	1		2階	底上	2階	準備室		
PAC-2-4	PAC-2-4a	4方向カセット	シングル	5.6	6.3	1~200	1.27	1.34	2.32	1.10	0.05	0.06	16.30	20	G	●		●		●	●	H	4	1		2階	底上	2階	アートスタジオ1		
PAC-3-1	PAC-3-1a	4方向カセット	シングル	7.1	8.0	3~200	1.59	1.58	3.60	1.29	0.08	0.11	16.20	20	G	●	●			●	●	H	1	1		R階	屋上	3階	教育実習控室		
PAC-3-2	PAC-3-2a	4方向カセット	シングル	4.0	4.5	1~200	0.77	0.89	1.71	0.71	0.05	0.05	14.50	20	G	●	●			●	●	H	4	1		R階	屋上	3階	e-ラボ		
PAC-3-3	PAC-3-3a	2方向カセット	シングル	4.0	4.5	1~200	0.97	1.10	1.60	0.71	0.05	0.05	14.40	20	G	●	●			●	●	H	1	1		R階	屋上	3階	e-ラボ準備室		
PAC-3-4	PAC-3-4a	4方向カセット	シングル	10.0	11.2	3~200	2.20	2.20	4.43	1.79	0.11+0.11	0.11	23.90	30	G	●	●			●	●	H	3	1		R階	屋上	3階	多目的室		

【特記】

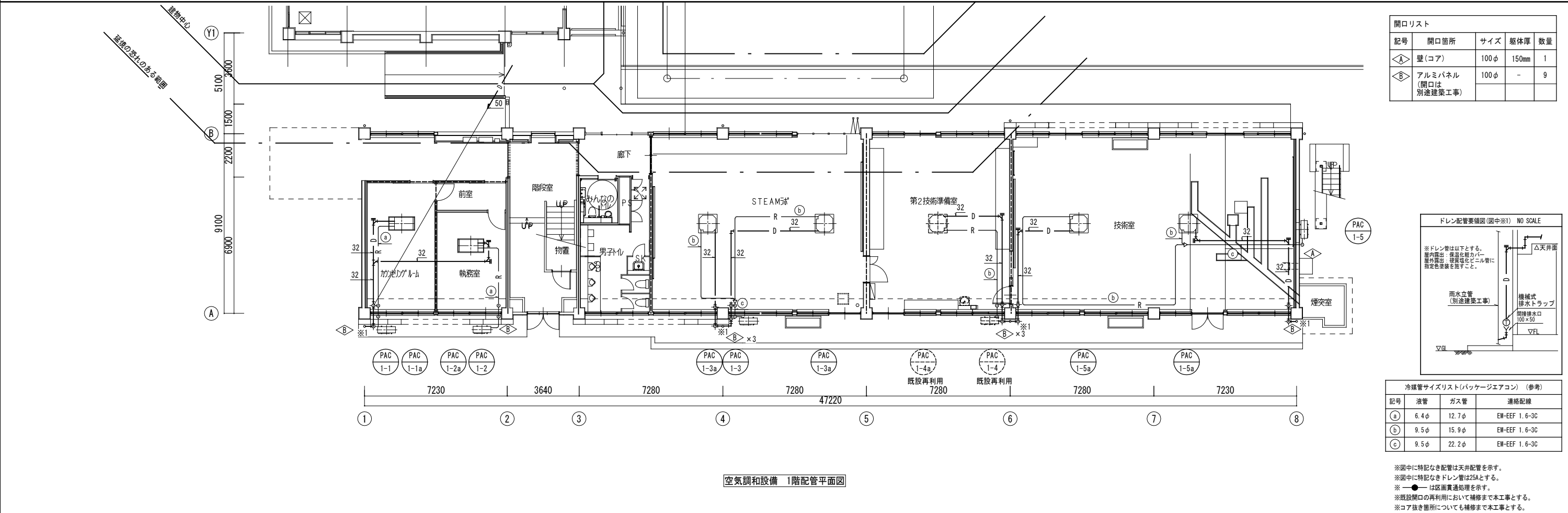
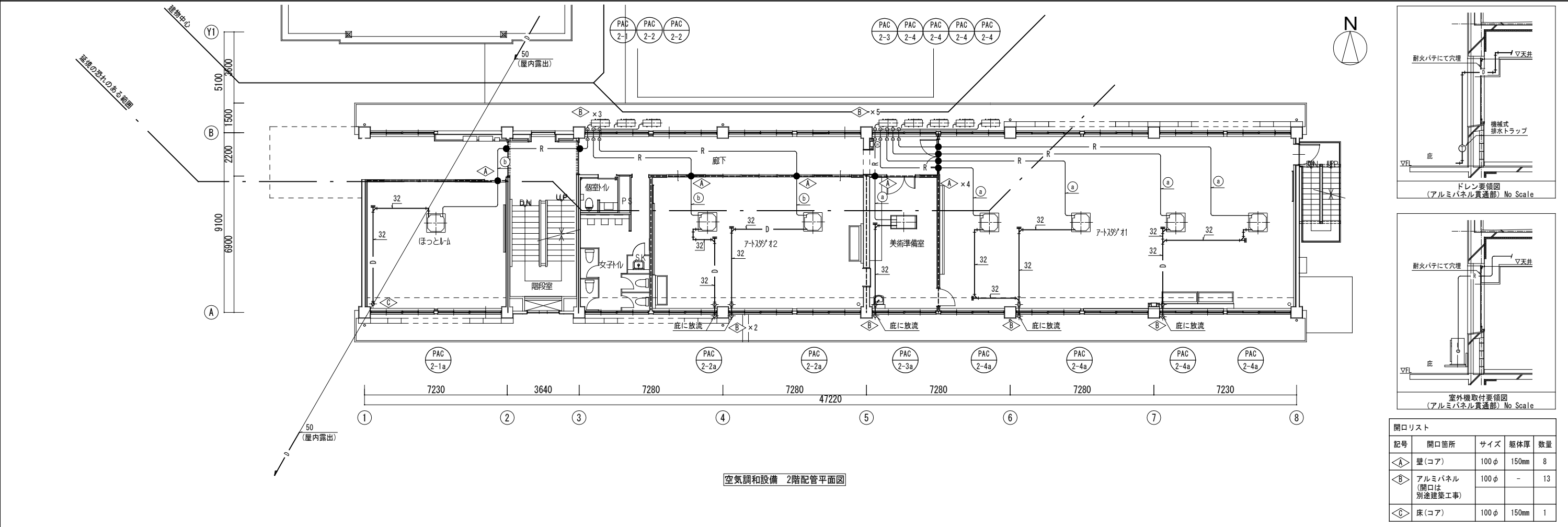
- 1、公共建築仕様とする。
- 2、機器類の能力は表示された数値以上とする。
- 3、消費電力は、原則として表示された数値以下とする。
- 4、電源周波数は60Hzとする。
- 5、機器能力及び消費電力は、JIS B 8616 に規定された定格条件による。
- 6、グリーン購入法適合品とする。
- 7、メーカー最高APF機種、新冷媒対応機種(オゾン破壊係数：0)とする。
- 8、インバーター使用機器は、概算係数Ki値が1.8を超過する場合は機器側で高調波対策を施すこと。

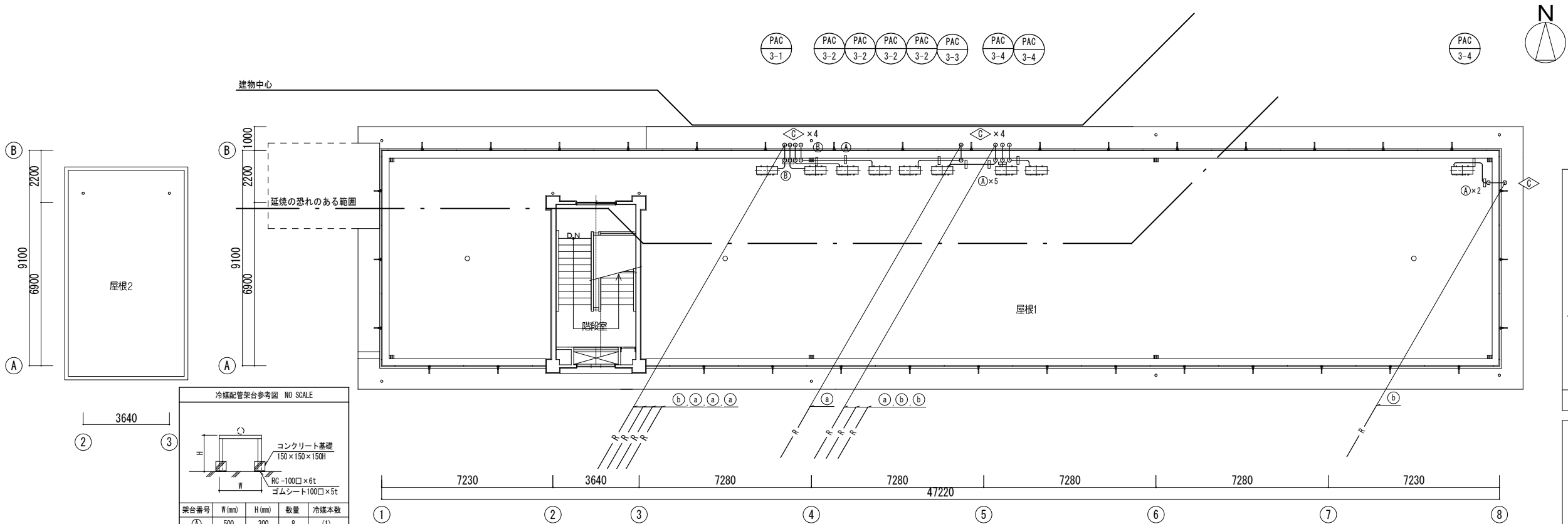
- 9、防振：・S：スプリング防振架台 ・G：防振ゴム ・H：防振吊金物
- 10、屋外機に機器番号・設置場所の表示を行うこと。
- 11、屋内機・屋外機間の渡り配線は冷媒配管共巻とし本工事とする。
- 12、屋内機にはリモコンを付属する。(同室2台以上設置については1セットのみ付属とする)
- 13、フィルター ●：製造者標準品 中：中性能 高：高性能 H：HEPA(99.97) フィルタの性能はJIS B9908-8011に準拠する。
- 14、ブラケット架台は鋼板製(溶融亜鉛メッキ仕上げ)とする。
- 15、ブロック基礎はコンクリート製とし、防振ゴム付とする。



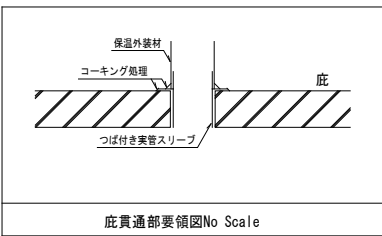
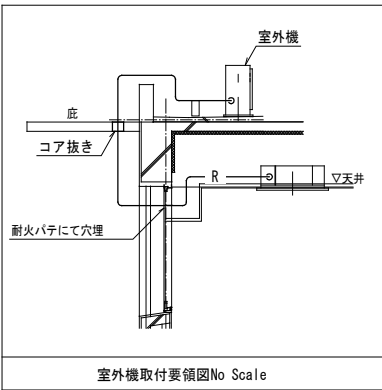
配管系統図

- 注記)
1. 〃〃〃 は屋外露出を示す。
 2. ※1部は雨水立管へ接続する。
 3. ※2部は庇へ放流を示す。
 4. 実線部は新設を示し、破線部は既設再利用を示す。





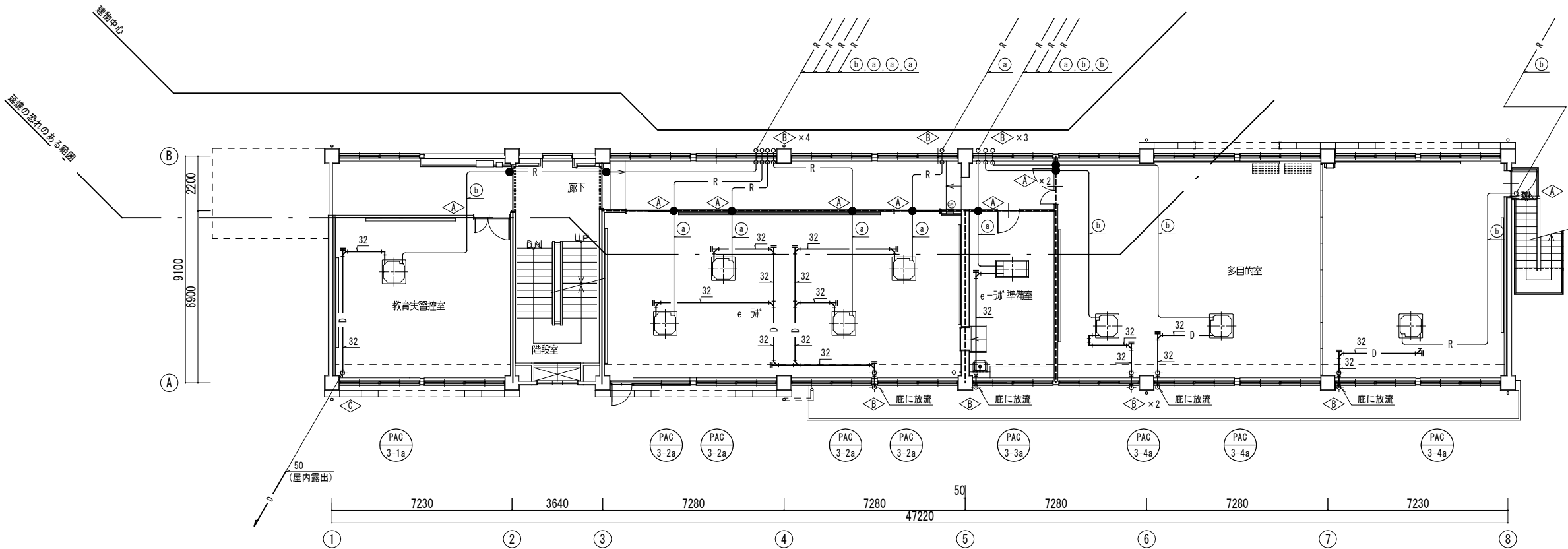
コア抜きリスト				
記号	開口箇所	サイズ	躯体厚	数量
◇B	アルミパネル (開口は 別途建築工事)	100φ	-	-
◇C	床(庇)	100φ	150mm	9



冷媒配管架台参考図 NO SCALE				
架台番号	W(mm)	H(mm)	数量	冷媒本数
(A)	500	300	8	(1)
(B)	800	300	2	(2)
・架台用部材はL-50×50×6t(SUS製)とする。				

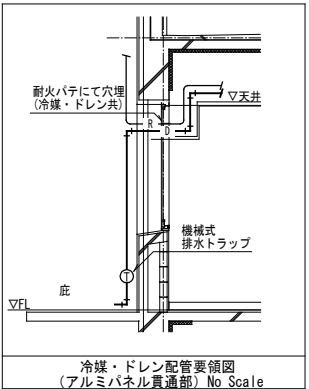
空調設備 塔屋階配管平面図

空調設備 R階配管平面図



開口リスト				
記号	開口箇所	サイズ	躯体厚	数量
◇A	壁(コア)	100φ	150mm	9
◇B	アルミパネル (開口は 別途建築工事)	100φ	-	13
◇C	床(コア)	100φ	150mm	1

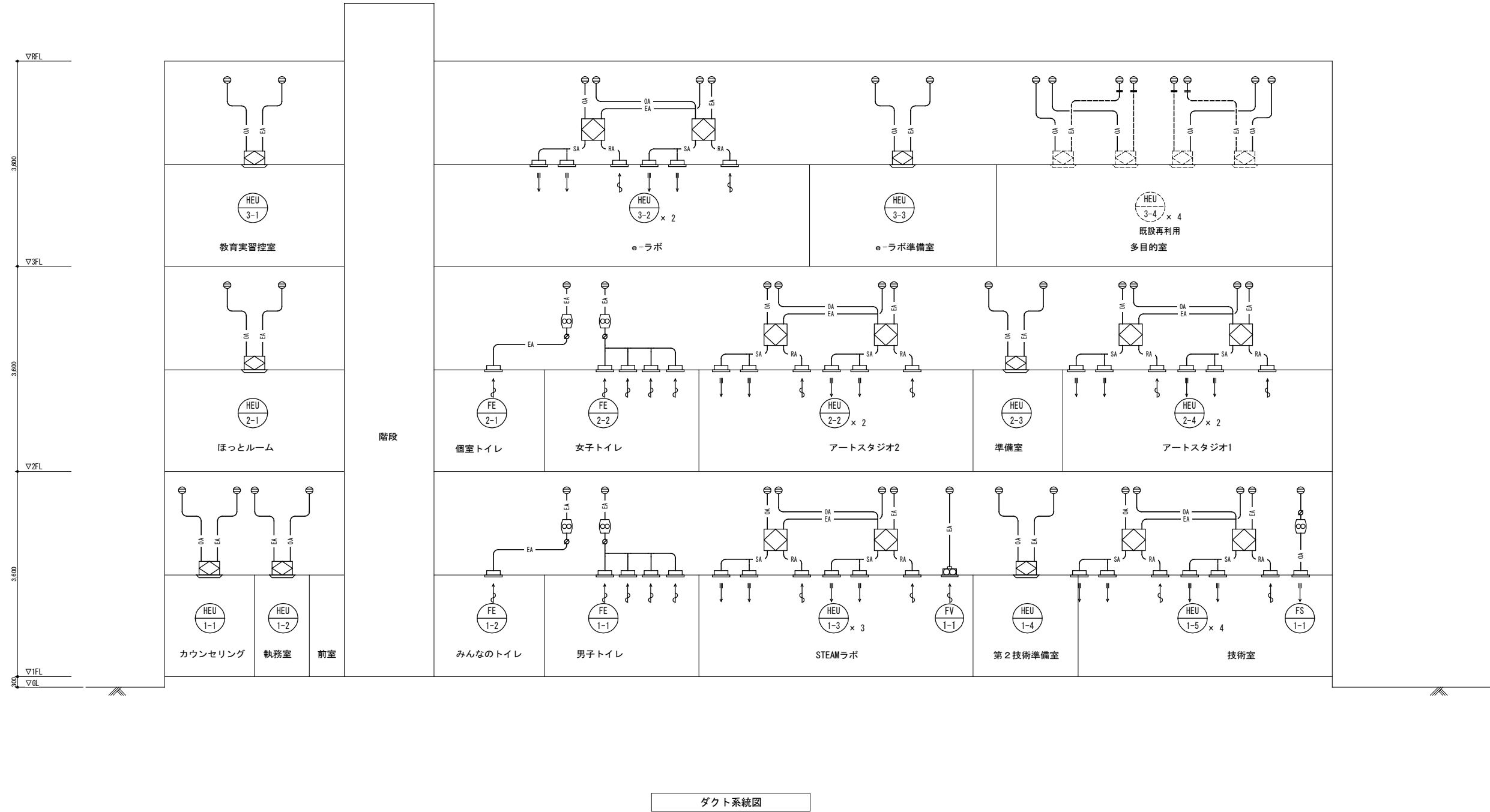
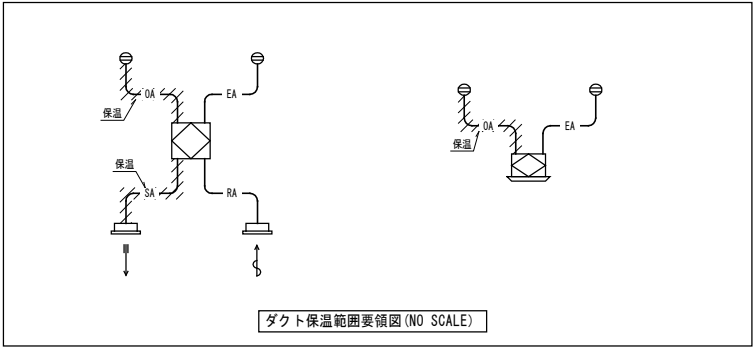
冷媒管サイズリスト(パッケージエアコン) (参考)			
記号	液管	ガス管	連絡配線
(a)	6.4φ	12.7φ	EM-EEF 1.6-3C
(b)	9.5φ	15.9φ	EM-EEF 1.6-3C
(c)	9.5φ	22.2φ	EM-EEF 1.6-3C



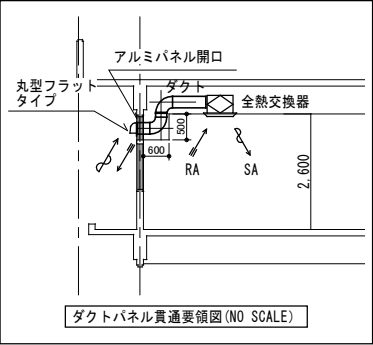
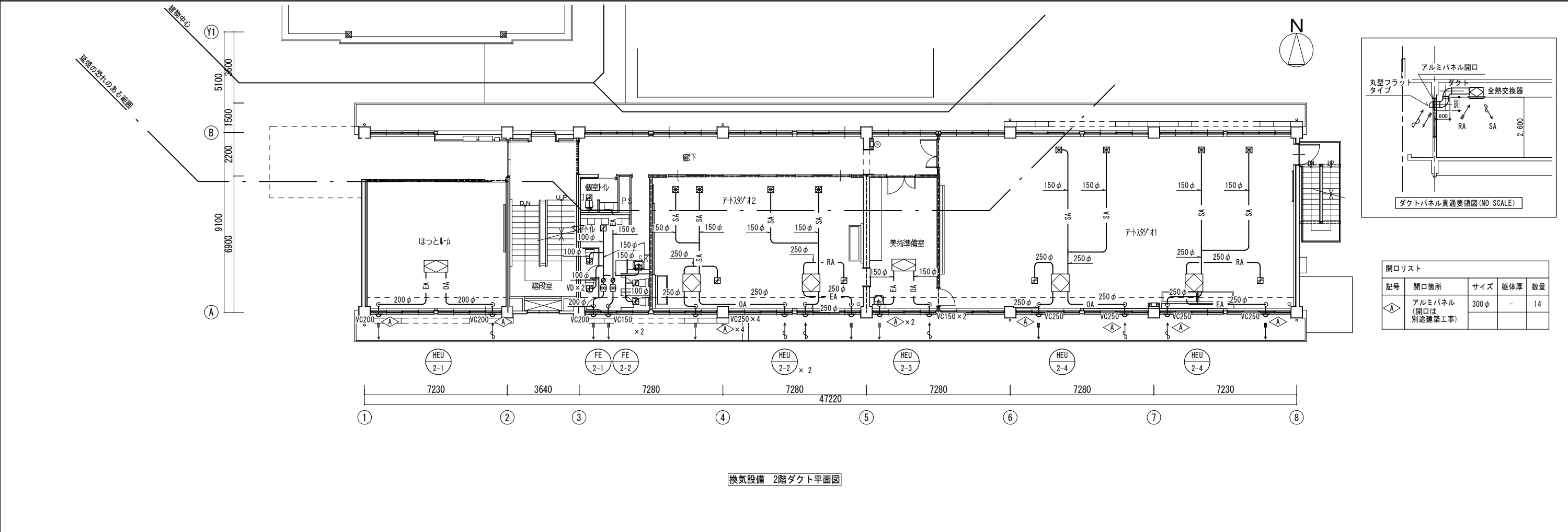
※図中に特記なき配管は天井配管を示す。
※図中に特記なきドレン管は25Aとする。
※ —●— は区画貫通処理を示す。
※既設開口の再利用において補修まで本工事とする。
※コア抜き箇所についても補修まで本工事とする。

[illegible]

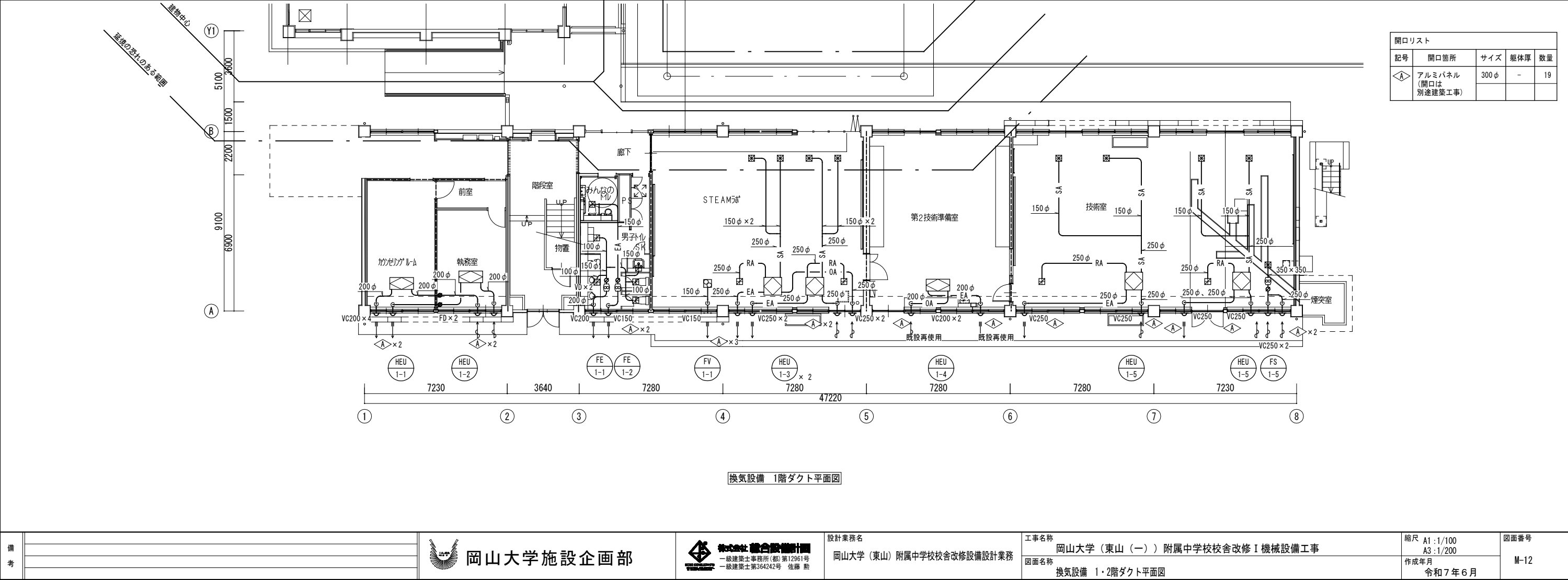
備考		 岡山大学施設企画部	 株式会社 総合設備計画 一級建築士事務所(都)第12961号 一級建築士第364242号 佐藤 勲	設計業務名	工事名称	縮尺 A1:— A3:—	図面番号 M-10
				岡山大学(東山)附属中学校校舎改修設備設計業務	岡山大学(東山(一))附属中学校校舎改修Ⅰ機械設備工事	図面名称 換気設備 機器表	



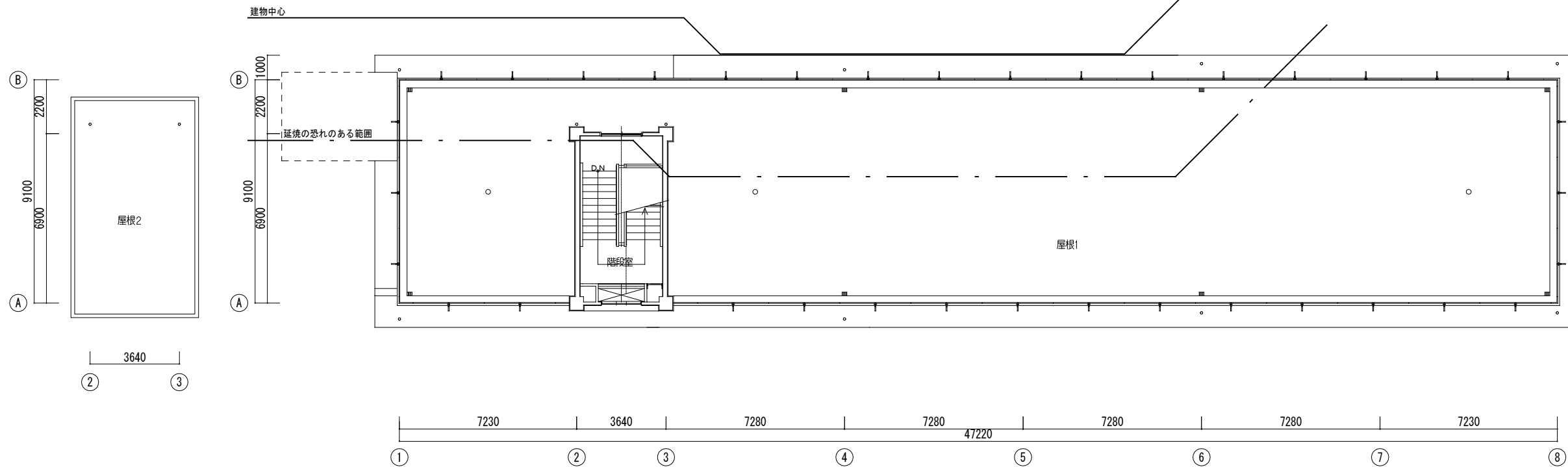
注) 実線部は新股を示し、破線部は既設再利用を示す。



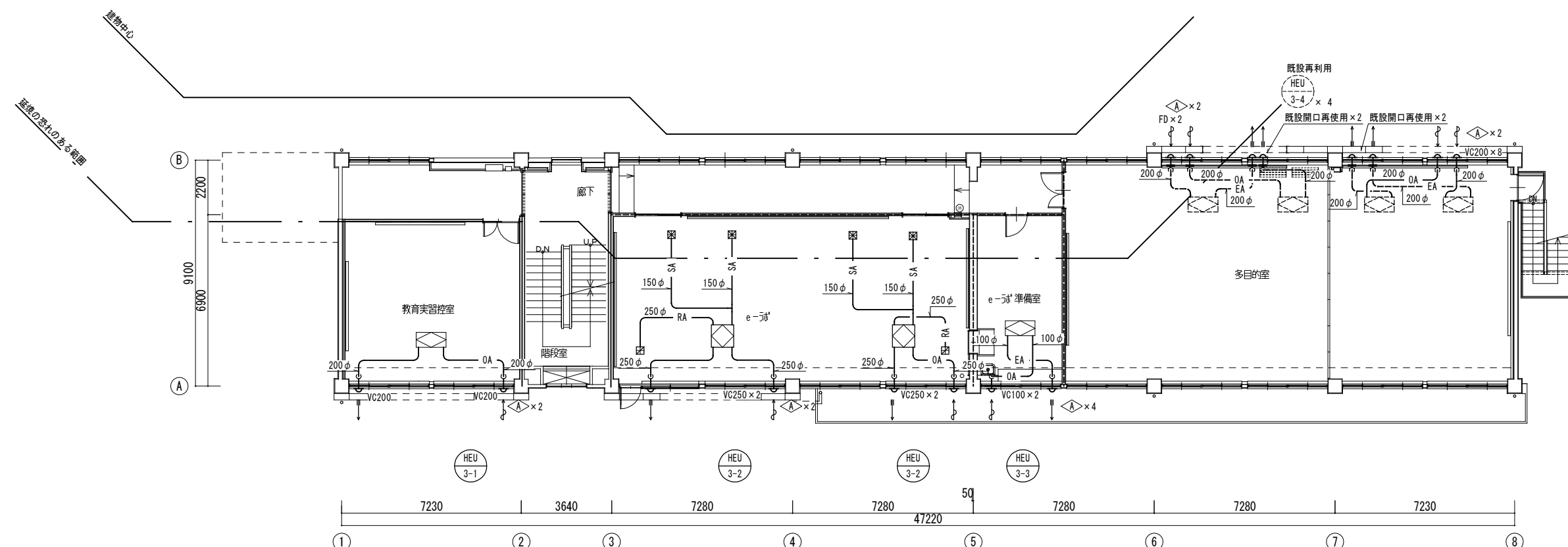
開口リスト				
記号	開口箇所	サイズ	躯体厚	数量
△	アルミパネル (開口は 別途建築工事)	300φ	-	14



開口リスト				
記号	開口箇所	サイズ	躯体厚	数量
△	アルミパネル (開口は 別途建築工事)	300φ	-	19



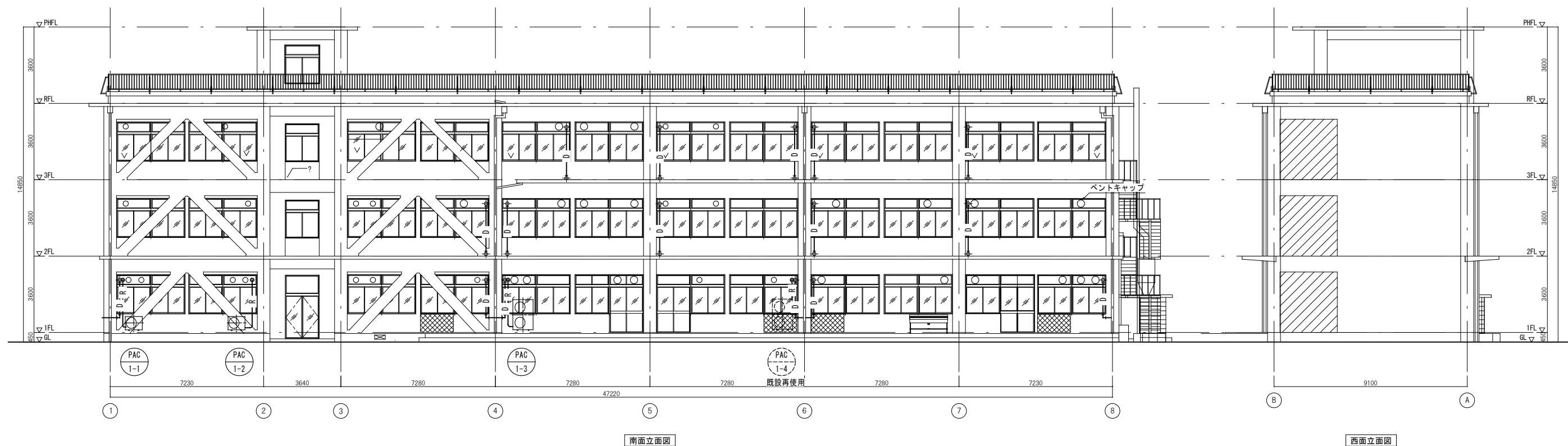
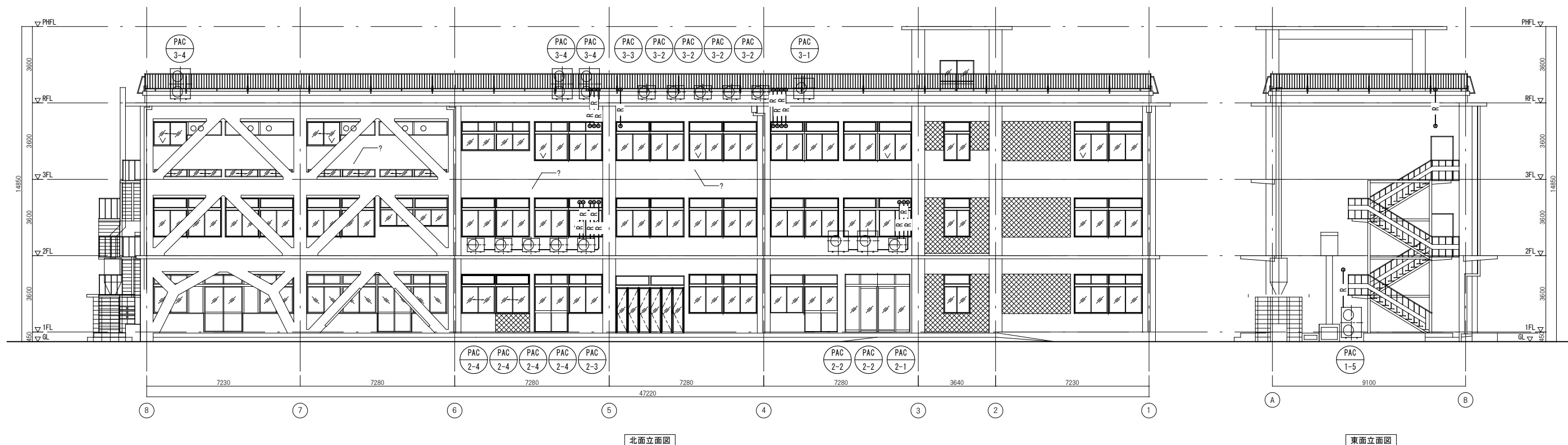
換気設備 R階ダクト平面図

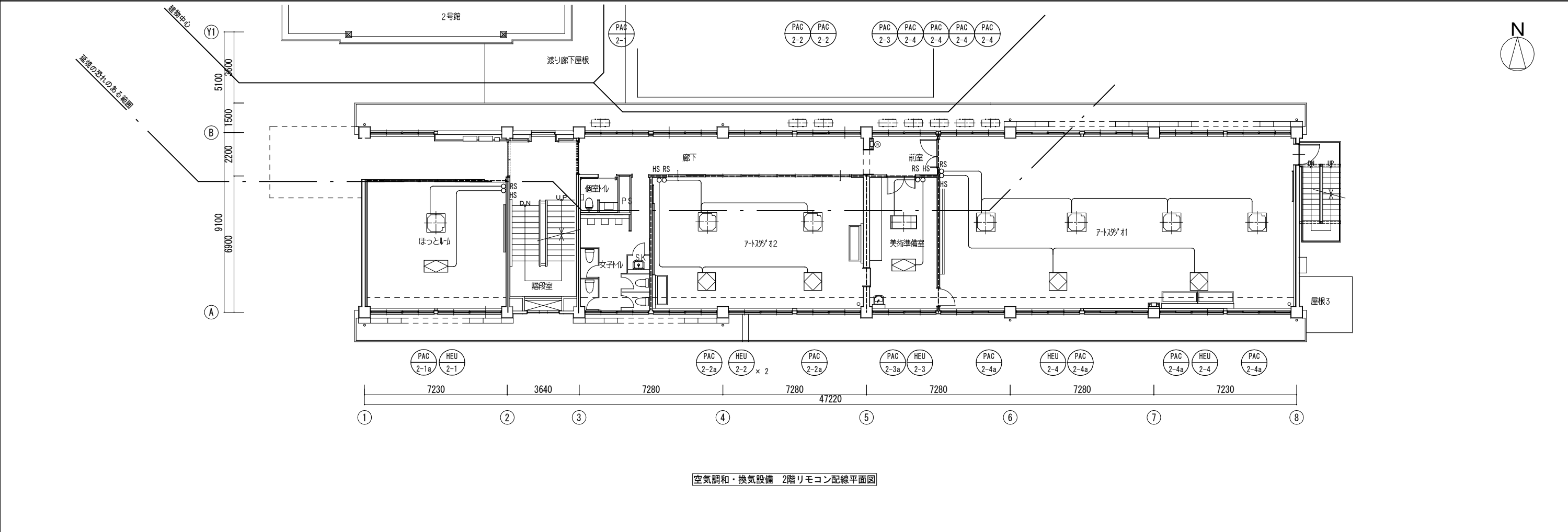


換気設備 3階ダクト平面図

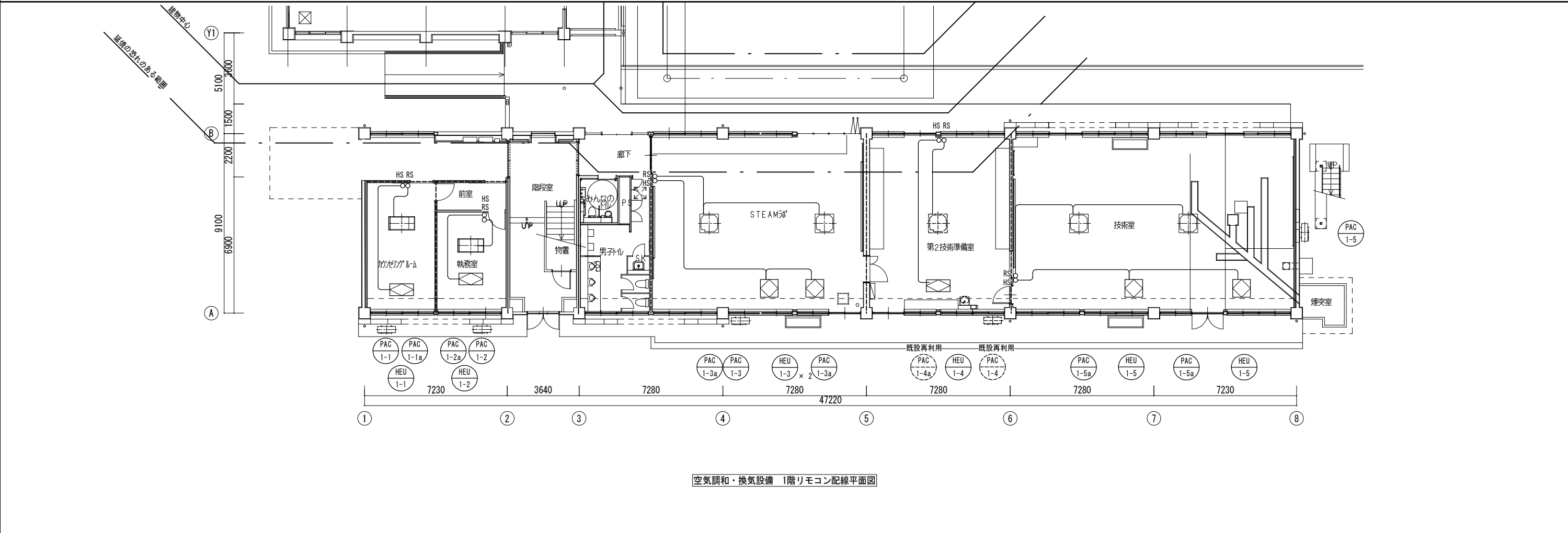
開口リスト				
記号	開口箇所	サイズ	躯体厚	数量
△	アルミパネル (開口は 別途建築工事)	300φ	-	12

注) 実線部は新設を示し、破線部は既設再利用を示す。





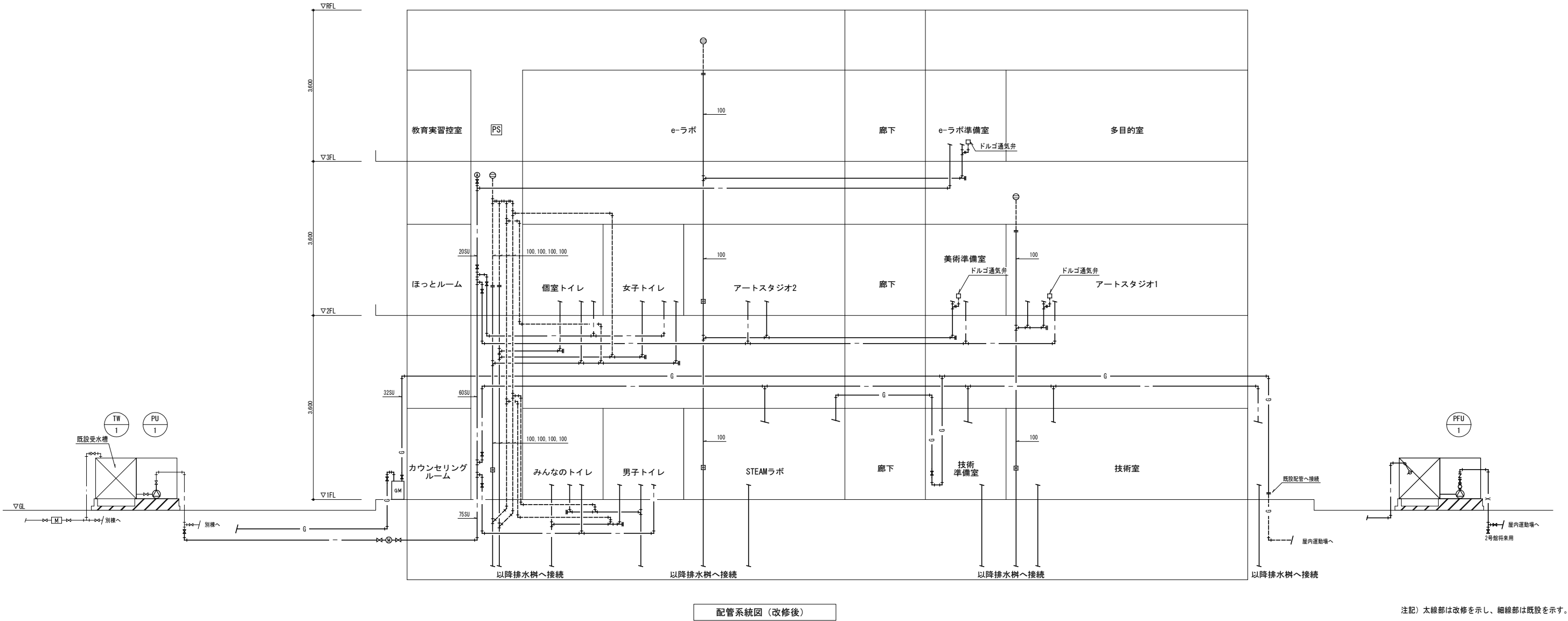
空気調和・換気設備 2階リモコン配線平面図



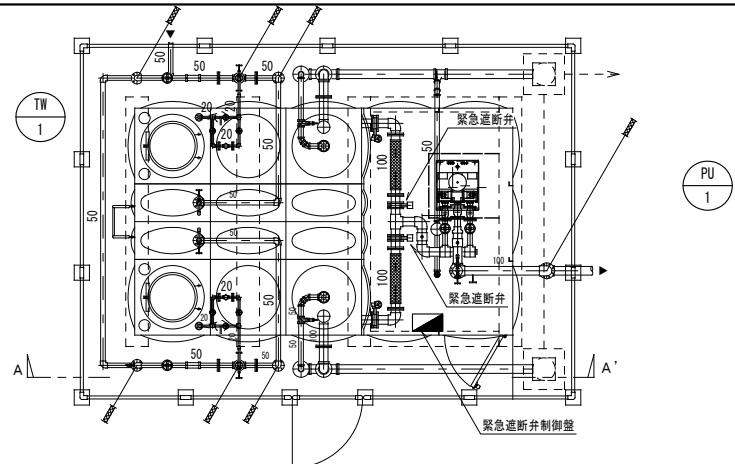
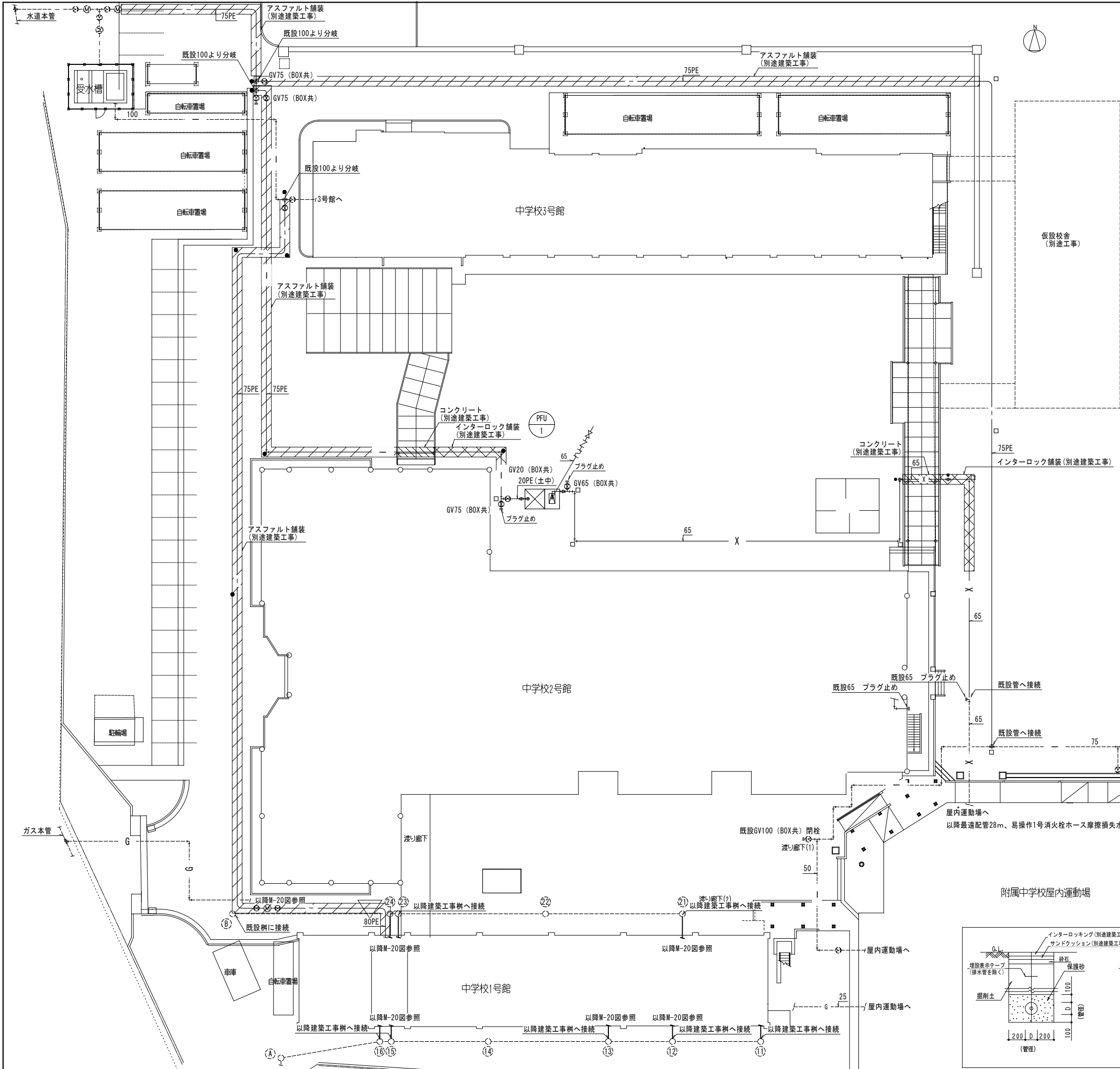
空気調和・換気設備 1階リモコン配線平面図

衛生機器表													
機器番号	名称	機器仕様	電 気 特 性			イン バー ター	非常 電源	付属品 ・ 特殊仕様	台 数	設置場所	備 考		
			φ	V	kW								
PFU-1	消火ポンプユニット (易操作1号消火栓)	型 式	:	屋外設置キュービクル型(SUS製水槽一体)、消防庁認定品	3	200	5.5	-	●	制御盤(起動リレースペース付)	1	屋外	
		能 力	:	65φx50φx300L/minx48m						呼水槽、GV、CV、FJ、φ ¹ / ₂ ~φ ³ / ₄ 7'			
		水槽容量	:	有効5.2m3						φ ¹ / ₂ ~φ ³ / ₄ 管、SUS製φ77φ 背かご付、			
		参考寸法	:	4.0×2.3×2.3mH						通気口、電極3P			
PU-1	加圧給水ポンプユニット	型 式	:	推定末端圧一定台数制御給水ユニット	3	200	3.7x2	●	-	制御盤(消滅警報、警報用無電圧端子、 電磁弁流入回路、受水槽2槽切替スイッチ)	1	屋外 受水槽ポンプ室	
		2台交互・並列運転							防振架台、他標準付属品一式				
		能 力	:	80φx65φx820L/minx29m(ユニット能力)									
PT-1	プラスタートラップ	型 式	:	SUS製・3槽式・床置型・配管流入型	-	-	-	-	-	SUS製蓋、SUS製かご、その他標準付属品	1	1階 技術室	
		材 質	:	許容流入量70 L/min							2	2階 アートスタジオ1	
		寸 法	:	600×400×550H(参考)							1	2階 アートスタジオ2	
TW-1	受水槽 (ポンプ室一体型)	型 式	:	ステンレス製組立型 (SUS444) スロッシング対応品							1	屋外 既設再利用	
		有効容量	:	14.6m3									
		寸 法	:	3.0(1.5+1.5)×3.0×2.5mH(水槽部) + 2.0×3.0×2.5mH (ポンプ室)									
注記													
1. 公共建築仕様とする。				6. 電動機の保護方法は、室内は防滴保護型で、屋外は全閉防まつ型とする。									
2. 機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。				7. 防振装置はスプリング防振とする。									
3. 電動機出力は、原則として表示された数値以下とする。				8. 付属品はメーカー標準品とする。									
4. 電源周波数は60Hzとする。また、モーター極数は原則として4 P以上とする。				9. 軸封はメカニカルシールとする。									
5. 起動方式は特記なき限り7.5kW以下直入起動とする。				10. ポンプのコンクリート基礎は建築工事とする。									

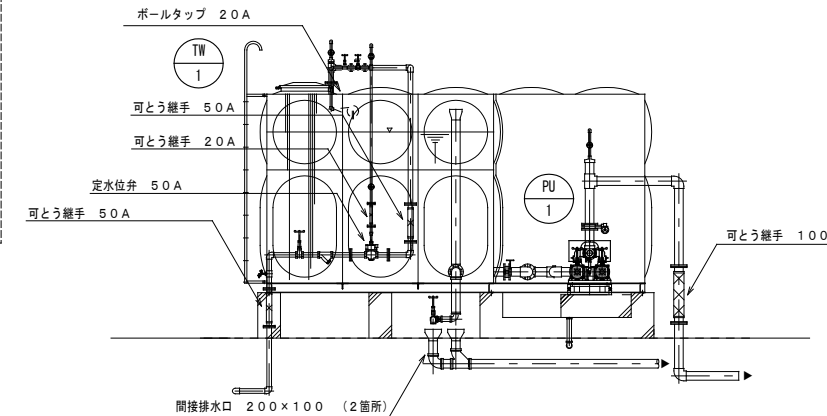
衛生器具表															
器具名	仕様 (参考型番)	付属品 (参考型番)	消費電力 (1φ100V)	合計	中学校1号館										備考
					男子便所 だれでもトイレ	1階 STEAM 第2技術準備室	技術室	技術室(外部)	女子便所 個室トイレ	2階 アートスタジオ2	技術準備室	アートスタジオ1	3階 e i ラボ準備室	屋外	
洋風大便器 1	CFS494LHNS	手動フラッシュバルブ、温水洗浄便座(擬音装置・脱臭装置付) (TCF588)、 2連紙巻器(YH702)	温水洗浄便座: 314W	7	2					4	1				
小便器	UFS900JCS	壁掛形壁排水、自動洗浄	AC100V	3	3										
掃除用流し	SK22A	給水栓(T23AE020C)、アングル止水栓(TN114)、 バックハンガー(T9R)、床排水トラップ(T375GEP)		3	1					1			1		
洗面化粧台	LDB060BAGS1A	幅600mm、単水栓(セット付属品)、止水栓(LTL4C11U)		2		1						1			
洗面器	LSG722AASNW	自動単水栓(セット付属品)、壁給水、壁排水、	自動水栓: 24W	6	2					3	1				
横水栓	T23BNR13C			28		4		4	4			8	8		
化粧鏡 1	YM4560A	600×450		6	2	1				3	1				
化粧鏡 2	YMK50K	1500×300		2	1					1					
フィッティングボード	YKA41R			1						1					
多機能トイレバック	UADAK21R1A2ADN1WA	壁掛大便器、温水洗浄便座(擬音装置・脱臭装置付) (TCF5554AUPR)、 オストメイト流し、オストメイト流し用電気温水器(節電機能付き)、 洗面器(自動水栓)、手洗器(自動水栓)、L型手すり、可動型手すり	温水洗浄便座: 410W 自動水栓AC100V 汚物流し用電気温水器: 600W	1	1										
水栓柱	T27NH13	樹脂製水栓柱H=900		4										4	
L型手すり	T112CL9	樹脂製		3	1					1	1				
小便器用手すり	T112CU22	樹脂製		1	1										
注記															
1. 各衛生器具は標準付属品を含むものとする。			4. 電気温水器の貯湯温度は60℃以上とする。												
2. 貯湯式電気温水器の消費電力は、JIS C 9219に規定された試験方法による。			5. 参考型番は便宜上 T O T O 品番を示す。												
3. 貯湯式電気温水器は国土交通省告示第1447号による転倒防止対策を講じること。															



		 岡山大学施設企画部	 株式会社 総合設備計画 一級建築士事務所(都)第12961号 一級建築士第364242号 佐藤 勲	設計業務名	岡山大学（東山）附属中学校校舎改修設備設計業務				工事名称	岡山大学（東山（一））附属中学校校舎改修Ⅰ機械設備工事				縮尺 A1：－ A3：－	図面番号	
					図面名称	給排水衛生・ガス設備 機器表、器具表、系統図					作成年月 令和7年6月					M-18



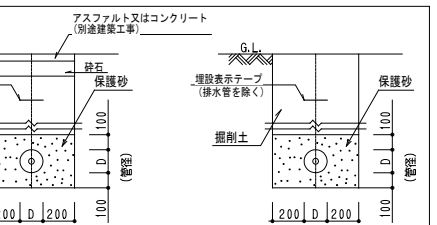
受水槽・ポンプ室廻り詳細図 S=1/50



受水槽・ポンプ室廻り断面図 S=1/50

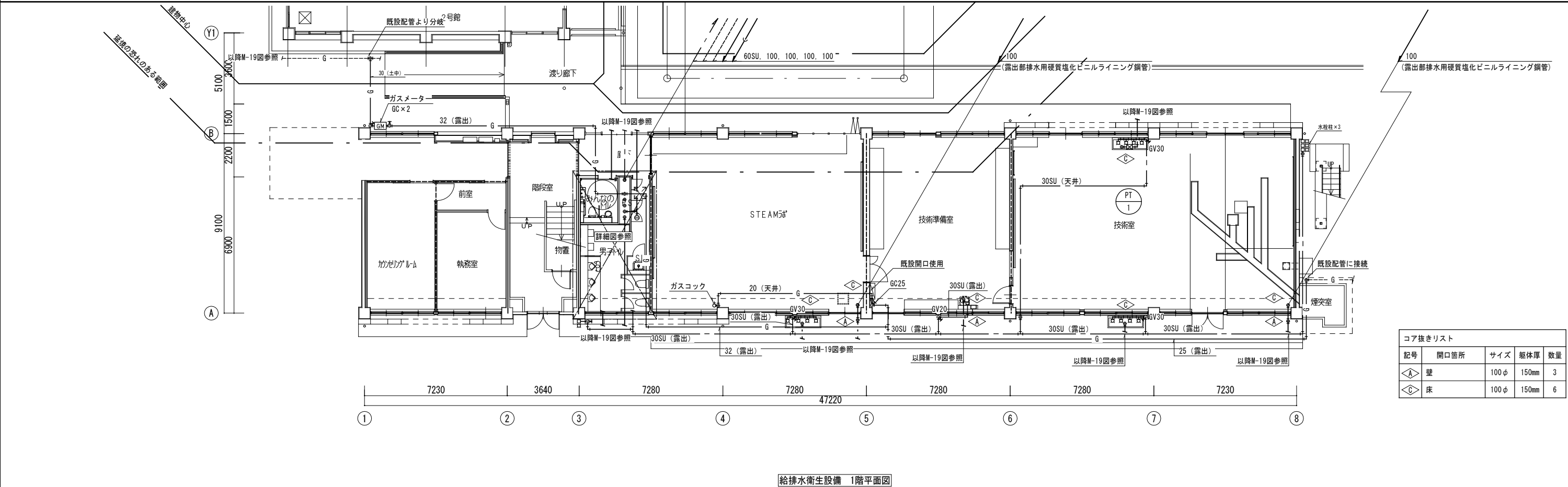
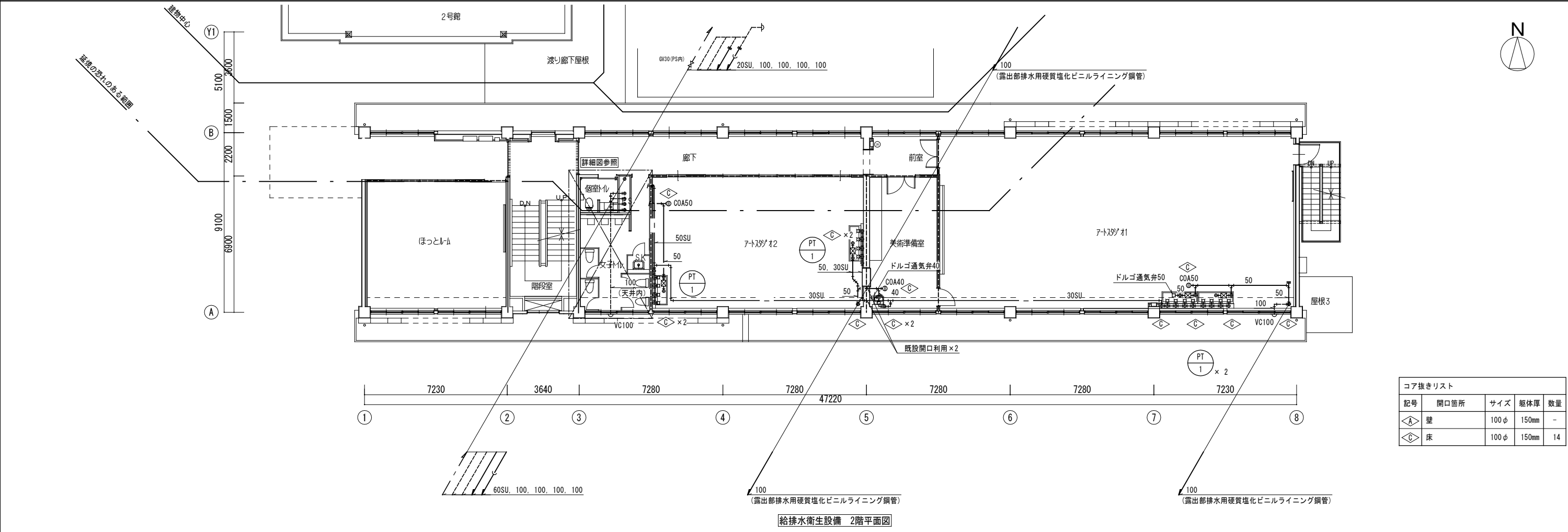
バルブリスト									
記号	機器名称	台数	配管付属品	備考	記号	機器名称	台数	配管付属品	備考
TW-1	受水槽	1	定水位弁 50A	2 既設再使用	PU-1	加圧給水ポンプユニット	1	BV 10K (管端防食コア) 65A	2 既設再使用
			GV 10K (管端防食コア) 50A	2 一次管 既設再使用				GV 10K (管端防食コア) 100A	1 既設再使用
			BV 5K (管端防食コア) 100A	2 既設再使用				防振継手 (球形ゴム製) 65A	2 改修
			GV 5K 50A	2 既設再使用				防振継手 (球形ゴム製) 100A	1 改修
			ストレーナー Y形 (10K) 50A	2 一次管 既設再使用				GV 10K (管端防食コア) 20A	1 エア抜き用 既設再使用
			電磁弁装置 20A (10K)	2 既設再使用					
			可とう継手 (ベローズ形) 50A	4 一次管 既設再使用					
			可とう継手 (ベローズ形) 100A	2 既設再使用					
			可とう継手 (ベローズ形) 20A	2 一次管 既設再使用					
			ボールタップ (単式) 20A	2 一次管 既設再使用					
			防虫網 (SUS製) 100A	2 オーパーフロー用 既設再使用					
			防虫網 (SUS製) 50A	2 既設再使用					
			GV 10K (管端防食コア) 20A	2 エア抜き用 既設再使用					

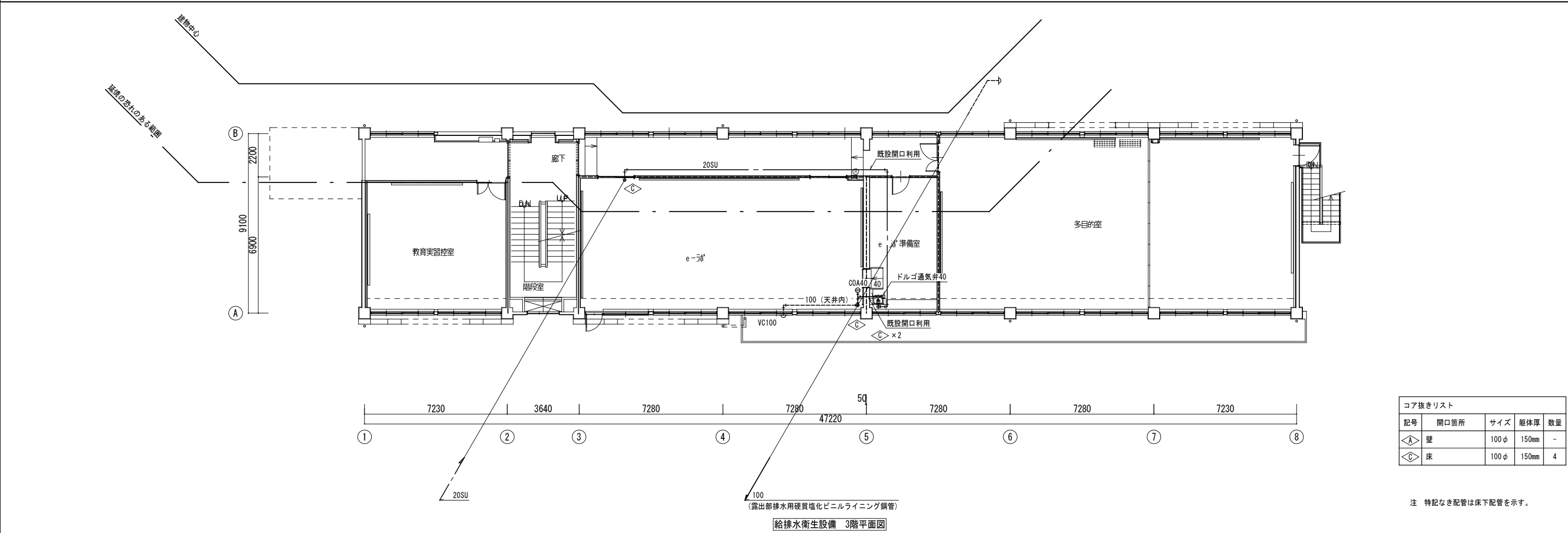
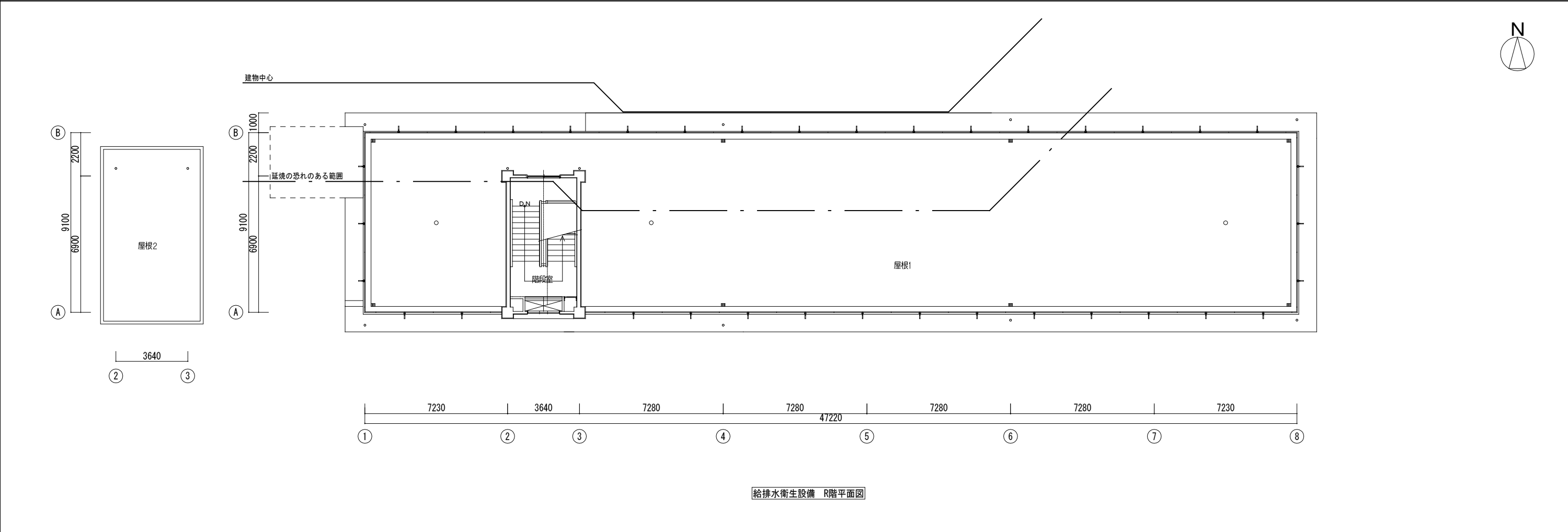
樹リスト												
樹番号	樹名称	樹仕様	記号	流入口径	樹径	置仕種	地盤高(T.P.) (m)	管底高(T.P.) (m)	樹深さ (mm)	土被り (mm)	配管勾配	備考
⑪	インバート樹	コンクリート樹	SC-1	150	350×350	N/A-350	2.75	2.30	450	300	1/100	別建建築工事
⑫	インバート樹	コンクリート樹	SC-1	150	350×350	N/A-350	2.75	2.19	560	410	1/100	別建建築工事
⑬	インバート樹	コンクリート樹	SC-2	150	600×600	N/A-600	2.75	2.10	650	500	1/100	別建建築工事
⑭	インバート樹	コンクリート樹	SC-3	150	600×600	N/A-600	2.75	1.95	800	650	1/100	別建建築工事
⑮	インバート樹	コンクリート樹	SC-3	150	600×600	N/A-600	2.75	1.83	920	770	1/100	別建建築工事
⑯	インバート樹	コンクリート樹	SC-3	150	600×600	N/A-600	2.75	1.79	960	810	1/100	別建建築工事、樹Aへ接続
⑰	インバート樹	コンクリート樹	SC-3	150	600×600	N/A-600	2.68	1.67	1,010	860	1/100	既設樹(再使用)
⑱	インバート樹	コンクリート樹	SC-1	150	350×350	N/A-350	3.15	2.70	450	300	1/100	別建建築工事
⑲	インバート樹	コンクリート樹	SC-2	150	600×600	N/A-600	3.15	2.54	610	460	1/100	別建建築工事
⑳	インバート樹	コンクリート樹	SC-3	150	600×600	N/A-600	3.15	2.37	780	630	1/100	別建建築工事
㉑	インバート樹	コンクリート樹	SC-3	150	600×600	N/A-600	3.15	2.34	810	660	1/100	別建建築工事、樹Bへ接続
㉒	インバート樹	プラスチック樹	90L	150	200	造り製断面	2.90	2.16	740	590	1/100	既設樹(再使用)



埋設断面要領図 NO SCALE

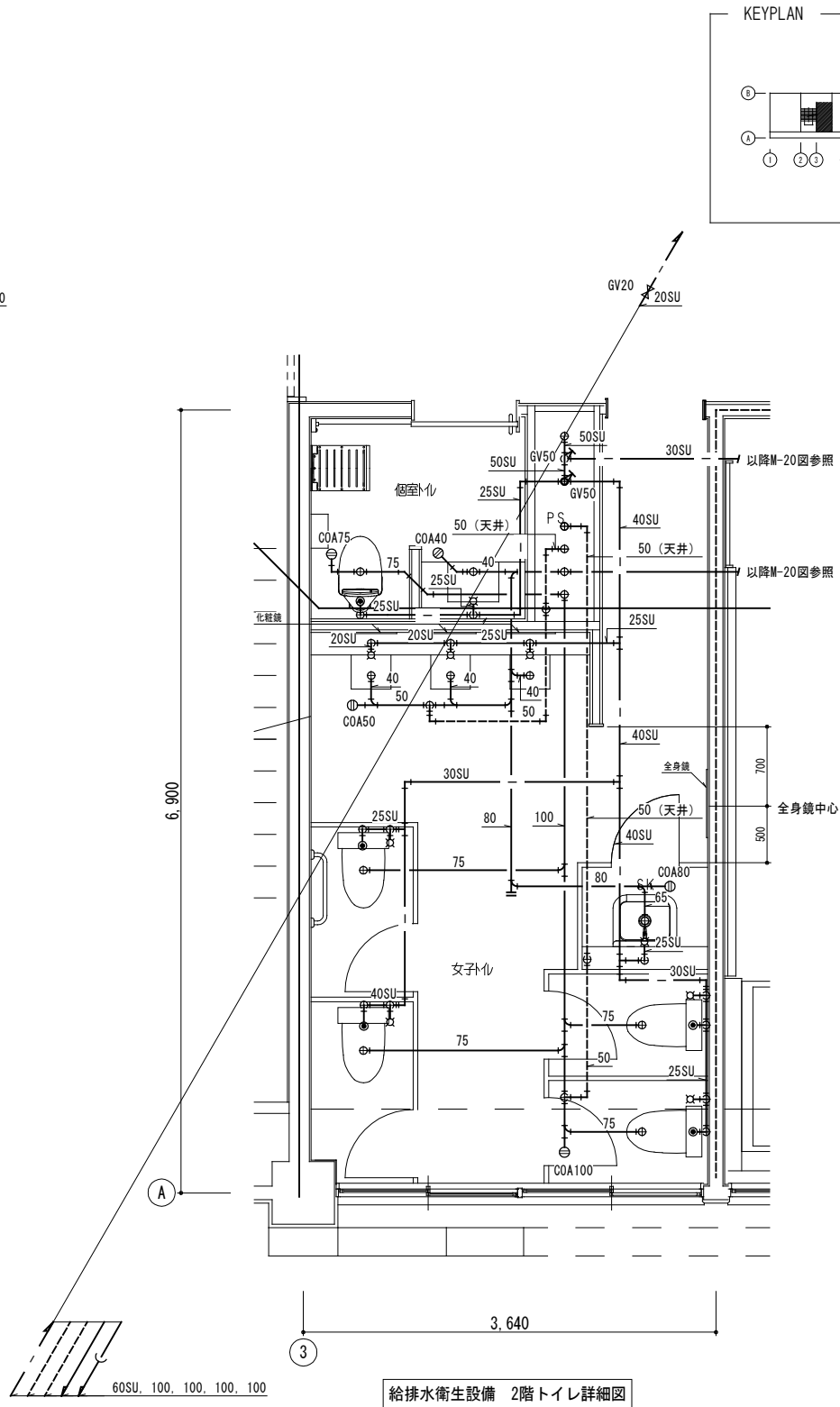
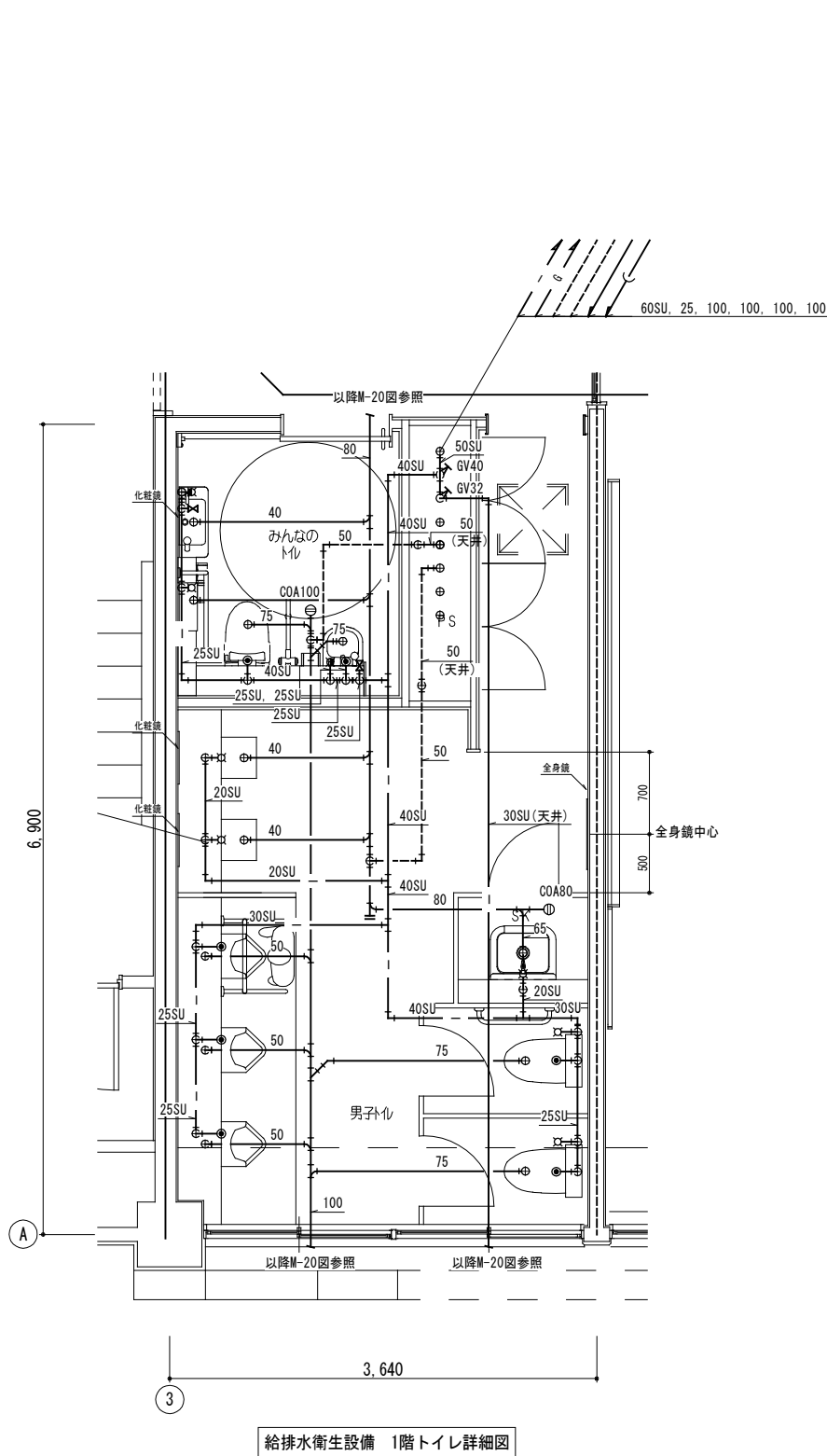
注 破線は既設又は別途工事を示し、
実線部は新設を示す。
注 特記なき配管は土中埋設配管を示す。





コア抜きリスト				
記号	開口箇所	サイズ	躯体厚	数量
◊A	壁	100φ	150mm	-
◊C	床	100φ	150mm	4

注 特記なき配管は床下配管を示す。



コア抜きリスト				
記号	開口箇所	サイズ	躯体厚	数量
◁A	壁	100φ	150mm	2
◇	床	100φ	150mm	65

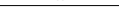
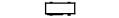
注 特記なき配管は床下配管を示す。

空調設備機器表 (撤去)

[illegible]

付属品はワイヤードリモコンとする。

凡例 (撤去)

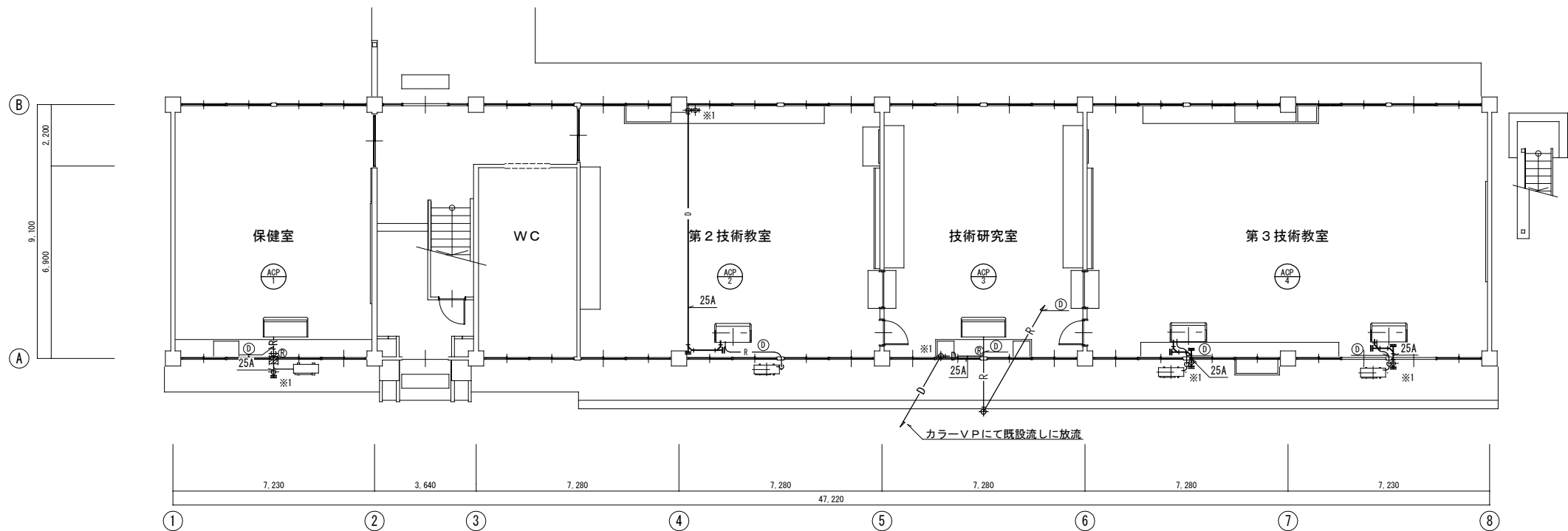
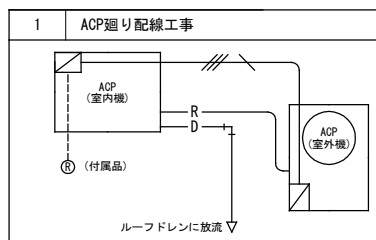
記 号	名 称	摘 要
	冷煤配管	冷煤配管用被覆断熱銅管
		JIS K 3300 の 1220 の銅管に JIS A 911 による PE-O-P2 の保温箔を被覆したものとす。
		屋外外装：SUS 製ラッキング 屋内外装：カラー鋼板
		特記なき冷煤配管は、ドレン管、リモコン線、制御線共巻とする。
	ドレン管	硬質塩化ビニル管 (VP) JIS K 6741
	リモコン線	EM-CES1 25Ω-2C 立下露出部分は MMA にて保護
	制御線	EM-CES2 0-4C
	空調機	天井型
	空調機	室外機
	リモコンスイッチ	

室外機置台表（撤去）

記号	置台仕様
①	コナグツ 07ク(120×120×600) + 転倒防止金具 + 防護ゴム
②	壁掛架台(溶融亜鉛メッキ仕上げ、防護ゴム付) + 転倒防止金具
③	平地用架台(溶融亜鉛メッキ仕上げ、防護ゴム付)
④	既設コンクリート基礎再利 用 + 転倒防止金具 + 防護ゴム

冷媒配管サイズ表 (撤去)

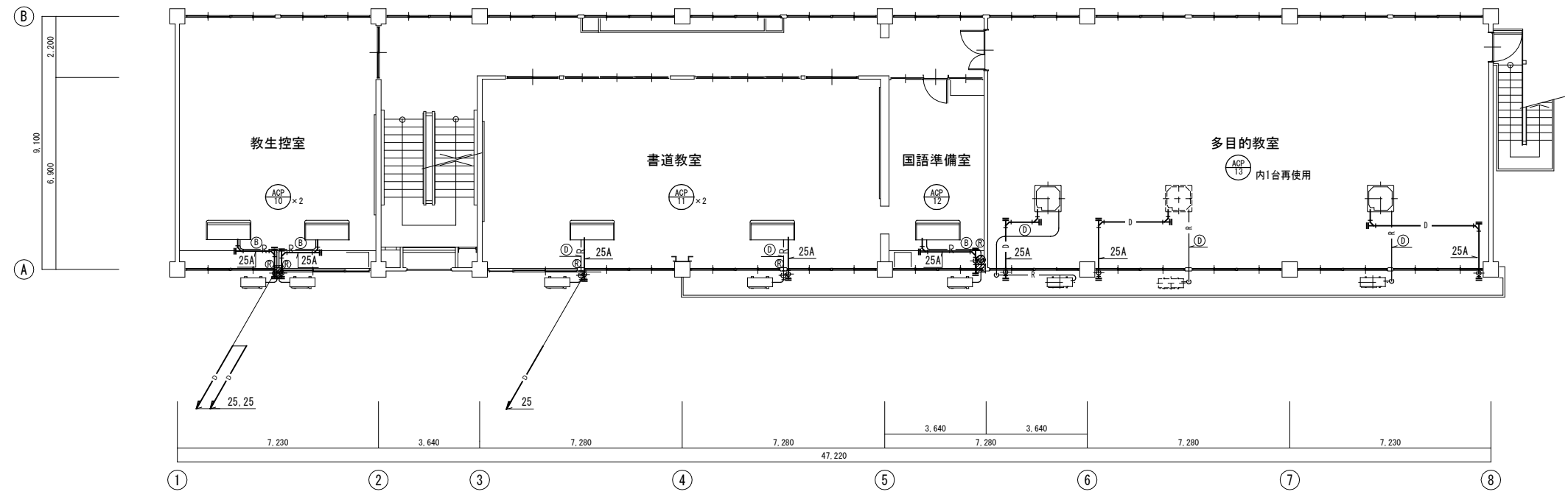
記号	冷媒ガス管	冷媒液管	ドレン管
(A)	6.4φ	9.5φ	20VP
(B)	6.4φ	12.7φ	20VP
(C)	6.4φ	15.9φ	20VP
(D)	9.5φ	15.9φ	20VP
(E)	9.5φ	19.1φ	20VP



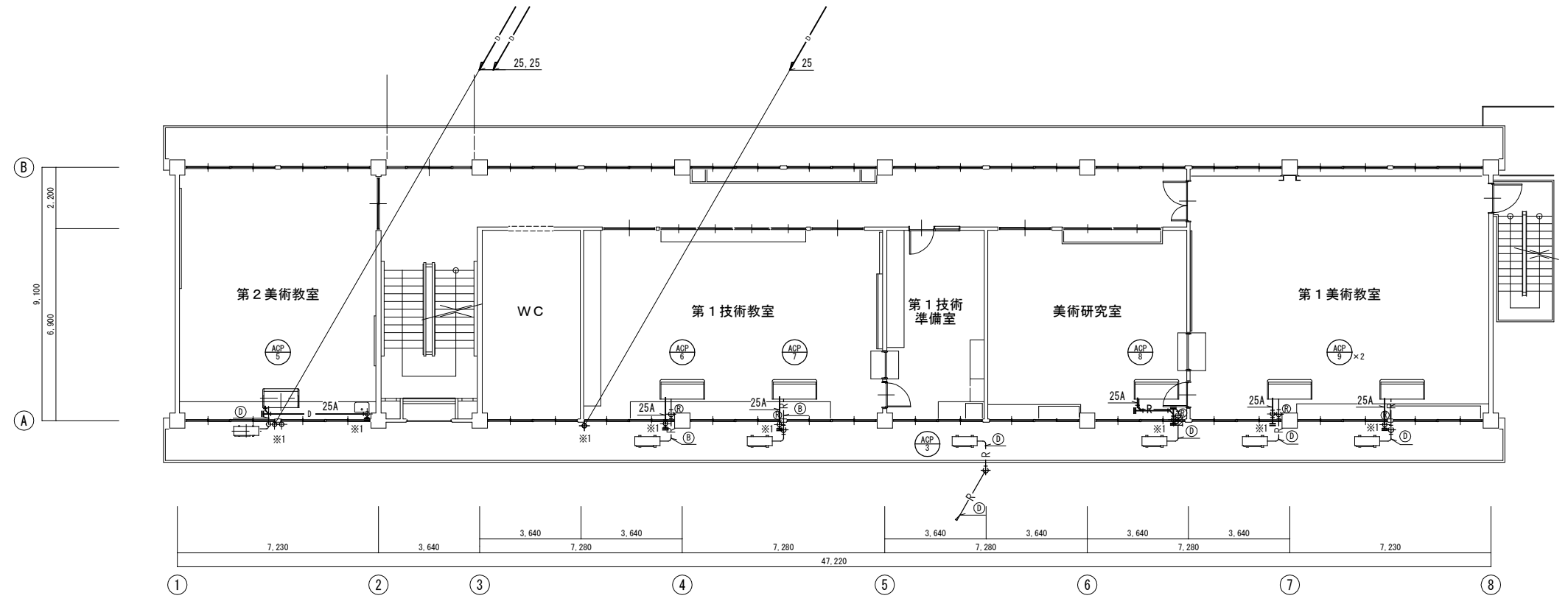
空気調和設備 1 階配管平面図 (撤去)

注 破線は既設再使用を示し、実線部は撤去を示す。

注 屋内機1台につき、10mのリモコン用配線（CEES2□-2C、MM2）を撤去すること。



空調和設備 3階配管平面図（撤去）



空調和設備 2階配管平面図（撤去）

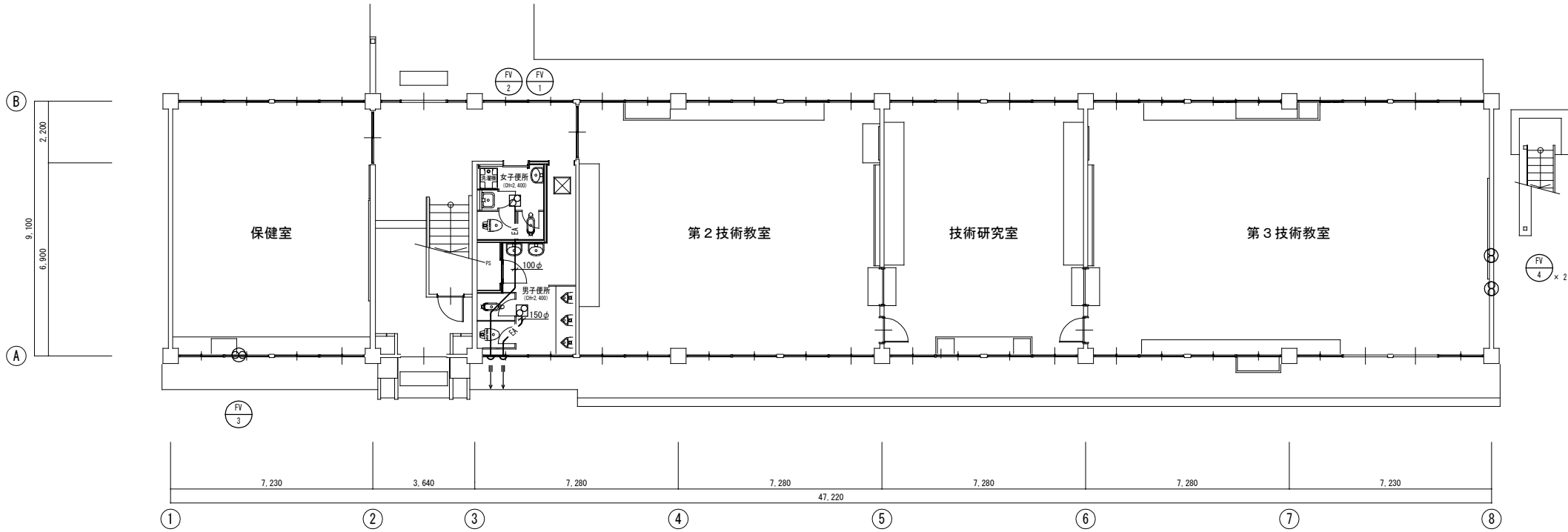
注 破線は既設再使用を示し、実線部は撤去を示す。
注 屋内機1台につき、10mのリモコン用配線（CEES2□-2C、NM2）を撤去すること。

凡 例

記 号	名 称	記 号	名 称	摘 要
OA	外気又は換気送気ダクト		全熱交換型換気扇	天井埋込型
EA	排気ダクト		換気扇	天井埋込型
VC	ベントキャップ		換気扇	窓枠取付型
VD	風量調整ダンパー		吹出口 (天井付き)	
			吸込口 (天井付き)	

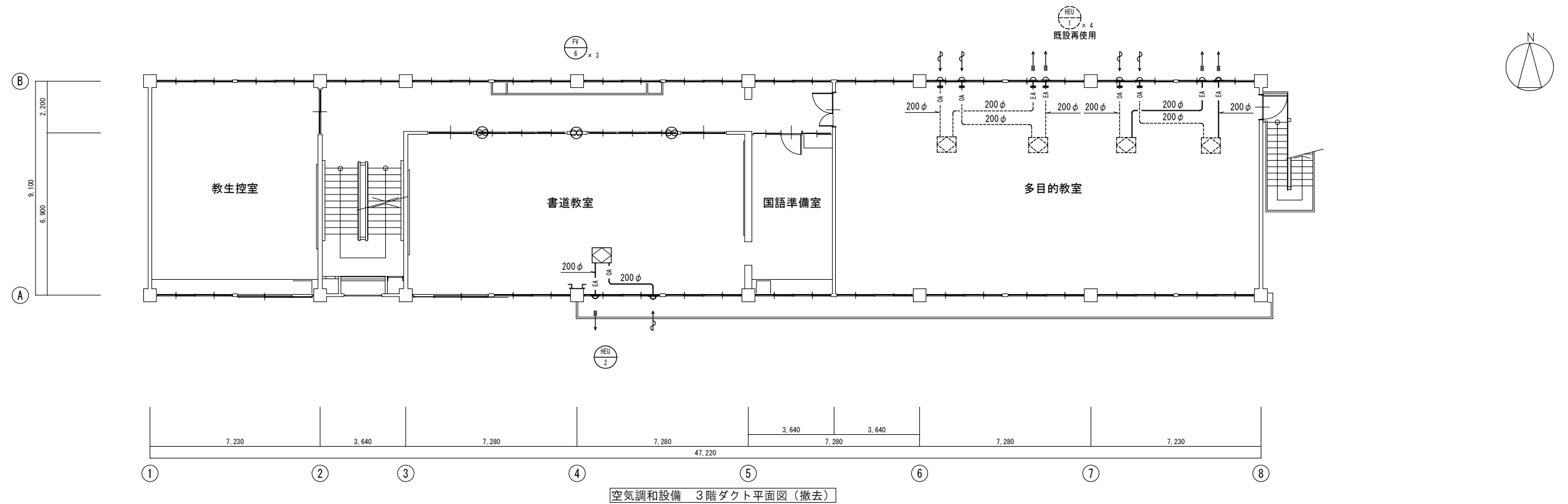
換気設備機器表 (撤去)

記号	機 器 名 称	機 器 仕 様					電 源	電 気 容 量 kW	台 数	備 考	
		形 式	風 量 (C M H)	機外静圧 (P a)	ダクト (φ)	設置場所					付属品
	【附属中学校1号館】										
HEU-1	全熱交換型換気扇	天井カセット型	500	95	200	3F多目的教室	SUS製深型フード、天吊金具 コントロールスイッチ	1-100	0.249	4	既設再使用（SUS製深型フードのみ撤去）
HEU-2	全熱交換型換気扇	天吊露出形	500	60	200	2F第1技術教室、3F書道室 2F第1美術教室	SUS製深型フード、天吊金具 コントロールスイッチ	1-100	0.227	3	
FV-1	換気扇（天井埋込型）	低騒音型	360	40	150	1F男子トイレ、2F女子トイレ	SUS製 深型フード、天吊金具	1-100	0.043	2	
FV-2	換気扇（天井埋込型）	低騒音型	160	30	100	2F男子トイレ、1F女子トイレ	SUS製 深型フード、天吊金具	1-100	0.016	2	
FV-3	有圧換気扇	低騒音型	1980	30	直径30cm	1F保健室	SUS製ウェザーカバー	1-100	0.066	1	
FV-4	有圧換気扇	低騒音型	5460	30	直径50cm	1F第3技術教室	SUS製ウェザーカバー	1-100	0.275	2	
FV-5	有圧換気扇	低騒音型	1980	30	直径30cm	2F第1美術教室	SUS製ウェザーカバー	1-100	0.066	2	
FV-6	有圧換気扇	低騒音型	4500	30	直径40cm	3F書道教室	SUS製ウェザーカバー	1-100	0.202	3	
電源は別途電気工事とする。											

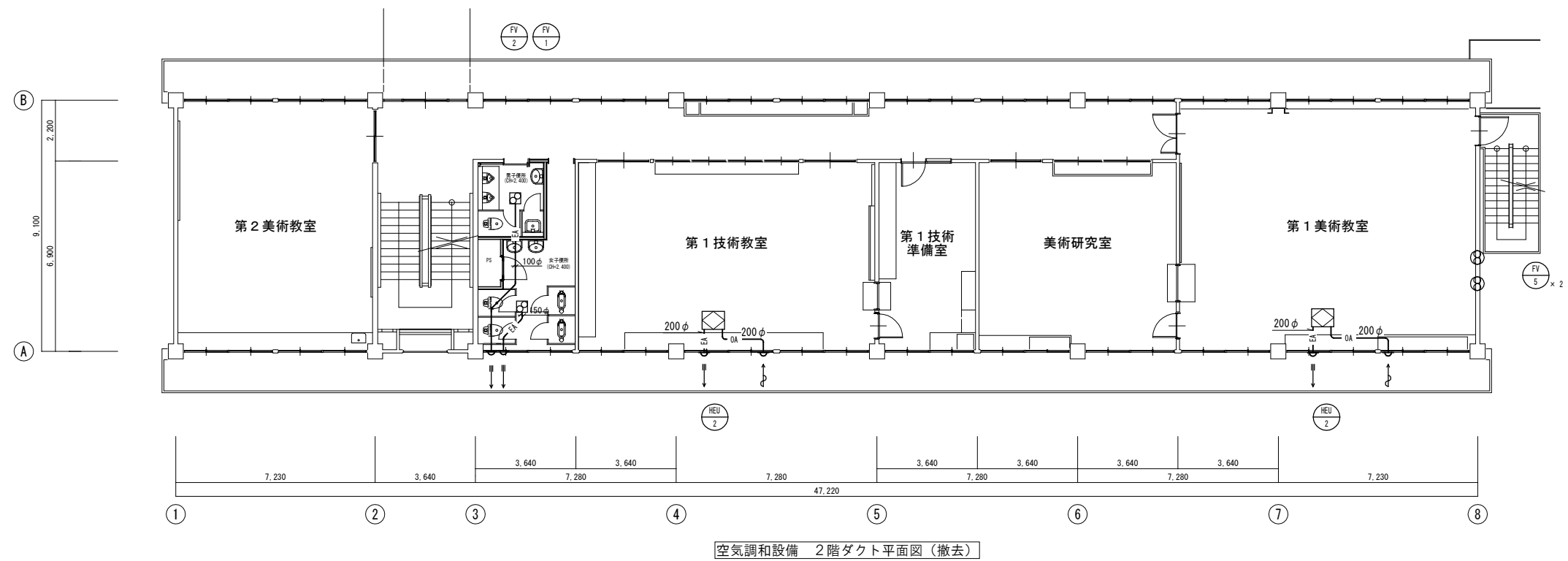


空調調和設備 1階ダクト平面図 (撤去)

注 破線は既設再使用を示し、実線部は撤去を示す。
注 撤去後の穴埋めは別途建築工事とする。

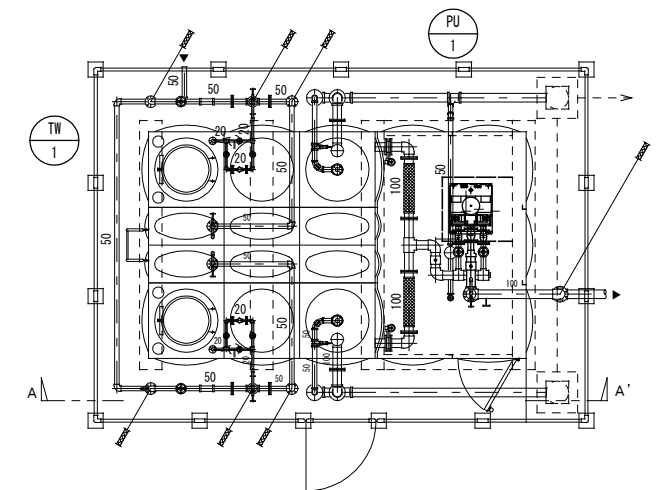


空調と設備 3階ダクト平面図（撤去）



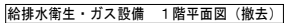
空調と設備 2階ダクト平面図（撤去）

注 破線は既設再使用を示し、実線部は撤去を示す。
注 撤去後の穴埋めは別途建築工事とする。

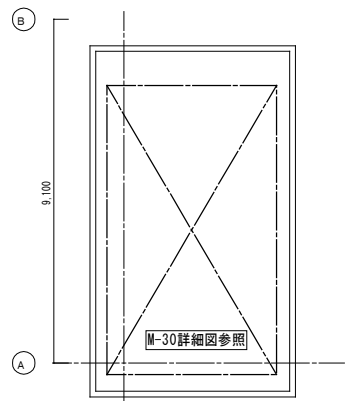


注 破線は既設を示し、実線部は撤去を示す。
注 特記なき配管は土中埋設配管を示す。

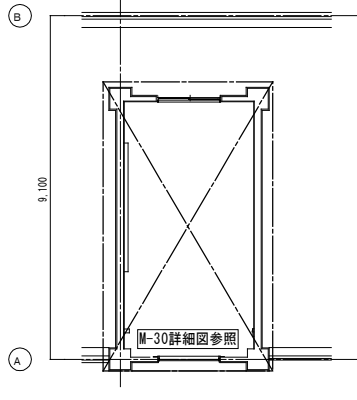
Figure 1 is a schematic diagram of a three-story building's water supply system. The diagram shows a vertical main supply line with three horizontal distribution lines for the 1st, 2nd, and 3rd floors. Each floor has multiple branch lines with valves and meters. The total height of the building is 9.60m. The diagram includes dimensions for pipe lengths and flow rates.



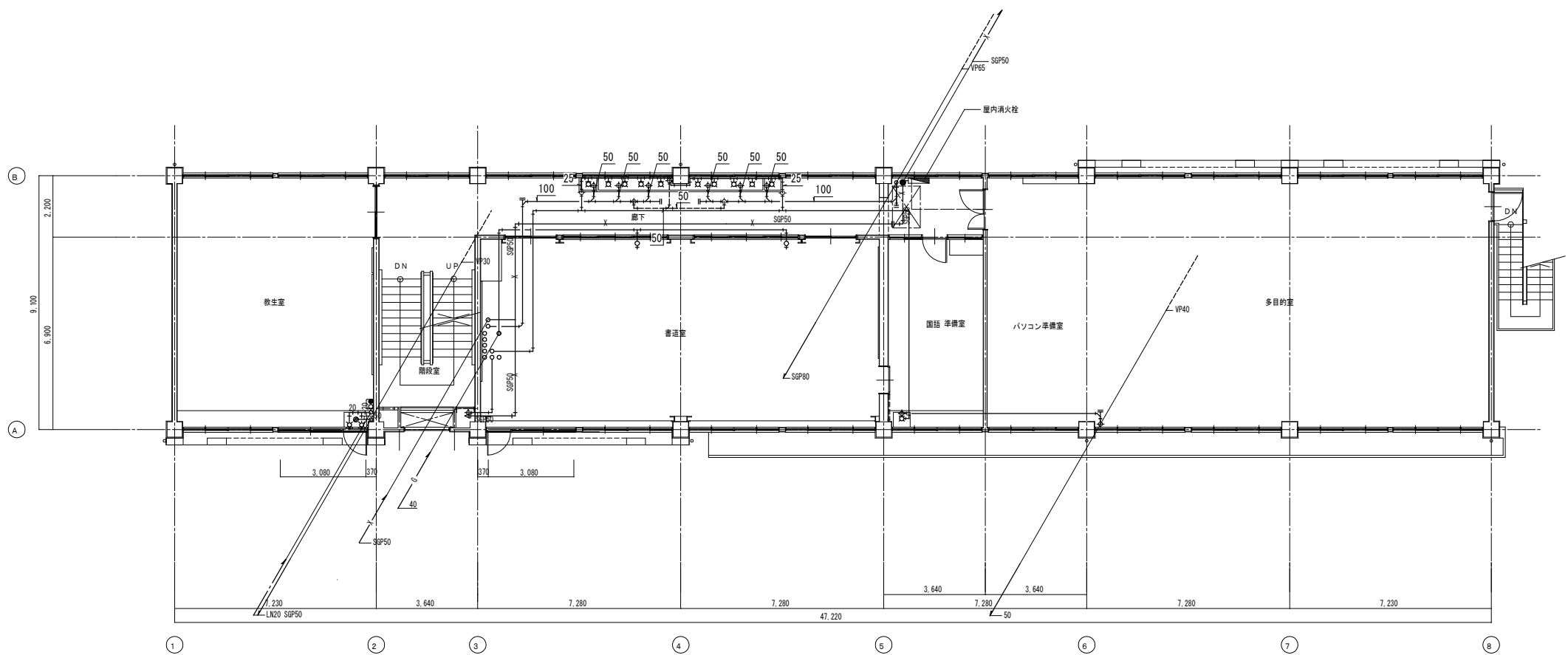
備考		 岡山大学施設企画部	 株式会社 協合設計計画 一級建築士事務所(都)第12961号 一級建築士第364242号 佐藤 勲	設計業務名	工事名称	縮尺 A1:1/100 A3:1/200	図面番号 M-28
				岡山大学(東山)附属中学校校舎改修設備設計業務	岡山大学(東山(一))附属中学校校舎改修Ⅰ機械設備工事	図面名称	



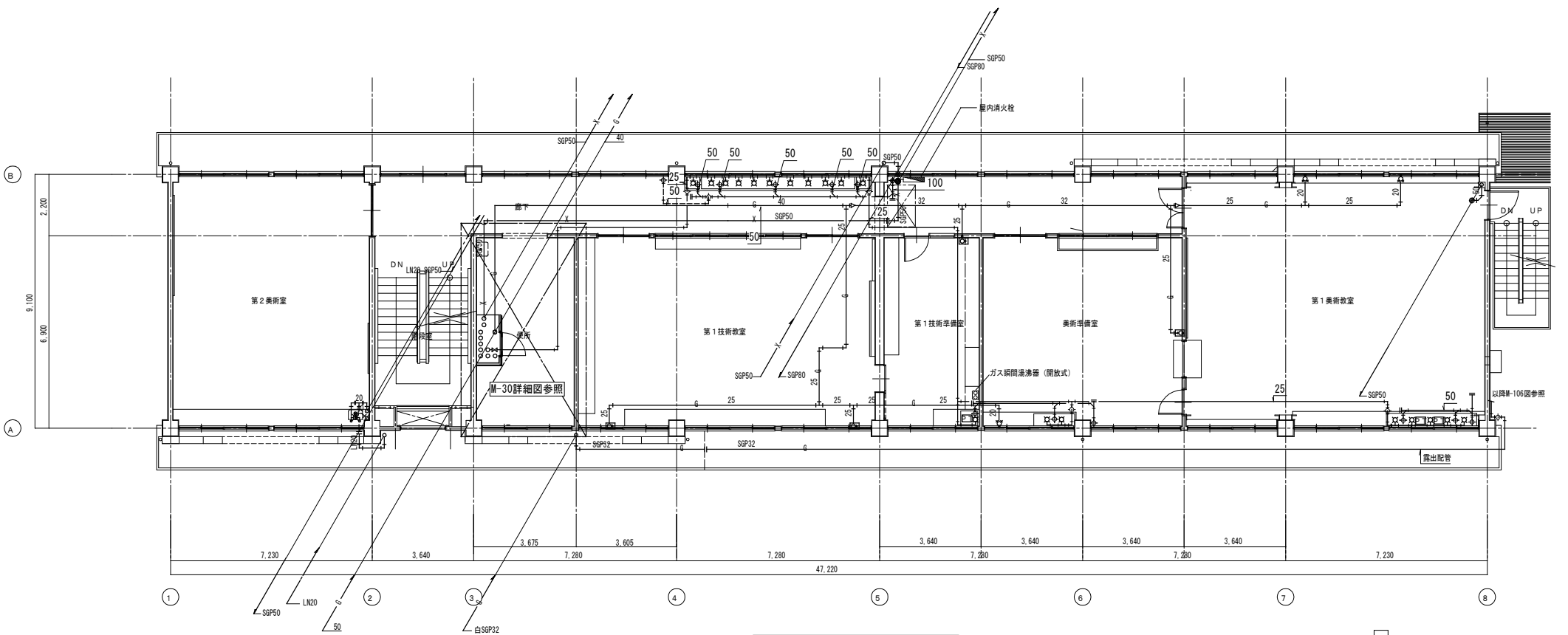
給排水衛生・ガス設備 塔屋階平面図（撤去）



給排水衛生・ガス設備 R階平面図（撤去）



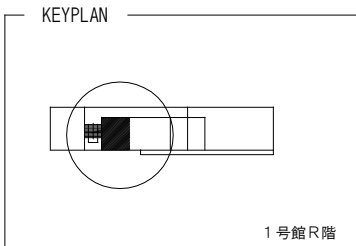
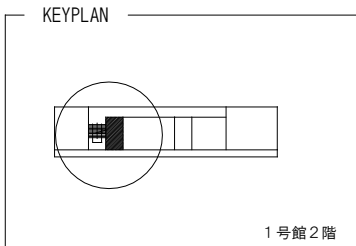
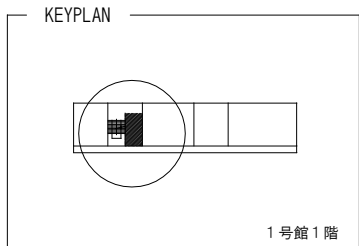
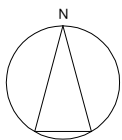
給排水衛生・ガス設備 3階平面図（撤去）



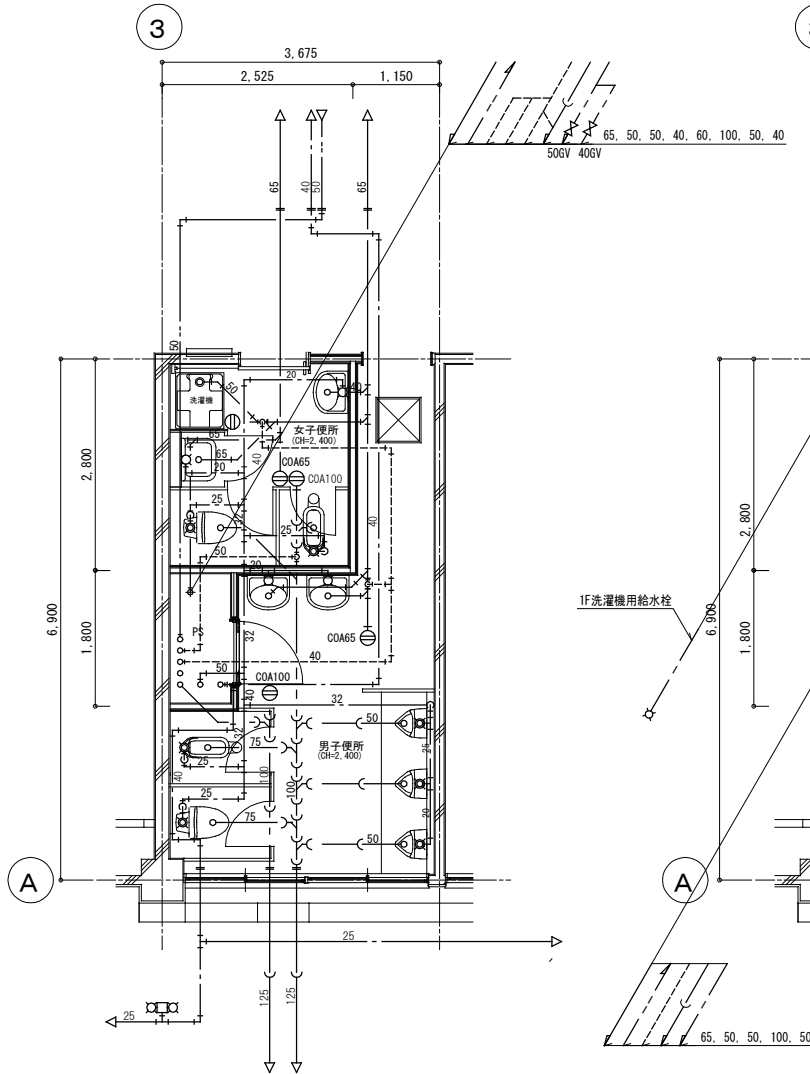
給排水衛生・ガス設備 2階平面図（撤去）

注 破線は既設を示し、実線部は撤去を示す。
注 撤去後の穴埋めは別途建築工事とする。
注 特記なき配管は床下配管を示す。

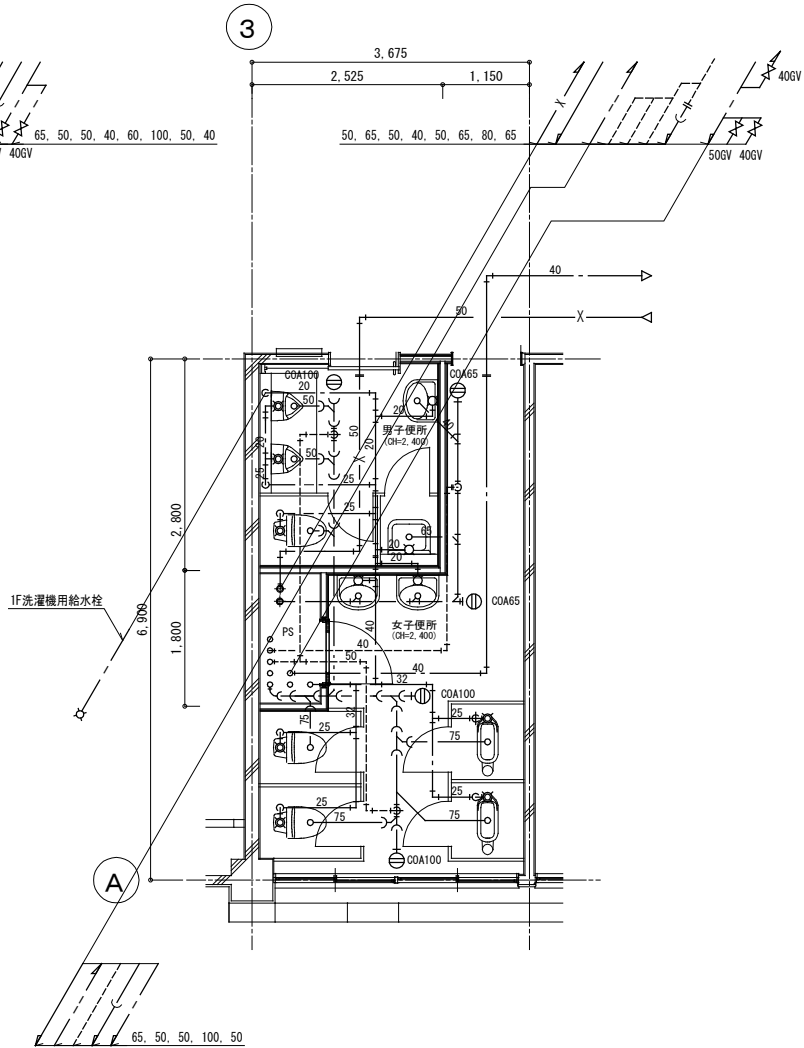
備考		 岡山大学施設企画部	 株式会社 総合設備計画 一級建築士事務所（都）第12961号 一級建築士第364242号 佐藤 勲	設計業務名	工事名称	縮尺 A1:1/100 A3:1/200	図面番号 M-29
				岡山大学（東山）附属中学校校舎改修設備設計業務	岡山大学（東山（一））附属中学校校舎改修 I 機械設備工事	作成年月	
					給排水衛生・ガス設備 2・3階平面図（撤去）	令和7年6月	



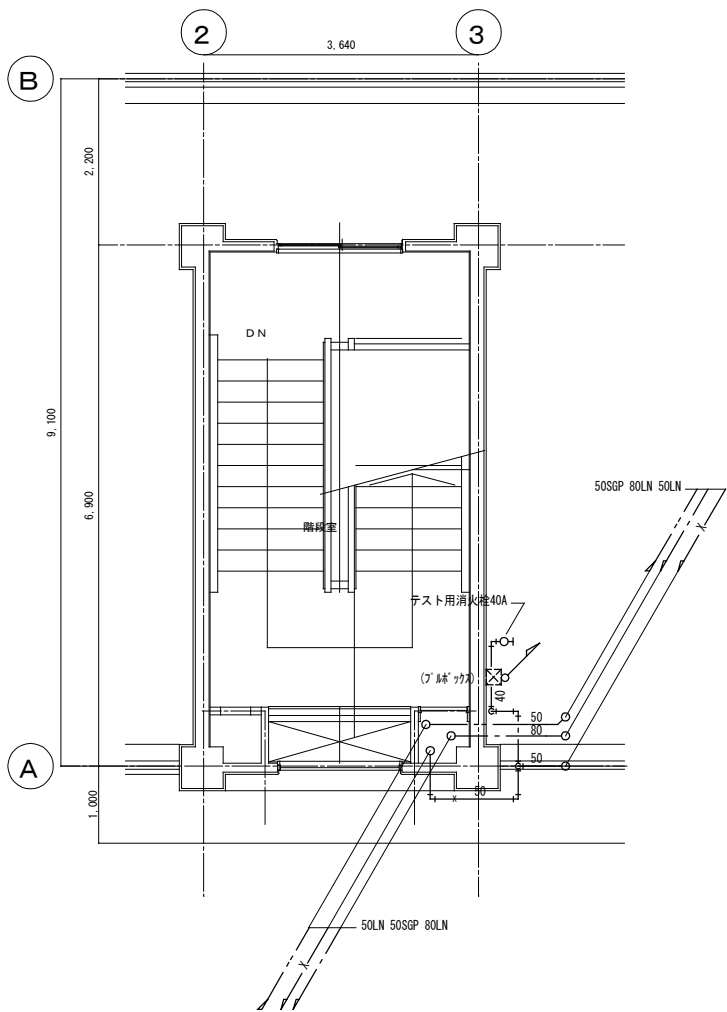
高架水槽	1基
FRP製複合板構造パネル組立式	
概略寸法	1.0×1.5×2.0H (3.0㎡)
有効容量	2.7㎡
設計水平震度	KH=1.5G
(構成部材) 1-内外梯子 1-マンホール蓋(施設付) 1-通気口	
1-電極取付座 1式-給水取出口(フランジ式)	
1-電極取付 5種 (フランジ式) 一式	
1-給水口ラッパ管(75A) 1-防波管(65A)	
鋼製架台 概略寸法 1626x1124x500H	1基
主材 (SS-400) [-150x75x6.5	
副材 (SS-400) [-75x40x5	
脚材 (SS-400) L-50x50x4	
プレース材 (SS-400) L-50x50x4	
G-電 6.0t Bass-電 12.0t	
溶融亜鉛めっき品 (2種55)	



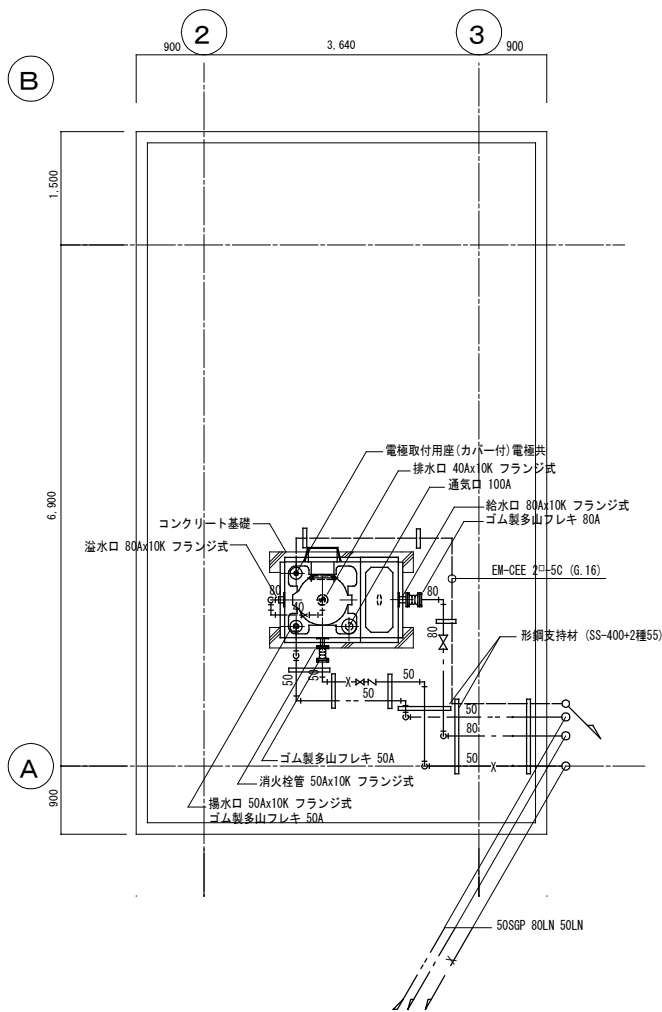
給排水衛生・ガス設備 1階便所詳細図 (撤去)



給排水衛生・ガス設備 2階便所詳細図 (撤去)



給排水衛生・ガス設備 R屋詳細図 (撤去)



給排水衛生・ガス設備 塔屋詳細図 (撤去)

工 事 請 負 契 約 書 (案)

工 事 名 岡山大学（東山（一））附属中学校校舎改修 I 機械設備工事
請負代金額 金 円也

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円）

上記消費税及び地方消費税の額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、請負代金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人岡山大学 と、受注者 との間において、上記の工事（以下「工事」という。）について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

- 第 1 条 受注者は、別冊の図面及び仕様書に基づいて、工事を完成するものとする。
- 第 2 条 工事は、岡山県岡山市中区東山二丁目 1 3 - 8 0（岡山大学東山（一）団地構内）において施工する。
- 第 3 条 着工時期は、令和 年 月 日とする。
- 第 4 条 完成期限は、令和 8 年 3 月 3 1 日とする。
- 第 5 条 契約保証金は、金 円以上を納付するものとする。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- 第 6 条 受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約を締結するものとする。
- 第 7 条 請負代金（前払金及び中間前払金を含む。）は、受注者からの適法な請求に基づき 3 回以内に支払うものとする。
- 第 8 条 請負代金については、金 円以内の額を前払金として前払するものとする。この支払いは、請求書及び前払金保証事業会社の保証証書を受領した日から 1 4 日以内に支払うものとする。
- 第 9 条 請負代金については、金 円以内の額を中間前払金として前払するものとする。この支払いは、請求書及び前払金保証事業会社の保証証書を受領した日から 1 4 日以内に支払うものとする。
- 第 1 0 条 請負代金（前払金及び中間前払金を含む。）の請求書は、岡山大学施設企画部施設企画課総務・契約担当に送付するものとする。
- 第 1 1 条 完成通知書は、岡山大学施設企画部施設企画課総務・契約担当に送付するものとする。
- 第 1 2 条 別記の工事請負契約基準第 3 7 を次のとおり読み替えるものとする。
第 3 7 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成 2 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までに払出しが行われるものについては、前払金の 1 0 0 分の 2 5 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。
- 第 1 3 条 別記の工事請負契約基準第 3 5 第 8 項、第 5 3 第 3 項及び第 5 5 第 2 項中の遅延利息率は、「年 2. 5 %」である。
- 第 1 4 条 この契約についての一般的約定事項は、発注者が定めた別記の工事請負契約基準によるものとする。
- 第 1 5 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者

とが協議して定めるものとする。

第16条 この契約に関する訴えについては、岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、発注者・受注者は、次に記名し印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 7年 月 日

発 注 者

岡山市北区津島中一丁目1番1号
国立大学法人岡山大学

学 長 那 須 保 友

受 注 者

競争加入者心得について

平成 16 年 4 月 1 日
施設企画部長 裁定
改正 平成 22 年 8 月 6 日
改正 平成 23 年 10 月 1 日
改正 平成 30 年 4 月 1 日
改正 平成 31 年 4 月 1 日
改正 令和 4 年 4 月 1 日
改正 令和 5 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1 国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）で発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争を行う場合における入札その他の取扱いについては、国立大学法人岡山大学会計規則（以下「規則」という。）、国立大学法人岡山大学契約事務取扱規程（以下「規程」という。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令、その他の法令及び国立大学法人岡山大学工事請負等契約要項の定めによるほか、この心得の定めるところによるものとする。

(競争加入者の資格)

第2 一般競争又は指名競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）は、第2項及び第3項該当しない者であって、学長が競争に付するつど別に定める資格を有するものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第2項中、特別の理由がある場合に該当する。

2 学長は、売買、貸借、請負その他の契約につき一般競争に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

3 学長は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に關して不正の行為をした者

二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

四 落札したが契約を締結しなかった者

五 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

六 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

七 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(入札保証金)

第3 競争加入者は、入札公告において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札書の提出期限までに、その者の見積る入札金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の

全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではない。

(入札保証金に代わる担保)

第4 第3に規定する入札保証金に代わる担保とは、落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払を保証する銀行等の保証であるものとする。

(入札保証金等の納付)

第5 競争加入者は、入札保証金を本学が指定する金融機関に振り込まなければならない。また、振り込みを行った証として、国立大学法人岡山大学における入札保証金等取扱要項（以下「要項」という。）別紙第1号様式の入札保証金納入書（以下「入札保証金納入書」という。）に振込を証明する書類を添えて、学長に提出しなければならない。

第6 削除

第7 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が第4に規定する銀行等の保証であるときは、当該保証を証する書面を要項別紙第3号様式の入札保証金に代わる保証証書・証券提出書に添付して、学長に提出しなければならない。

第8 削除

第9 競争加入者は、第3ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が、保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を結んだことによるものであるときには、当該契約に係る保険証券を学長に提出しなければならない。

第10 競争加入者は、第3ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が、銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）（以下「金融機関等」という。）による契約保証の予約を受けたことによるものであるときには、当該契約保証予約証書を学長に提出しなければならない。

(入札保証金等の還付)

第11 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、競争入札が完結し契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者に対しては即時これを還付し、契約の相手方となるべき者に対しては契約書を取りかわした後（契約書を作成しないときは、契約事項の履行を開始した後）にこれを還付するものとする。

(入札保証金の法人帰属)

第12 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、契約の相手方となるべき者が当該契約を結ばないときは、本学に帰属するものとする。

(入札)

第13 競争加入者は、契約書案、図面、仕様書、現場説明書等を熟覧し、また暴力団排除に関する制約事項（別添）に同意の上、入札しなければならない。この場合において、契約書案、図面、仕様書、現場説明書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

第14 競争加入者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 競争加入者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の競争加入者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 競争加入者は、落札者の決定前に、他の競争加入者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

4 第2項及び前項の入札金額には、入札保証金の金額等（銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。）又は契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額を含むものとする。

（入札辞退）

第15 競争加入者のうち、入札を辞退しようとする者は、次の各号に掲げるところにより、入札を辞退することができる。

一 入札執行前にあっては、別紙第2号様式の入札辞退届を学長に直接持参又は郵送（入札執行日の前日までに到達するものに限る。）により提出するものとする。なお、電子入札システムにより入札を辞退しようとする者は、入札辞退届を入力画面上において作成のうえ、提出することができる。

二 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、学長に直接提出するものとする。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（代理人）

第16 競争加入者又はその代理人は、当該入札に参加する他の競争加入者の代理人となることはできない。

第17 競争加入者は、第2第2項及び第3項の規定に該当する者を競争加入者の代理人とすることはできない。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第2項中、特別の理由がある場合に該当する。

（入札場の自由入退場の禁止）

第18 入札場には、競争加入者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び第32の立会い職員以外の者は入場することができない。

第19 競争加入者又はその代理人は、入札開始時刻以後においては、入札場に入場することができない。

第20 競争加入者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員に一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（一般競争入札の場合に限るものとし、写真機、複写機等を使用した機械的な方法によるほぼ原寸大の鮮明な複写物によることができる。）及び身分証明書並びに代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

第21 競争加入者又はその代理人は、学長が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

第22 入札場において、公正な執行を妨げようとした者は、入札場から退去させるものとする。

第23 入札場において、公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者は、入札場から退去させるものとする。

（入札書の提出）

第24 競争加入者は、別紙第3号様式による入札書を作成し、当該入札書を封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に競争加入者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）及び工事名称を表記し、入札公告に示した日時までに、その入札執行場所に提出しなければならない。

なお、電子入札システムにより入札しようとする競争加入者は、入札書を入力画面上において作成し、入札公告に示した日時までに電子入札システムにより提出するものとする。

2 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。競争加入者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足る事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があるものとする。

第25 入札書は、書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を記載し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、学長あての親展で提出しなければならない。

第26 前項の入札書は、入札公告に示した日時までに到達しないものは無効とする。

第27 代理人が入札する場合は、入札書に競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印しておかなければならない。

2 代理人が電子入札システムにより入札する場合は、代理人による電子署名がされ、有効な証明書を付さなければならない。

（入札書の記載事項の訂正）

第28 競争加入者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。

（入札書の引換え等の禁止）

第29 競争加入者は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

（競争入札の取りやめ等）

第30 学長は、競争加入者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、当該競争加入者を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。

（無効の入札）

第31 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効のものとして処理する。

- 一 一般競争の場合において、入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- 二 指名競争の場合において、指名をしていない者の提出した入札書
- 三 請負に付される工事の表示、入札金額の記載又は記録のない入札書
- 四 競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の記載及び押印のない又は判然としない入札書（電子入札システムによる場合は、電子証明書を取得していない者の提出した入札書）
- 五 代理人が入札する場合における競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の記載及び押印のない又は判然としない入札書（記載のない又は判然としない事項が競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理人委任状その他で確認されたものを除く。）（電子入札システムによる場合は、電子証明書を取得していない者の提出した入札書）
- 六 請負に付される工事の表示に重大な誤りのある入札書
- 七 入札金額の記載又は記録が不明確な入札書
- 八 入札金額を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書
- 九 所定の入札保証金、入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者の提出した入札書
- 十 入札公告、公示又は指名通知において示した入札書の受領最終日時までに到達しなかった入札書
- 十一 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- 十二 その他入札に関する条件に違反した入札書

（開札）

第32 開札は、競争加入者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

（落札者の決定）

第33 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし、総合評価落札方式の場合については、この限りではない。

第34 予定価格が2,000万円以上のものについては、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。この場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる申込みをした者は、学長の行う調査に協力しなければならない。

第35 予定価格が2,000万円以上のものについて、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。

第36 第34及び第35の規定により契約の相手方を決定したときは、他の入札者に入札結果を通知する。

（再度入札）

第37 開札をした場合において、競争加入者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。ただし、郵送による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、学長が指定する日時において再度の入札を行う。

（同価格・同評価値の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第38 落札となるべき同価格の入札をした者（総合評価落札方式の場合は、評価値が最も高い者）が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

（契約書の作成）

第39 契約書を作成する場合においては、落札者は、学長から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の日から7日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、学長が合理的と認める期間）に契約書の取りかわしを行うものとする。

第40 落札者が第39に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札の決定を取り消すものとする。

（契約保証金）

第41 契約の相手方は、入札公告において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、指定の期日までに契約金額の100分の10以上（政府調達協定対象工事又は「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日付け大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた契約の相手方は、100分の30以上）の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではない。

（契約保証金等の納付）

第42 契約の相手方は、契約保証金を本学が指定する金融機関に振り込まなければならない。また、振り込みを行った証として、要項別紙第2号様式の契約保証金納入書（以下「契約保証金納入書」という。）に振込を証明する書類を添えて、納付しなければならない。

第43 第41条に規定する契約保証金に代わる担保とは、債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証であるものとする。

第44 削除

第45 契約の相手方は、契約保証金として提供する担保が金融機関等の保証であるときは、当該保証を証する書面を要項別紙第4号様式の契約保証金に代わる保証証書・証券提出書（以下「契約保証金に代わる保証証書・証券提出書」という。）に添付して、学長に提出しなければならない。

第46 契約の相手方は、契約保証金として提供する担保が第45に規定するもの以外のもの
であるときは、当該担保を契約保証金に代わる保証証書・証券提出書に 添付して、学長に提
出しなければならない。

第47 契約の相手方は、第41ただし書の場合において、契約保証金の納付を免除された理
由が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を結んだことによるもので
あるときは、当該契約に係る保険証券を学長に提出しなければならない。

第48 契約の相手方は、第41ただし書の場合において、契約保証金の納付を免除された理
由が、公共工事履行保証証券による保証を付することによるものであるときは、当該保証を
証する証券を学長に提出しなければならない。

第49 削除

(契約保証金の法人帰属)

第50 落札者が納付した契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、これを納付又は提供し
た者が契約上の義務を履行しないときは、本学に帰属するものとする。

(契約保証金の還付)

第51 契約保証金又は契約保証金の担保は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保
証金又は契約保証金に代わる担保を返還する事由が生じたときは、これを還付する。

(異議の申立)

第52 入札をした者は、入札後、この心得、図面、仕様書、現場説明書等についての不知又
は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

別紙第2号様式

入札辞退届

〔請負に付される工事名〕

このたび、都合により入札を辞退いたします。

年 月 日

国立大学法人岡山大学長 殿

競争加入者

〔住所〕

〔氏名、押印〕

別紙第 3 号様式

入 札 書

〔 請負に付される工事名 〕

入札金額 金 円也

工事請負契約基準を熟知し、図面及び仕様書に従って上記の工事を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

年 月 日

国立大学法人岡山大学長 殿

競争加入者

〔 住 所 〕

〔 氏名、押印 〕

備考

- (1) 競争加入者が法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 代理人が入札するときは、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載し、かつ押印すること。

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約いたします。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者又は団体である場合はその代表者、その理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

別記第1号

工事請負契約基準

この基準は、工事に関する請負契約の一般的約定事項を定めるものである。

(総則)

- 第1 発注者及び受注者は、契約書及びこの契約基準に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（契約書及びこの契約基準並びに設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期限内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成させるために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、契約書及びこの契約基準並びに設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 契約書及びこの契約基準に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 契約書及びこの契約基準に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 契約書及びこの契約基準並びに設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所において行うものとする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- (関連工事の調整)
- 第2 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。
- (工事費内訳明細書及び工程表)
- 第3 受注者は、この契約締結後15日以内に設計図書に基づいて、工事費内訳明細書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が、受注者に当該内訳書及び工程表の提出を必要としない旨の通知をした場合は、この限りでない。
- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。
- (契約の保証)
- 第4 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその

保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- 一 契約保証金の納入
- 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第7項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第54第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 受注者は、第1項の規定にかかわらず、発注者が特に必要があると認めるときは、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（引き渡した目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）を付さなければならない。
- 5 前項の規定により受注者が付す保証は、第54第3項各号に規定する契約の解除による場合についても保証するものでなければならない。
- 6 前4項の場合において、保証金額は、請負代金額の10分の3以上としなければならない。
- 7 請負代金額の変更があった場合には、第1項の場合においては、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、第4項の場合においては、保証の額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 8 受注者が、第1項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号若しくは第5号又は第4項に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納入を免除する。
- (権利義務の譲渡等)
- 第5 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工事製品を含む。以下同じ。）のうち第13第2項の規定による検査に合格したもの及び第38第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。
- (一括委任又は一括下請負の禁止)
- 第6 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (下請負人の通知)
- 第7 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第7の2 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人としてはならない。

- 一 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
- 二 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
- 三 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

- 一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人
 - 次のいずれにも該当する場合。
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別な事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類(以下「確認書類」という。)を受注者が発注者に提出した場合
 - 二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人
 - 次のいずれかに該当する場合。
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別な事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日(発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間)以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合
- 3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別な事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき
 - 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額
 - 二 社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別な事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき
 - 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額
 - (特許権等の使用)

第8 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第9 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約基準に定めるもの及びこの契約基準に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員に契約書及びこの契約基準に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 契約書及びこの契約基準に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督職員を置かないときは、契約書及びこの契約基準に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- 一 現場代理人
- 二 専任の主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)又は専任の監理技術者(建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。)
- 三 監理技術者補佐(建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。)
- 四 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12第1項の請求の受理、第12第3項の決定及び通知、第12第4項の請求、第12第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5 現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に、報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12 発注者は、現場代理人がその職務(監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督職員は、監理技術者等、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任す

- る者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。
- (工事材料の品質及び検査等)
- 第13 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質又は均衡を得た品質を有するものとする。
- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査(確認を含む、以下第13において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。
- (監督職員の立会い及び工事記録の整備等)
- 第14 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項及び前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- (支給材料及び貸与品)
- 第15 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者

- の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないとき、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと(第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。)などがあり使用に適当でないとき、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。
- (工事用地の確保)
- 第16 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下第16において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。
- (設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)
- 第17 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適

合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督職員は、受注者が第13第2項又は第14第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
(条件変更等)

第18 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 設計図書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること
- 三 設計図書の表示が明確でないこと
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う
- 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う
- 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若し

くは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第21 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第22 受注者は、天候の不良、第2の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第23 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第24 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、第23の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第25 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 契約書及びこの契約基準の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請

負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1、00分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、第26の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前の第26に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

第27 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がその費用を負担する。

（一般的損害）

第28 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（第29第1項若しくは第2項又は第30第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第58第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第29 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第58第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下第29において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管

理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第30 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）であつて、発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第58第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下第30において同じ。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13第2項、第14第1項若しくは第2項又は第38第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における出来形部分に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第31 発注者は、第8、第15、第17から第20まで、第22、第23、第26から第28まで、第30又は第34の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき

事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第3-2 受注者は、工事が完成したときは、その旨を完成通知書により発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破棄して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第3-3 受注者は、第3-2第2項(第3-2第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、工事請負代金請求書により請負代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から60日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により第3-2第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第3-4 発注者は、第3-2第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第3-5 国立大学法人岡山大学建設工事等に係る前払金等支払い要項により、受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を工事請負代金前払金請求書により発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。以下同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下第3-7まで、第4-1及び第5-3において同じ。)の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。

6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第3-8又は第3-9の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前に更に請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)の額を差し引いた額を返還しなければならない。

8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(以下「遅延利息率」という。)を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

第3-6 受注者は、第3-5第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第3-7 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

第3-8 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品(第1-3第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会の上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 $\leq$ 第1項の請負代金相当額 $\times$ （9/10－前払金額/請負代金額）

7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

（部分引渡し）

第39 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、「完成通知書」とあるのは「指定部分完成通知書」と、第32第5項及び第33中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第33第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第33第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額 $\times$ （1－前払金額/請負代金額）

（国庫債務負担行為に係る契約の特則）

第40 国庫債務負担行為に係る契約においては、発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）及び支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額を変更することができる。

（国庫債務負担行為に係る契約の前金払の特則）

第41 国庫債務負担行為に係る契約の前金払については、第35中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、第35及び第36中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第38第1項の請負代金相当額（以下第41及び第42において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定より準用される第35第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第35第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払を請求することができる。

4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第35第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36第3項の規定を準用する。

（国庫債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

第42 国庫債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第38第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

一 中間前払金を選択しない場合

部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times$ 9/10－（前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額）－〔請負代金相当額－（前会計年度までの出来高予定額＋出来高超過額）〕 $\times$ 当該会計年度前払金額/当該会計年度の出来高予定額

二 中間前払金を選択した場合

部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times$ 9/10－前会計年度までの支払金額－（請負代金相当額－前会計年度までの出来高予定額） $\times$ （当該会計年度前払金額＋当該会計年度の中間前払金額）/当該会計年度の出来高予定額

3 第1項本文の規定にかかわらず、中間前払金を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。

（契約不適合責任）

第43 発注者は、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第４４ 発注者は、工事が完成するまでの間は、第４５又は第４６の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２ 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第４５ 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 第５第４項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

二 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

三 工期内又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。

四 第１０第１項第２号又は第３号に掲げる者を設置しなかったとき。

五 正当な理由なく、第４３第１項の履行の追完がなされないとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第４６ 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第５第１項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

二 第５第４項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。

三 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

四 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

五 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

六 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

七 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が第４５の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

九 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下第４６において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下第４６において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

十 第５０又は第５１の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

十一 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える

目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第４７ 第４５各号又は第４６各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第４５及び第４６の規定による契約の解除をすることができない。

（契約保証金）

第４８ 受注者は、契約保証金を納入した契約において、請負代金額の増額の変更をした場合は、増加後における総請負代金額に対する所要の契約保証金額と既納の契約保証金額との差額に相当するものを追加契約保証金として、発注者の指示に従い、直ちに納入しなければならない。

２ 受注者が契約事項を履行しなかった場合において、契約保証金を納入しているときは、当該契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第４９ 第４第１項又は第４項の規定による保証が付された場合において、受注者が第４５各号又は第４６各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう、請求することができる。

２ 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

一 請負代金債権（前払金又は部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として、受注者に既に支払われたものを除く。）

二 工事完成債務

三 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

四 解除権

五 その他この契約に係る一切の権利及び義務（第２９の規定により受注者が施工した工事に關して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

３ 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

４ 第１項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときは、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（受注者の催告による解除権）

第５０ 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽

微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第5 1 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第1 9 の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3 分の2 以上減少したとき。
- 二 第2 0 の規定による工事の施工の中止期間が工期の1 0 分の5 (工期の1 0 分の5 が6 月を超えるとときは、6 月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第5 2 第5 0 又は第5 1 各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、第5 0 及び第5 1 の規定による契約の解除をすることができない。(解除に伴う措置)

第5 3 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1 項の場合において、第3 5 (第4 1 において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第3 8 及び第4 2 の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額におお余剰があるときは、受注者は、解除が第4 5、第4 6 又は第5 4 第3 項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ遅延利息率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第4 4、第5 0 又は第5 1 の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1 項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第4 項前段及び第5 項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第4 5、第4 6 又は第5 4 第3 項の規定によるときは発注者が定め、第4 4、第5 0 又は第5 1 の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4 項後段、第5 項後段及び第6 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。(発注者の損害賠償請求等)

第5 4 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一 工期内に工事を完成することができないとき。

二 この工事目的物に契約不適合があるとき。

三 第4 5 又は第4 6 の規定により工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

四 前3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の1 0 の1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第4 5 又は第4 6 の規定により、工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

二 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2 号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成1 6 年法律7 5 号)の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成1 4 年法律第1 5 4 号)の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成1 1 年法律第2 2 5 号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1 項各号又は第2 項各号に定める場合(前項の規定により第2 項第2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1 項及び第2 項の規定は適用しない。

5 第1 項第1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3 パーセントの割合で計算した額とする。

6 第2 項の場合(第4 6 第9 号又は第1 1 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4 の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第5 5 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 第5 0 又は第5 1 の規定によりこの契約が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第3 3 第2 項(第3 9 において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息率を乗

じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第56 受注者(共同企業体にあつては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額(この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。))。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。))において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。))の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

二 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(契約不適合責任期間等)

第57 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32第4項又は第5項(第39においてこれらの規定を準用する場合を含む。))の規定による引渡し(以下第57において単に「引渡し」という。))を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下第57において「請求等」という。))をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請

求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。))の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用しない。この場合において契約不適合に関する受注者の責任は、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第5条に定める部分の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。))について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

第58 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下第58において同じ。))等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下第58において同じ。))に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを遅滞なく発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

(制裁金等の徴収)

第59 受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

第60 契約書及びこの契約基準において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。))のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の

施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第 1 2 第 3 項の規定により受注者が決定を行った後若しくは第 1 2 第 5 項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに第 1 2 第 3 項若しくは第 5 項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあつせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第 6 1 発注者及び受注者は、その一方又は双方が第 6 0 の審査会のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、第 6 0 の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補則)

第 6 2 この契約基準に定めのない事項は、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

入 札 書

工 事 名 岡山大学（東山（一））附属中学校校舎改修Ⅰ機械設備工事

入札金額 金 円也

国立大学法人岡山大学工事請負契約基準を熟知し、図面及び仕様書に従って、上記の工事を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人岡山大学長 殿

競 争 加 入 者

住 所

会 社 名

代 表 者 名

㊞

☐ 代 理 人

㊞

☐ 復 代 理 人

㊞

（備考） （1）該当の□にレを表示すること。

様式 1

委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人岡山大学長 殿

委任者（競争加入者）

住 所

会社名

代表者名

印

私は、下記の者を代理人と定め、貴学との間における下記の一切の権限を委任します。

記

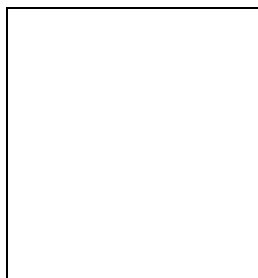
1 受 任 者

2 委 任 事 項 （1） 工事請負に関する一切の件

 （2） 復代理人選任及び解任の件

3 工 事 名 岡山大学（東山（一））附属中学校校舎改修Ⅰ機械設備工事

4 受任者（代理人）使用印鑑



（注）本様式は本店から契約権限を有する支店等への委任様式である。

様式 3

委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人岡山大学長 殿

委任者（競争加入者の代理人）

住 所

会社名

氏 名

印

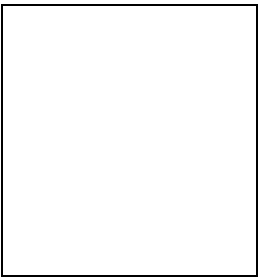
私は、 _____ を _____（競争加入者）
の復代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

令和 7 年 7 月 2 4 日 国立大学法人岡山大学において行われる下記工事の入札及び
見積りに関する件

工事名 岡山大学（東山（一））附属中学校校舎改修 I 機械設備工事

受任者（復代理人）使用印鑑



（注）支店等の社員等が競争加入者（本店の代表者）の復代理人となる場合の委任様式である。

様式 2

委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人岡山大学長 殿

委任者（競争加入者）

住 所

会社名

代表者名

印

私は、 _____ を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和 7 年 7 月 2 4 日 国立大学法人岡山大学において行われる下記工事の入札及び
見積りに関する件

工事名 岡山大学（東山（一））附属中学校校舎改修Ⅰ機械設備工事

受任者（代理人）使用印鑑

